

# 明治大学人文科学研究所年報

第58号

2016年度

---

*Annual Report  
of  
The Institute of Humanities*

Meiji University

No. 58

2016

明治大学人文科学研究所

# 目 次



## I 人文科学研究所概要

1. 概要	1
2. 2017年度運営委員・各種委員及び事務担当部署	1
3. 研究所所員数	2
4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移	3
5. 2017年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	4

## II 2016年度運営記録

1. 運営委員会議事録抄録	6
2. 2016年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	9
3. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行	11
4. 「明治大学人文科学研究所紀要」第80冊、第81冊の刊行	11
5. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 23の刊行	13
6. 「第41回公開文化講座」の開催	13

## III 歴代所長

## IV 2016年度研究種目別研究実施報告

### 1. 総合研究第2種実施報告

現象学の異境的展開：非西欧への／からのまなざし

合田 正人, 志野 好伸

池田 喬 …… 17

### 2. 共同研究実施報告

オリンピックと地域・環境・マイノリティ

高峰 修, 石山 徳子

兼子 歩, 後藤 光将 …… 19

### 3. 個人研究第1種実施報告

(1) <第二世代>のユダヤ系作家の詩的言語研究—ローベルト・シンデルを中心に	福間 具子 … 22
(2) 高校教育における社会教育施設の活用に関する実証的研究	林 幸克 … 23
(3) 多民族都市レスターのイングリッシュたち	佐藤 清隆 … 24
(4) 論文・レポートの評価に関する基礎研究：グローバル評価指標の策定を目指して	小森 和子 … 25
(5) 青少年の自己破壊的行動のメカニズムと援助方法に関する研究	濱田 祥子 … 27
(6) スペイン小説における〈弱い男〉と〈強い女〉の誕生：19世紀末スペインを生きた男女小説家の生／性の投影	大楠 栄三 … 28
(7) サミュエル・ベケットにおける脳と視覚芸術(The Brain and Visual Arts in Samuel Beckett)	井上 善幸 … 29
(8) パララックス・ビューを超える倫理の葛藤：現代アイルランド文化における「借用」を中心に	虎岩 直子 … 31
(9) 下総国佐倉藩「分限帳」からみる家臣の経歴	野尻 泰弘 … 32
(10) 縄文時代における貝製腕輪の研究	阿部 芳郎 … 33
(11) 排外的ナショナリズムの形成と社会的影響—富国強兵・尊王攘夷—	須田 努 … 34
(12) ディアスポラの民の信仰—サンテリアのイファの思想と実践	越川 芳明 … 35

(13) グローバルな文化産業の「界」—ファッション産業における日本人デザイナーの事例研究	藤田 結子	36
(14) オーストリア・イタリア国境地域における越境的地域連携とそのガバナンス	飯嶋 曜子	37
(15) 英語学習者のプロファイリングを利用した自律学習支援に関する研究	廣森 友人	38
(16) 『古事記』中巻の注釈と研究	居駒 永幸	41
(17) 火山体の巨大崩壊の発生方位には規則性を認めうるか：大規模斜面変動の発生場とその地理的条件	吉田 英嗣	42
(18) 「水虫」の国際比較からみる日本の社会的文化的思想的特質の考察	眞嶋 亜有	43
(19) 一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法に関する調査研究	水村 信二	44

#### 4. 個人研究第2種実施報告

(1) ジョン・ミュアにおける科学と文学の融合～『アラスカの旅』を中心として～	柴崎 文一	47
(2) 古英語訳ベータ『英国国民教会史』の翻訳スタイル	石黒 太郎	48

### 附

#### 1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

・明治大学研究企画推進本部規程(抜粋)	53
・基盤研究部門にかかわる研究所要綱	53
・明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程	55
・人文科学研究所運営委員選出に関する内規	56
・人文科学研究所各種小委員会内規	57
・人文科学研究所個人研究, 共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規	57
・人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び成果提出一覧	60
・研究所客員研究所員に関する内規	61
・明治大学特別研究者制度規程	61
・特別研究者に対する研究費助成に関する基準	63
・人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則	64
・明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程	65
・研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準	67
・人文科学研究所の査読に関する内規	68
・人文科学研究所叢書応募要領	68
・人文科学研究所紀要応募要領	69
・人文科学研究所紀要成果執筆要領	69
・人文科学研究所欧文紀要(The Journal of Humanities) 応募要領	70

#### 2. 2016年度募集人文科学研究所各種募集要項

・2016年度人文科学研究所紀要原稿募集について(お知らせ)	71
・2016年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について(お知らせ)	71
・2017年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について(お知らせ)	72
・2017年度人文科学研究所叢書の原稿募集について(お知らせ)	73

#### 3. 2017年度人文科学研究所所員名簿

#### 4. 人文科学研究所叢書一覧

#### 5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

# I 人文科学研究所概要

## 1. 概 要

設置年月日…1959（昭和34）年4月18日

設置目的……人文科学研究所は、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩・発展に寄与することを目的としている。

当研究所の中心をなす事業として、第1に、複数の研究者で行う研究及び個人で行う研究活動への助成、第2に、これらの研究経過及び成果を公表するために、叢書や各種機関誌を刊行している。

また、地域社会に対し、研究成果の還元及び「開かれた大学」を目指して、公開文化講座を開催している。

## 2. 2017年度運営委員・各種委員及び事務担当部署

人文科学研究所長 豊川 浩一（文）

### 運営委員

選出区分（分野）	運営委員期間・氏名	2016～2017年度委員	2017～2018年度委員
日本文学及び文芸学の分野		山崎 健司（文）	小財 陽平（法）
英米文学の分野		山本 洋平（理工） 波戸岡 景太（理工）	石黒 太郎（商）
独文学，仏文学，中国文学，露文学，スペイン文学及び演劇学の分野		岩野 卓司（法） 松澤 淳（理工）	田村 久男（政経）
日本史学，アジア史学及び西洋史学の分野			落合 弘樹（文）
考古学及び地理学の分野			中澤 高志（経営）
教育学，哲学，倫理学，博物館学，図書館学，美術，心理学及び社会学の分野		昔農 英明（文） 清水 真木（商）	瀧口 美香（商）
保健体育学の分野			釜崎 太（法）
所長指名枠		眞嶋 亜有（国日）	前田 更子（政経） 藤山 龍造（文）

### 各種委員会委員

（◎印は委員長）

- (1) 出版刊行委員会委員 …………… ◎落合弘樹（紀要担当），◎中澤高志（叢書担当），小財陽平，山本洋平，昔農英明
- (2) 公開文化講座開催委員会 …………… ◎波戸岡景太，中澤高志
- (3) 制度検討委員会委員 …………… ◎岩野卓司，田村久男
- (4) 研究費申請審査委員会 …………… ◎松澤淳，清水真木，石黒太郎，前田更子，眞嶋亜有
- (5) 自己点検・評価担当 …………… ◎藤山龍造，釜崎太
- (6) 「新領域創成型研究」及び「若手研究」審査員…………… 波戸岡景太，田村久男，藤山龍造，瀧口美香，釜崎太
- (7) 連合駿台会・学術奨励賞選考委員会委員 …………… 山崎健司

事務担当部署 研究推進部 部長 飯塚 浩司  
 研究知財事務室 事務長 鈴木 一弘

### 3. 研究所所員数

#### (1) 所員構成

(2017.10)

学部	職名	教授	准教授	講師	計
法 学 部		21	5	2	28
商 学 部		23	7	3	33
政 治 経 済 学 部		19	5	12	36
文 学 部		64	33	8	105
理 工 学 部		7	7	1	15
農 学 部		4	3	3	10
経 営 学 部		16	6	0	22
情報コミュニケーション学部		7	9	4	20
国 際 日 本 学 部		18	7	3	28
総 合 数 理 学 部		1	2	0	3
計		180	84	36	300

#### (2) 所員の異動

##### 新 任 (2017.4.1)

土方 圭 (法学部 講師)  
 小澤 央 (商学部 講師)  
 碓 陽子 (政治経済学部 講師)  
 樋口 収 (政治経済学部 講師)  
 杉本 隆司 (政治経済学部 講師)  
 ネルソン・リンジー (政治経済学部 講師)  
 竹内 理矢 (文学部 准教授)  
 若狭 徹 (文学部 准教授)  
 奥 香織 (文学部 講師)  
 宮脇 梨奈 (文学部 講師)  
 織田 哲司 (農学部 教授)  
 竹内 拓史 (経営学部 准教授)

##### 退 職 (2016.3.31)

山口 政信 (法学部 教授)  
 山田 哲平 (法学部 教授)  
 マクサマック, マイケル W. (法学部 教授)  
 ピーターセン, マーク F. (政治経済学部 教授)  
 立野 正裕 (文学部 教授)  
 安蒜 政雄 (文学部 教授)  
 岩井 憲幸 (文学部 教授)

田宮 正晴（農学部 教授）  
 小林 信行（経営学部 教授）  
 古屋野 素材（情報コミュニケーション学部 教授）

逝去（2017.1.31）  
 （2017.10.12）

高良 聖（文学部 教授）  
 石川 邦芳（情報コミュニケーション学部 准教授）

#### 4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移

##### (1) 人文科学研究所予算

単位：円

項目	2017年度	2016年度	2015年度
研究費	17,220,000	15,480,000	19,040,000
人文研発行費	4,646,000	8,141,000	5,536,000
運営費	237,000	200,000	200,000
講演会費	466,000	526,000	600,000
年報発行費	184,000	200,000	200,000
計	22,753,000	24,547,000	25,576,000

※ 2016年度総合研究辞退に伴い、研究費 2,250,000 円を人文研発行費に振り替えて対応。

##### (2) 研究費の年度別予算推移

単位：円

年度	総合研究	共同研究	個人研究	特別研究	合計
2012	5,603,334 (3)	1,000,000 (1)	12,690,000 (23)	6,945,150 (6)	26,238,484
2013	4,195,000 (2)	840,000 (1)	13,050,000 (21)	4,780,000 (5)	22,865,000
2014	2,195,000 (1)	970,000 (1)	11,750,000 (19)	9,275,000 (8)	24,190,000
2015	1,720,000 (1)	0 (0)	12,660,000 (21)	4,660,000 (6)	19,040,000
2016	1,500,000 (1)	750,000 (1)	10,170,000 (21)	3,060,000 (5)	15,480,000

( ) 内は採択件数

※ 2016年度総合研究 1 件辞退

## 5. 2017年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎合田 正人	文	現象学の異境的展開：非西欧への／からのまなざし	2015 - 2017	1,840
	美濃部 仁	国日			
	志野 好伸	文			
◎研究代表者				合計	1,840

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎高峰 修	政経	オリンピックと地域・環境・マイノリティ	2016 - 2017	920
	石山 徳子	政経			
	後藤 光将	政経			
	兼子 歩	政経			
2	◎田中 洋美	情コミ	日本の女性雑誌におけるジェンダー表象：『an・an』を事例に	2017 - 2018	920
	高馬 京子	情コミ			
◎研究代表者				合計	1,840

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	須田 努	情コミ	排外的ナショナリズムの形成と社会的影響—富国強兵・尊王攘夷—	2016 - 2017	630
2	越川 芳明	文	ディアスポラの民の信仰……サンテリアのイファの思想と実践	2016 - 2017	644
3	藤田 結子	商	グローバルな文化産業の「界」—ファッション産業における日本人デザイナーの事例研究	2016 - 2017	644
4	飯嶋 曜子	政経	オーストリア・イタリア国境地域における越境的地域連携とそのガバナンス	2016 - 2017	526
5	廣森 友人	国日	英語学習者のプロファイリングを利用した自律学習支援に関する研究	2016 - 2017	644
6	居駒 永幸	経営	『古事記』中巻の注釈と研究	2016 - 2017	644
7	吉田 英嗣	文	火山体の巨大崩壊の発生方位には規則性を認めうるか—大規模斜面変動の発生場とその地理的条件	2016 - 2017	644
8	眞嶋 亜有	国日	“水虫”の国際比較からみる日本の社会的文化的思想的特質の考察	2016 - 2017	644
9	水村 信二	文	一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法に関する調査研究	2016 - 2017	644
10	清岡 智比古	理工	パリ圏における文化的混成～映画分析を中心とした地誌的アプローチ	2017 - 2018	644
11	豊川 浩一	文	18世紀ロシアの民衆運動と古儀式派教徒との関係についての研究	2017 - 2018	644
12	虎岩 直子	政経	「借用」という反復による「アサンブラージュ」が啓く共同体及び環境世界との調和	2017 - 2018	644

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
13	根本美作子	文	ピエール・パシェの作品における個人と文学の問題	2017 - 2018	644
14	前田更子	政経	世紀転換期フランスにおける女子師範学校の「世俗化」とカトリシズム	2017 - 2018	644
15	溝辺泰雄	国日	第二次世界大戦期の英領黄金海岸植民地における「日本人」抑留者に関する実態調査	2017 - 2018	644
				合計	9,528

## 個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	石黒太郎	商	古英語訳ベータ『英国教会史』の翻訳スタイル	2016 - 2017	184
				合計	184

## 特別研究第2種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	牧野淳司	文	寺院資料を用いた『平家物語』の総合的研究	2017	700
2	渡辺徳美	商	ジークフリート・レンツの『国語の時間』におけるエミール・ノルデ	2017	920
3	佐々木憲一	文	古墳時代考古学の国際化に関する研究	2017	920
				合計	2,540

## 特別研究第3種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	長尾進	国日	武道の国際化に伴う諸問題についての研究—普遍性と固有性をキーワードとして—	2017	644
2	林ひふみ	理工	アグネス・キースのボルネオと日本：『白人の帰還』を中心に	2017	644
				合計	1,288

## Ⅱ. 2016年度運営記録

### 1. 運営委員会議事録抄録

#### 第1回（2016年4月22日）

1. 所長から、これまで委任状を出席扱いとしてきた慣例について発議があり、今後検討を行っていく方針が示された。
2. 所長から、昨年度に引き続き、所長代行を設置したい旨の発議があり、審議の結果、これを承認し、暫定所長代行として高田委員にお願いすることを承認した。また、次回以降、所長代行の決め方について審議検討を行うこととした。
3. 各種委員会の担当、「新領域創成型研究」及び「若手研究」にかかわる審査員の選任について、これを承認した。
4. 2016年度総合研究第1種の辞退について、審議の結果、これを承認した。
5. 所長から、第41回公開文化講座について概要の説明があり、10月15日（土）に講師1名程度で行うことが承認された。

#### 第2回（2016年6月1日）

1. 【連続採択者】2014～2015年度個人研究第1種研究成果の査読結果について承認した。
2. 商学部藤田結子准教授から商学部清水真木教授への人文科学研究所運営委員の任期途中交代についての発議があり、これを承認した。
3. 所長から、2015～2017年度総合研究第2種研究員の交代についての発議があり、審議の結果、これを承認した。

#### 第3回（2016年7月13日）

1. 2016年度公募叢書論文の査読結果について、一部修正のうえ再提出を要するとした。  
なお、募集は1編であったが、予算に目途がついたため、修正のうえ再提出された場合は2編採用とすることとなった。
2. 2013～2014年度個人研究第1種研究成果の査読結果について、承認した。
3. 2012年度特別研究第2種の研究成果受理を承認した。
4. 2017年度個人研究・共同研究・総合研究の募集について、これを承認した。
5. 2017年度公募叢書・2016年度紀要・欧文紀要原稿の各種募集について、これを承認した。
6. 大学院博士後期課程学生に対する人文研紀要原稿の募集について、これを承認した。
7. 人文科学研究所研究費返還に関する覚書（案）について、種々意見交換の後、継続審議とした。
8. 人文科学研究所内規の一部改正について、制度検討委員長から第1回制度検討委員会での議事メモについて説明があり、今後、人文科学研究所の内規の見直しを含めた制度検討をしていきたい旨、発議があった。

#### 第4回（2016年10月12日）

1. 2016年度研究成果紀要論文の受理、延期願、字数超過願、課題名変更願及び査読者の選定について、所長から、配布資料に基づき提出状況についての説明があり、審議の結果、字数超過願、課題名変更願については承認し、提出論文を受理することとした。また、延期願については期日を厳守させることを条件に承認した。
2. 2016年度公募紀要論文の受理及び査読者の選定について、所長から応募状況について説明があり、提出論文の受理を承認した。
3. 2016年度公募叢書論文の修正確認について、所長から、修正確認報告書が提出されている旨、説明があり、公募叢書論文の修正について承認した。
4. 2014年度特別研究第1種研究成果の査読結果について、査読結果が不相当であるという評価であったため、種々意見交換の後、査読結果のみ通知し、その後の対応については当該研究者の対応により、次回運営委員会で検

討することとした。

5. 2017～2018年度運営委員候補者選出選挙について、説明があり、所長に加え、開票立会人として2名の運営委員の推薦については所長一任とした。なお、今年度は従来の投票方法に戻し、投票用紙等を学内便にて、全所員に送り、投票期間内に人文研事務局まで返送するという事で承認した。

#### 第5回（2016年12月2日）

1. 守屋宏則人文科学研究所長退任について、暫定所長代行から、11月17日付けで、守屋宏則人文科学研究所所長から退任届が提出された旨、説明があった。後の議題において、所長の残任期間の事務取扱について審議したい旨、説明があった。
2. 人文科学研究所長事務取扱について、暫定所長代行から、守屋所長の残任期間の4か月の事務取扱について説明があり、事務局から事務取扱についての説明を行い、審議の結果、高田暫定所長代行が残任期間の間、人文科学研究所長事務取扱として代行することを承認した。
3. 2016年度人文科学研究所研究成果及び公募紀要論文の査読結果について、暫定所長代行から、配布資料に基づき、評価及び紀要掲載について発議があり、審議の結果、掲載を承認するもの、一部修正のうえ再提出を要するもの、大幅に修正のうえ再提出を要するものを承認した。
4. 2016年度研究成果紀要論文の受理、字数超過願、課題名変更願及び査読者の選定について、暫定所長代行から、配布資料に基づき提出状況についての説明があり、審議の結果、字数超過願、課題名変更願については承認し、提出論文を受理することとした。
5. 2010～2012年度総合研究第1種査読結果について、暫定所長代行から、研究成果の評価及び叢書の刊行について発議があり、審議の結果、これを承認した。
6. 2011～2013年度総合研究第2種査読結果について、暫定所長代行から、研究成果の評価及び叢書の刊行について発議があり、審議の結果、これを承認した。
7. 2017～2018年度運営委員候補者選出選挙開票結果について、暫定所長代行から、開票結果についての説明があり、これを承認した。
8. 2017年度人文科学研究所公募叢書申請の受理及び査読者の選定について、暫定所長代行から、配布資料に基づき、説明があり、2017年度人文科学研究所叢書への応募1件の受理について承認した。
9. 2016年度大学院後期課程学生に対する紀要原稿の募集について、暫定所長代行から、配布資料に基づき、大学院長から院生応募論文1編の推薦があった旨、報告があり、審議の結果、これを承認した。
10. 2014年度特別研究第1種研究成果の取扱及び今後の対応について、暫定所長代行から、配布資料に基づき、査読結果について当該研究者から異議申し立てがなかった旨、報告があった。今後の対応については種々意見交換の後、暫定所長代行が面会のうえ、今後の対応を検討することとした。
11. 2017年度人文科学研究所研究費の審査について、暫定所長代行から、今年度は研究費申請審査委員会を設置していないため、この審査については運営委員会で行わなければならない旨、説明があり、公正な審査を行う観点から、各研究費の審査においては、運営委員各4名で評価することについて承認した。具体的な審査の割り当てについては後日、各運営委員に通知することとした。
12. 2017～2018年度人文科学研究所長選出について、暫定所長代行から、これまで慣例として次期所長の選出については、現所長が次期所長を指名する方法で行ってきたことについて説明があり、今後は持ち回りを含めて、制度化することも視野に入れることについて提案があった。今回の選出については、次回の運営委員会で候補者を決定しなければならないため、暫定所長代行が文学部長に候補者推薦の依頼をすることについて承認した。

#### 第6回（2017年1月25日）

1. 2016年度研究成果紀要論文の受理、延期願、字数超過願、課題名変更願及び査読者の選定について、所長事務取扱から、配布資料に基づき提出状況についての説明があり、審議の結果、字数超過願、課題名変更願については承認し、提出論文を受理することとした。また、延期願についても承認した。
2. 2016年度人文科学研究所紀要掲載論文の修正確認について、所長事務取扱から、修正確認報告書が提出され

ている旨、説明があり、論文の修正について承認した。

3. 2017～2018年度人文科学研究所長候補者の推薦について、所長事務取扱から、文学部長より豊川浩一教授の推薦があった旨、報告があり、これを承認した。
4. 2017年度人文科学研究所研究費の審査について、所長事務取扱から、研究費の審査について説明があり、審議の結果、採否について承認した。なお、配分する研究費については次回の運営委員会で決定することについても併せて承認した。
5. 人文科学研究所研究費返還に関する覚書（案）について、所長事務取扱から、2017年度研究費採択者から覚書を提出していただくことについて説明があり、内規の整備を行うことを前提にこれを承認した。なお、内規の整備については次期運営委員会に申し送ることとした。
6. 2014年度特別研究第1種研究成果の受理及び今後の対応について、所長事務取扱から、当該研究者から研究成果論文名を変更の上、大幅に修正したため、再度、研究成果を提出したい旨の申し出があったため、研究成果の受理及び今後の対応について発議があった。種々意見交換の後、今回限りの措置として、研究成果論文名の変更願の承認と研究成果の受理を承認することとした。

### 第7回（2017年3月1日）

1. 2017～2018年度人文科学研究所運営委員2名（所長指名枠）の選出について、所長事務取扱から、配布資料に基づき、次期所長である文学部豊川教授に所長指名枠の2名について選出していただくように申し送る旨、報告があった。
2. 2017年度人文科学研究所各種研究費交付額及び叢書の出版刊行助成金額について、所長事務取扱から発議があり、各種研究所研究費交付額（案）と叢書の出版刊行助成金額（案）についての案が提示された。  
また、補足として研究推進部長から2017年度の大学全体の収支及び予算についての説明があった。
3. 研究費審査結果開示について、所長事務取扱から、配布資料に基づき、研究費審査結果の開示について所員から要望が提出されている旨、説明があった。種々意見交換の後、次年度以降、開示する方向で研究費審査を行うのか、従来通り開示しない方向で研究費審査を行うのかについて、次期運営委員会で検討していくこととした。また、審査体制についても今年度のように運営委員会全体で行うのか、従前のように研究費申請審査委員会を設置して行うかについても併せて申し送ることとした。
4. 2016年度人文科学研究所研究成果の査読結果について、所長事務取扱から、配布資料に基づき、評価について発議があり、審議の結果、大幅に修正のうえ再提出を要するものとして承認した。
5. 2014年度特別研究第1種研究成果の査読結果及び今後の取り扱いについて、所長事務取扱から、配布資料に基づき発議があり、種々意見交換の後、3月15日までに今後の対応について回答を求めることを承認した。

## 2. 2016年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎合田正人	文	現象学の異境的展開：非西欧への／からのまなざし	2015 - 2017	1,500
	志野好伸	文			
	池田 喬	文			
◎研究代表者				合計	1,500

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎高峰 修	政経	オリンピックと地域・環境・マイノリティ	2016 - 2017	750
	石山 徳子	政経			
	後藤 光将	政経			
	兼子 歩	政経			
◎研究代表者				合計	750

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	福間 具子	文	<第二世代>のユダヤ系作家の詩的言語研究 ーローベルト・シンデルを中心に	2015 - 2016	520
2	林 幸克	文	高校教育における社会教育施設の活用に関する実証的研究	2015 - 2016	520
3	佐藤 清隆	文	多民族都市レスターのイングリッシュたち	2015 - 2016	520
4	小森 和子	国日	論文・レポートの評価に関する基礎研究： グローバル評価指標の策定を目指して	2015 - 2016	520
5	濱田 祥子	文	青少年の自己破壊的行動のメカニズムと援助方法に関する研究	2015 - 2016	520
6	大楠 栄三	法	スペイン小説における〈弱い男〉と〈強い女〉の誕生： 19世紀末スペインを生きた男女小説家の生／性の投影	2015 - 2016	520
7	井上 善幸	理工	サミュエル・ベケットにおける脳と視覚芸術 (The Brain and Visual Arts in Samuel Beckett)	2015 - 2016	520
8	虎岩 直子	政経	パララックス・ビューを超える倫理の葛藤： 現代アイルランド文化における「借用」を中心に	2015 - 2016	520
9	野尻 泰弘	文	下総国佐倉藩の分限帳翻訳と藩研究	2015 - 2016	520
10	阿部 芳郎	文	縄文時代における貝製腕輪の研究	2015 - 2016	520
11	須田 努	情コミ	排外的ナショナリズムの形成と社会的影響 ー富国強兵・尊王攘夷ー	2016 - 2017	520
12	越川 芳明	文	ディアスポラの民の信仰…… サンテリアのイファの思想と実践	2016 - 2017	520
13	藤田 結子	商	グローバルな文化産業の「界」ーファッション産業における日本人デザイナーの事例研究	2016 - 2017	520

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
14	飯嶋曜子	政経	オーストリア・イタリア国境地域における越境的地域連携とそのガバナンス	2016 - 2017	520
15	廣森友人	国日	英語学習者のプロファイリングを利用した自律学習支援に関する研究	2016 - 2017	510
16	居駒永幸	経営	『古事記』中巻の注釈と研究	2016 - 2017	520
17	吉田英嗣	文	火山体の巨大崩壊の発生方位には規則性を認めうるか：大規模斜面変動の発生場とその地理的条件	2016 - 2017	520
18	眞嶋亜有	国日	“水虫”の国際比較からみる日本の社会的文化的思想的特質の考察	2016 - 2017	520
19	水村信二	文	一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法に関する調査研究	2016 - 2017	520
				合計	9,870

## 個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	柴崎文一	政経	ジョン・ミューアにおける科学と文学の融合 —『アラスカの旅』を中心として—	2015 - 2016	150
2	石黒太郎	商	古英語訳ベータ『英国民教会史』の翻訳スタイル	2016 - 2017	150
				合計	300

## 特別研究第2種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	井戸田 総一郎	文	文学するニーチェ—散文と詩文の交差する領域に関する文体論的・韻律論的分析	2016	750
2	古山夕城	文	ギリシア周縁地域の政治社会構成 —クレタにおける文字表象とポリスの形成—	2016	750
				合計	1,500

## 特別研究第3種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	宮越 勉	文	白樺派の作家作品研究	2016	520
2	大矢 健	理工	ジャック・ロンドン初期におけるエクリチュール、自己創造、人種	2016	520
3	広沢 絵里子	商	ドイツにおける自伝研究	2016	520
				合計	1,560

### 3. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行

「模倣と創造 哲学と文学のあいだで」……………大石 直記（文学部）編  
書肆心水 A5判 350頁  
2017年3月発行  
定価本体6,900円＋税  
発行部数300部

「演出家ピスカートアの仕事

ードキュメンタリー演劇の源流」……………萩原 健（国際日本学部）著  
森話社 A5判 379頁  
2017年3月10日発行  
定価本体5,800円＋税  
発行部数700部

「十八世紀ロシアの「探検」と変容する空間認識

ーキリーロフのオレンブルク遠征とヤーロフ事件」……………豊川 浩一（文学部）著  
山川出版社 A5判 327頁  
2016年12月20日発行  
定価本体5,000円＋税  
発行部数550部

「雲南の歴史と文化とその風土」……………

氣賀澤 保規（文学部）編  
勉誠出版 A5判 269頁  
2017年3月10日発行  
定価本体7,000円＋税  
発行部数400部

### 4. 「明治大学人文科学研究所紀要」第80冊, 第81冊の刊行

(1) 第80冊掲載論文（2017年3月31日発行）

《個人研究第1種》

植民地前半期に構想された「アフリカ独自の近代化」における「発展」概念の史的考察  
イギリス領ゴールドコースト（現ガーナ）の現地エリート S.R.B アットー＝アフマの思想から …………… 溝 辺 泰 雄

《個人研究第1種》

民族史再編と世界観の変容—古代メソアメリカ文化をフィールドとして— …………… 井 関 睦 美

《個人研究第1種》

島嶼性と写真記録 …………… 倉 石 信 乃

《個人研究第1種》

函館平野東部の段丘地形—その変位の地形学的解釈— …………… 吉 田 英 嗣

《特別研究第1種》

中国安徽省池州市の詩讚系仮面演劇、貴池本「薛仁貴征東伝」について  
—薛仁貴物語の変遷の研究(2)— …………… 福 満 正 博

## 《特別研究第2種》

トーマス・マンとゲーテ

—「引用」Zitatと「ゲーテのまねび」imitation Goethe'sをめぐって— …………… 櫻井 泰

## 《特別研究第2種》

*Cheba Louisa* 試論 …………… 清岡 智比古

## 《個人研究第1種》

大宝田令の復元と『日本書紀』 …………… 吉村 武彦

## 《個人研究第3種》

詩歌の中の生老病死—その祖形と変容— …………… 金山 秋男

## (2) 第81冊掲載論文(2017年3月31日発行)

## 《個人研究第1種》

聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とポリス形成のコスモロジー …………… 古山 夕城

## 《個人研究第1種》

ドイツ近代文学における幼年時代の記述—大都市ベルリンの場合— …………… 岡本 和子

## 《個人研究第2種》

幕末仙台藩におけるロシア学研究所の開始とその展開 …………… 岩井 憲幸

## 《特別研究第1種》

フランス中央集権化における新規獲得領土の影響 1453年—1715年

—家族人類学考察— …………… 鹿島 茂

## 《公募》

グスタフ・フェヒナーの死生観のわが国における受容

—『死後の生についての小冊子』の多種類の邦訳— …………… 岩 渕 輝

## 《公募》

元刊本雑劇「汗衫記」は、何処に在ったのか

—併せて明抄本と元曲選本の性格を論じる(2)— …………… 福満 正博

## 《公募》

「仮面ライダー」シリーズから読み解く1970年代初頭のヒーローの「正義」と戦争の記憶 …… 花岡 敬太郎

2016年度 第41回人文科学研究所公開文化講座 記録

伝える、伝わる

—言葉の中の思いを届ける—

**5. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」  
THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 23 の刊行**

- Rewilding: Reimagining Nature After March 11, 2011 ..... SUGA Keijiro
- Jonathan Swift's Political Views  
and Early Modern English Conservatism ..... NAKAJIMA Wataru
- The Clause-Initial *þa* and the Finite Verb  
in the Old English *Beowulf* and *Andreas* ..... ISHIGURO Taro

**6. 「第41回公開文化講座」の開催**

**第41回公開文化講座**

総合テーマ 伝える、伝わる 一言葉の中の思いを届ける—  
開 催 日 2016年10月15日（土）  
13:00～16:00（開場12:30）

会 場 明治大学中野キャンパス 5階ホール

聴 衆 70名

プログラム 第一部 <講演> 「伝える、伝わる」  
第二部 <講演> 「言葉とスポーツ」

石井大裕氏 (TBS アナウンサー)

総合司会 田中伸明 (明治大学文学部教授)

## Ⅲ 歴 代 所 長

期	氏 名	所 属	任 期
1 期	杉原 荘介	文	1959.6 ~ 1961.5
2 期	〃	〃	1961.6 ~ 1963.5
3 期	淀野 三吉	〃	1963.6 ~ 1965.5
4 期	渡辺 操	〃	1965.6 ~ 1967.5
5 期	〃	〃	1967.6 ~ 1969.5
6 期	山田 肇	〃	1969.6 ~ 1971.5
7 期	〃	〃	1971.6 ~ 1973.5
8 期	小室 栄一	〃	1973.6 ~ 1975.3
9 期	〃	〃	1975.4 ~ 1977.3
10 期	皆河 宗一	〃	1977.4 ~ 1979.3
11 期	江島 祐二	政経	1979.4 ~ 1981.3
12 期	〃	〃	1981.4 ~ 1983.3
13 期	大塚 初重	文	1983.4 ~ 1985.3
14 期	〃	〃	1985.4 ~ 1987.3
15 期	坂本 和男	法	1987.4 ~ 1989.3
16 期	〃	〃	1989.4 ~ 1991.3
17 期	〃	〃	1991.4 ~ 1993.3
18 期	福田榮次郎	文	1993.4 ~ 1995.3
19 期	〃	〃	1995.4 ~ 1997.3
20 期	近藤 正毅	理工	1997.4 ~ 1999.3
21 期	〃	〃	1999.4 ~ 2001.3
22 期	林 雅彦	法	2001.4 ~ 2003.3
23 期	〃	〃	2003.4 ~ 2005.3
24 期	永田 雄三	文	2005.4 ~ 2007.3
25 期	居駒 永幸	経営	2007.4 ~ 2009.3
26 期	〃	〃	2009.4 ~ 2011.3
27 期	杉山 光信	文	2011.4 ~ 2013.3
28 期	佐藤 義雄	文	2013.4 ~ 2015.3
29 期	守屋 宏則	経営	2015.4 ~ 2016.11
	高田 幸男	文	2016.11 ~ 2017.3
30 期	豊川 浩一	文	2017.4 ~

## **IV 2016年度研究種目別研究実施報告**

## 1. 総合研究第2種実施報告

### 現象学の異境的展開： 非西欧への／からのまなざし

Phenomenologies of elsewhere

合田 正人 (研究者代表)

志野 好伸 池田 喬

GODA Masato

SHINO Yoshinobu IKEDA Takashi

2016年度の活動は7月31日にアカデミーコモンで開催されたシンポジウム「リズム」から始まった。このシンポジウムには上海交通大学教授の姜丹丹氏（フランスのコレージュ・フィロゾフィックでも活躍されている）、大阪大学の村上靖彦氏、小倉拓也氏をゲストに迎え、日本ではまだほとんど紹介されていないフランスの哲学者アンリ・マルティネを中心に現象学とリズム論の連関をめぐって研究発表と討議を行った。まず合田がイントロダクションとして、リズムをめぐる考察を、18世紀のルソーやピシャ、19世紀のフェリックス・ラヴェッソン、シャルル・ルヌヴィエなどに遡りつつ、ルードヴィヒ・クラークの『リズムの本質』、ガストン・バシュラルの『持続の弁証法』における「リズム分析」、そしてレヴィナスにおける「リズムの欠如からなるリズム」としての「イリヤ」、そのレヴィナスとマルティネとの連関についての発表があった。続いて姜丹丹氏からは中国の美学を踏まえたマルティネをめぐる実に興味深い発表がなされた。続く話者は医療看護と現象学との連関を探る国際的研究者、村上靖彦氏で、氏はマルティネの思想を批判的に検討しつつ、出来事に向き合う場がどのように構成されるかを語った。三名の発表が終わった後、小倉拓也氏を司会者としてマルティネをめぐるトークセッションがなされたが、マルティネのいう「トランスパシビリティ」をどのように捉えるかをめぐってきわめて刺激的な議論が展開された。多数の聴衆が集まってくれたのも大変嬉しいことであった。

第二回のシンポジウムは10月23日、「もう一つの現象学へ」というタイトルで開催された。場所は明治大

学中野キャンパスである。まず合田が、ジャック・デリダの『グラマトロジーについて』で言及されたランベルトの「現象学」、ルヌヴィエの『現象主義』について報告した後、東京女子大学の乗立雄輝氏によるチャールズ・S・パースをめぐる発表、東京大学大学院の奥村大介氏によるバシュラルをめぐる発表がなされた。いずれもきわめて興味深い発表で、フッサール現象学とは異なる「現象学」の存在について聴衆は大きな示唆を得たと思われる。パースとドゥンス・スコトゥスめぐる発表はこれまで指摘されたことのない論点が提示されたことも大きな収穫であった。乗立、奥村両氏の協力を得て、現象学の「異境」の新たな側面が開示されたシンポジウムとなったと言って良い。

現象学の「異境」は更なる顔を有している。それをテーマとして企画されたのが、2017年1月8日開催の「北欧における現象学」であった。池田喬が科研費研究「北欧現象学者との共同研究に基づく傷つきやすさと有限性の現象学」ですでに協力関係にあった大阪大学の浜渦辰二氏をお招きしての開催となった。場所はグランドフロントである。まず、池田が近年の研究を顧みながら、北欧の現象学において、従来別々の流れで研究されていたフェミニズムと医療の問題が合流し、顕著な成果を上げていることを報告した。この報告は、社会構築主義では捉えきれない事象についての最新の研究成果についてのきわめて貴重な紹介をも含むものであった。続いて浜渦氏からは、現在進行中の氏自身の取り組みを踏まえながら、北欧社会の特徴、その環境保護、福祉の取り組み、そしてそれが現象学的探求とどのように関係するかについて非常に説得力のある発表があった。この発表に対しては前出の小倉氏などから質問が出され、高密度なやり取りが展開されたことも大きな収穫であった。

2016年度を締めくくるイベントは、3月1日に香港中文大学で開催されたシンポジウム「現象学と東アジア」である。香港中文大学の張教授とはこれまで、福岡で2016年11月に開催された「Opening up Japanese Philosophy」などでご一緒してきたが、今回は、明治大学からは池田、合田、志野に加えて前出の小倉氏、日本学術振興会の平岡氏、明治大学大学院の犬飼氏、香港中文大学からはHUI Ka Yu, TANG Man To, CHENG Ching-yuenの三氏が発表者となり、西田

幾多郎、和辻哲郎、レヴィナス、ドゥルーズなどについて報告と質疑応答がなされた。英語を共通言語としてのシンポジウムで、その点でも、とりわけ明治大学からの参加者にとっては、今後の活動にも深く係る試練の場となったのではないだろうか。今後とも香港中文大学とは密接な関係を持ち続けたいと願っているが、当日のプログラムは以下のとおりである。

Workshop on Phenomenology and East Asia

1st March 2017

Room 401, Leung Kau Kui Building, Chinese

University of Hong Kong

09:00-09:15 Opening

09:15-11:15 Session 1

HUI Ka Yu, "Problematic in the nascent stage:

Husserl's early reflection on the imagination"

HIRAOKA, Hiroshi, "Description and Experience:

Levinas's Interpretation of Husserlian Phenomenology"

INUKAI, Tomohiro, "Rhetoric in Levinas's Philosophy:  
Metaphor and Hyperbole"

11:15-13:45 Lunch

13:45-15:45 Session 2

OGURA, Takuya, "Towards a Phenomenology of  
Territory: Heidegger, Maldiney and Deleuze"

TANG Man To, "Back to Forgetting Itself: Paul  
Ricoeur's Refutation of Churchlands' Eliminativism"

IKEDA, Takashi, "Ethics Can Only Be Hermeneutical  
and Not Phenomenological: A Critical Assessment of  
Watsuji Tetsuō's Thesis"

15:45-16:00 Break

16:00-18:00 Session 3

GODA, Masato, "'On Confucian Ontology' by Hajime  
Tanabe"

SHINO, Yoshinobu, "Phenomenological Perspectives  
on Laozi"

CHEUNG Ching-yuen, "Nishida Kitaro and the  
problem of a selfless self"

(使用言語：英語)

これ以外にも、三名の研究者はそれぞれの分野で多様な活動を展開し、翻訳、著書を発表することができた。合田は2016年6月ブラハのカレル大学に出張し、同大学教授のカレル・ノヴォトニ氏主催のシンポジウムで享受のパリ第四大学のダニエル・コーエン氏らと共にエマニュエル・レヴィナスにおける意味とリズムをめぐる発表を行い、また、同年7月にはアメリカ合衆国パークレーでレヴィナス夏期セミナー（リチャード・コーエン氏主催）に参加、レヴィナスについての

発表を行った。同じく6月12日には、合田と志野は小上海の復旦大学にてシンポジウム「民国時期における中国文学とフランス文学の交流」にも参加した。11月2日には合田と志野は台湾政治大学で「現象学と儒学」というシンポジウムに参加し、それぞれ発表を行った。更に2017年3月25日に、東京大学東洋研究所にて、京大の上原教授主催のシンポジウムでも、合田と志野は、田辺元の「種の論理」をめぐる論争、大西祝と和辻哲郎との比較などを行った。

昨年度の活動がどちらかという日本哲学との連関で「現象学」を捉えるものであったのに対して、今年度はまず「リズム」という主題の面で、次いでシャルル・ルヌヴィエ、チャールズ・S・パース、ガストン・バシュラールという通常は現象学者とはみなされない思想家という視覚から、更には北欧という地域から、現象学の異境的展開を辿る一年となったように思われる。若手研究者を率いて香港に趣いたことも異境的体験であったと言ってよいだろう。

今年度の活動にはいまひとつの「異境」が加わった。昨年没したフランスの著名な文芸評論家ピエール・パシェ氏を追悼するシンポジウム「アジアにおける一個人」を2017年1月21日に、明治大学文学部フランス文学専攻教授の根本美作子氏の協力を得て開催することができたのである。パシェ氏は2007年にも明治大学を訪れ、文学部の教員、学生たちに多大な刺激を与えた方で、その仕事はフランスでもきわめて高く評価されている。とりわけパシェ氏の『我が母を前にして』は、狭い意味での現象学的考察ではないとしても、浜渦氏や池田が追求する現象学のあり方と重なり合う部分を有していると思われる。

2016年度の活動を終え、池田は在外研究でアメリカ合衆国に旅立った。新たな研究協力者として明治大学国際日本学部の美濃部教授を迎え、最終年度の計画がまさに今練られているところである。ジャックデリダの『声と現象』『エクリチュールと差異』『グラマトロジーについて』の出版から50年、デリダをめぐるシンポジウム、アメリカ合衆国バッファロー大学教授を招いてのスピノザシンポジウム、マルティン・ハイデガーとイスラーム、ニューヨーク市立大学でのシンポジウム、レヴィナス『全体性と無限』の中国語訳者を招いての講演会などがすでに予定されているが、今年度のかくも多様な、そして刺激的な研究を可能にしてくれた協力者の方々、明治大学人文科学研究所の方々にも心より感謝申し上げる次第である。

## 2. 共同研究実施報告

### オリンピックと地域・環境・マイノリティ

Olympics, Local Communities, Environment and Minorities

高峰 修 (研究者代表)

石山 徳子 兼子 歩 後藤 光将

TAKAMINE Osamu

ISHIYAMA Noriko KANEKO Ayumu

GOTO Mitsumasa

#### 【東京 2020 と周辺地域社会／高峰修】

本テーマに関しては、2020年のオリンピック・パラリンピック開催地である東京とその周辺の地域社会との関係について、東京と福島、そして都内と伊豆大島との関係を事例に調査を進めた。

東京 2020 の招致活動においては東日本大震災からの復興が一つの大きな名分となった。ただしその強調の度合いは、原発事故による放射能漏れを危惧する海外の反応をみながら時期によって異なるものであった。そうした言説について、招致活動時に国際オリンピック委員会 (IOC) に提出された申請ファイルと立候補ファイル、新聞報道、IOC 総会における東京招致委員会のプレゼン映像、リオオリンピック閉会式の企画と福島の中学生との関わりを伝える NHK の番組映像を材料にして、オリンピック招致活動時の復興に関する言説を分析した。その結果、東京にとって福島は、地理的に「中心と周縁」の関係にあることに加え、支援する地域として包摂され、同時に放射能をもたらす地域として排除される、そうした二面性をもつ地域として語られていた。また立候補ファイルにおいて「低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する」ことについては述べられていたが、現在の東京のエネルギー供給源については一切言及されていなかった。一方、社会一般の言説を見回してみても、東京 2020 開催に関わってエネルギー問題についてはほとんど語られておらず、東京のエネルギー問題については今後も継続して注意を払う必要がある。

東京 2020 招致決定後の 2013 年 10 月、伊豆大島にお

いて大規模土砂災害が発生した。死者 36 名、行方不明者 3 名という大きな被害を残す災害であった。伊豆大島は東京都に属しているため東京 2020 の開催都市でもあるが、本土から離れた島であり、かつ被災地という立場にある。つまり都内と伊豆大島はやはり地理的に、また支援する／支援されるという意味でも「中心と周縁」の関係にある。こうした位置にある伊豆大島が、東京 2020 とどう関わっていくのかについてフィールドワークを開始した。現地には 2016 年 8 月と 2017 年 3 月に訪問し、災害復興支援室、教育委員会の担当者から聞き取り調査を行い、また基礎的な資料を収集した。伊豆大島の復興計画は 2014 年から 2016 年までの前期、2017 年から 2019 年までの中期、2020 年から 2023 年までの後期の 3 期で組まれている。現時点では災害から 3 年半がたち、復興計画の前期が終了する時期にある。その中で「被災者の生活再建支援」と「地域基盤・インフラの復旧」については順調に進んでおり、今後「産業・観光復興支援」「防災まちづくりの強化」「被災地区の復興まちづくり計画」が課題となる。このうち特に「産業・観光復興支援」と東京 2020 がいかに関わり得るのかについて、次年度も継続してフィールドワークを続ける予定である。

#### 【オリンピックと都市環境のサステナビリティ／石山徳子】

2016 年度は、①焦点の絞られたテーマの設定、②資料収集、③現地視察を行った。①に関しては、自分の研究領域であるアメリカ地域研究、地理学、環境正義研究 (環境問題と社会正義を結びつけた領域横断的研究) の接点を探ることから始めた。オリンピックが開催都市の構造や生活環境をいかに変えてきたのか、社会的弱者の生活環境の変化はあったのかについて、先行研究、雑誌、新聞記事等を参照してみた。すると、北京やリオデジャネイロでの開催によって、住まいを追われたコミュニティに関する研究が多数見つかった。キーワードの一つが、都市のジェントリフィケーション (高級化) であった。

これをヒントに、アメリカの都市に関して、ソルト・レイク・シティ、ロサンゼルス、アトランタをキーワードに調べてみたところ、特にアトランタに関する論考が多いことがわかった。オリンピックによる再開発を契機に都市の「高級化」が進み、街の構造自体が再編

成され、人種や階級による格差の問題と密接に絡み合いながら、社会的な弱者がさらに周縁化される現象が見られることがあきらかになった。12月には政治経済学部のオリンピック総合講座で講義を行い、学生も関心をもってきてくれた。

②に関しては、テーマを絞り込んだ上で、ジェントリフィケーションに関する理論・実証研究、都市理論、アトランタの歴史地理、オリンピックと都市に関する先行研究を、明治大学とカリフォルニア大学パークレイ校の図書館のデータベースで入手した。特に、カリフォルニア大学図書館では、地理学、環境学、批判的人種論、都市論等の領域で出版されているオリンピックやジェントリフィケーションに関する文献を多く入手した。オリンピックとジェントリフィケーションに関して、アトランタ・オリンピックを事例に領域横断的な研究を行う手応えを得た。

③については、3月にアトランタを訪ね、現地の様子を自分の目で確かめる作業を行った。オリンピック記念公園周辺やダウタウンを歩くことにより、高級化後の地理景観を観察した。また、マーティン・ルーサー・キング・ジュニア牧師記念公園や、コココーラの施設を見学することにより、アトランタの街の成り立ちについて学んだ。アトランタの景観に内在する人種や階級による分離や差別の歴史と、コココーラ社も大きく関わるなか、1996年に開催されたオリンピックがどのような接点を持つのか、研究を進めていきたい。

#### 【Title IX とアメリカ政治文化／兼子歩】

兼子は共同研究において主にジェンダーの視点からの研究を担当した。2016年度は、主にアメリカ合衆国を中心としてスポーツとジェンダーの関係に関する文献および一次史料の収集を行った。特に重点的に調査したのは、以下の2点である。

第1に、アメリカ合衆国における女性のスポーツ参加の拡大にとって画期とされる1972年の教育法改正法(Educational Amendment Act)に関する議論の整理を行った。同法は連邦政府の助成を受ける教育プログラムにおいて性別に基づく差別を禁止する公民権立法であるが、この法律が高校および大学のスポーツ活動における男子学生の独占状態を是正し、女子学生に門戸を開くことに貢献したとされる。事実、同法施行後にはスポーツに参加する女子学生の数は飛躍的に増加した。しかしこの法律をめぐっては、フェミニストのあいだでも議論が分かれていることがわかった。1つの立場は、男女別のチーム編成を維持する限り、女性選手が劣等な地位を克服することはできないとするもの

である。もう1つの立場は、男女別のチーム編成をとることによって、女子学生が実質的にスポーツに参加する機会を保障できることを重視する立場である。72年以降繰り広げられてきたこれらの議論は、同時代の政治・経済・社会・文化的な文脈に積極的・批判的に言及するものではなく、これらの論争を歴史的な文脈において解釈する必要があることが明らかになった。そこで2016年度は、当時の論争の文脈をさぐるために、有力なフェミニスト雑誌である『Ms.』の記事の収集を開始した。ただし収集した記事は十分ではなく、2017年度に収集を継続する必要がある。

もう1つの調査は、オリンピックおよび国際大会(特に陸上競技)において女性アスリートに対してのみ実施されてきた、性別判定テストである。驚異的記録を達成した女性選手に対する性別偽装の嫌疑と実際の性別テストの変遷を理解するために、この問題に関する書籍・論文を収集し、同時に性別偽装の可能性が問題化した時期の新聞記事等や国際的スポーツ機関の報告書などの一次史料を収集して検討を加えた。その結果、性別テストには二重のジェンダー規範維持の機能があることが判明した。女性は男性よりアスリートとして劣るはずだという規範と、正しい女性選手の範型は西洋人女性選手だ、という規範である。特に後者は、さらに検討を深める必要がある。

#### 【オリンピック文化教育プログラムの展開／後藤光将】

本テーマについては、2020年に開催を控える東京都がオリンピック文化教育プログラムを効果的に展開していくための基礎資料の収集と整理を実施した。具体的には、過去に冬季オリンピック大会開催経験がある長野市および札幌市において、過去のオリンピック大会における文化教育プログラム関連資料の収集と関係者へのヒアリング調査を行った。7月末に現地調査に出かけた長野では、市からエムウェーブ(屋内スケートリンク)などを委託管理している株式会社エムウェーブの普及教育部門の活動について調査を行った。1998年に合わせて設置した長野オリンピックミュージアムは設立から約20年が経ち、全面的なリニューアルがなされないまま現在に至っている。このような点から、現状に即したミュージアムへとリニューアルすることを前提として、オリンピック文化教育プログラムの拡大実施を計画しているとのことであった。そのため現状では、文化普及事業はミュージアムだけでなく、各種スポーツ施設での体験教室を通して実施されていることが確認できた。3月上旬に現地調査に出かけた札幌市では、その前月の2月に2017冬季アジア競技大会

が実施されたばかりであり、また、札幌市は2026年冬季オリンピック大会招致に向けて動き出していることもあり、調査実施時期には、スポーツツーリズムに関するシンポジウムが開催され道内外から多くのスポーツ関係者が集まっていた。北海道博物館では秩父宮スポーツ博物館による巡回特別展示も実施されていた。そのため、オリンピックやスポーツに対しての盛り上がりを町全体に感じることができた。市内の各競技施設を委託管理している札幌健康スポーツ財団の理事や学芸員の方々、株式会社札幌ドームの事業本部の方々へのヒアリング調査の結果、現時点では、2026年大会招致に向けたオリンピック文化教育プログラムの展開としては具体的なアイデアは無いようであった。しかし、過去の冬季オリンピック大会（1972年）の実施に対してポジティブに捉えている人が多く、この点では長野市と異なる点であった。これらの調査を踏まえた上で、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会実施プログラムの中で最も東京以外の地方が活性化するものと考えられる「聖火リレー」に着目することにした。聖火リレーのコース選定や走者募集などは2018年以降に行われる。聖火リレーにまつわる効果的なオリンピック文化教育プログラムのパッケージを作成して、これから各地方での準備を促すためのアクションは有効であると思われる。想定されるプログラムパッケージは、聖火リレーの受け入れ準備、実施の様々な局面で児童・青少年向けのアクティブ・ラーニング形式のワークショップを展開することであると考える。

以上

### 3. 個人研究第1種実施報告

#### 〈第二世代〉のユダヤ系作家の詩的言語研究 —ローベルト・シンデルを中心に

Die poetische Sprache der jüdischen Autoren der „zweiten Generation“ – Zu Robert Schindels Poetik

福岡 具子

FUKUMA Tomoko

本研究は、1980年代後半から登場し始めたホロコースト文学〈第二世代〉に属するユダヤ系作家たちの作品を対象に、彼らが第一世代とは異なるどのような言語表現を生み出しているのかを考察することを目的とし、2015年度から2年間にわたり実施しているものである。

ホロコーストの犠牲者あるいは生存者を親に持つ〈第二世代（英：Second-Generation、独：Die zweite Generation）〉の作家たちをめぐる問題は、第一世代が次第に世を去り始めた1990年代あたりから、記憶の伝承のあり方との関連で、ドイツ語圏の文壇で徐々に関心を集めるようになった。とはいえホロコースト文学第二世代の出現は、単に全世界的に生じている戦争体験者の死による記憶の断絶という事態を反映しているのではなく、1980年代後半にドイツ、オーストリアで起き始めた、ナチズムの負の遺産からの解放を求め動きや反ユダヤ主義の再活発化と強く関連している。ゆえに、単に親世代の迫害の記憶の忘却を避けるために継承するというのではなく、今現在、現状に対してどのように自己のアイデンティティを構築すべきかという課題が彼らの中心的関心となっている。本研究は、この世代を代表するオーストリアの作家兼詩人であるローベルト・シンデル（1944-）を対象に、彼がその混乱をどのような詩的言語を用いて表現しようとしているのかを中心的課題として追及してきた。もっとも、彼の作品を単独の現象として見るのではなく、包括的な問題領域の中に定位するために、研究の初年度にあたる2015年度には、〈第二世代〉に関する包括的アプローチを進め、シンデルのみならず、ドロン・ラビノヴィチ（1961-）、ローベルト・メナッセ（1954-

-）、SS隊員を父に持つマルティン・ポラック（1944-）、ユダヤ系ドイツ人だが第二世代文学の重要な作家であるエステル・ディシェライト（1952-）、ロシア系ユダヤ人でオーストリア国籍を有するウラディーミル・ヴェルトリプ（1966-）らの一次ならびに二次文献の収集を行ったが、2016年度はそれに加えてバルバラ・ホーニヒマン（1949-）、マクシム・ビラー（1960-）関連の文献も収集した。これにより、ドイツ語圏における主要な第二世代作家をほぼ網羅することができ、彼らが親世代の沈黙による幼年期の記憶の欠落と、イスラエルを移住先として含む度重なる移住の中で自らの根幹の部分に常に不安定さを感じ、民族の迫害の歴史に不気味な形で巻き込まれている状況が確認できた。彼らの作品分析を通じ、そこには多かれ少なかれ〈現在〉と〈過去〉のふたつの次元が存在し、〈現在〉の状況をほぼ自伝的に述べつつ、そこに〈過去〉の陥穽が口を開けるさまが同時に描き出されることが読み取られた。そして詩人でもあるシンデルは、第一世代に属する詩人パウル・ツェラーンの影響のもと、それを詩的言語によって描き出す。2015年度は、シンデルの第四詩集『あとからの灯火（ともしび）』を分析し、強制収容所跡地をめぐる旅を舞台に、疎遠となった過去を再び自らの直接体験としてアクティベートしようとするさまを、熱と冷たさというメタファー群を用いて詩化する状況をとらえたが、今年度は近年の詩集を中心に翻訳、分析を行った。中でも重要とされる『傷の根（Wundwurzel）』（2005）は詳細に読み進め、自らも老境に差し掛かった詩人が、徒労感を感じながら言葉を投網のように投げ続けるさまが韻律と新造語によって反復的に描き出されるのを確認した。初期よりも一層難解化する新造語は、日常を異化し続け、過去への通路をこじ開け続けようとする詩人の戦略と受け取られた。

今年度は、これらの知見を更に深めるため、次年度からの競争的資金獲得のための申請に取り組んだ。そのために、第一世代から第二世代、さらに新たに出現した第三世代に至るまでのホロコースト文学の歴史と、その都度生じた議論をまとめつつ、〈第二世代〉という文学現象が現代ドイツ語圏文学にとって持つ意義、すなわち「新たな現実構築のための虚構」という表現技法の創造を追及する方針を研究計画において打ち出

した。具体例を挙げると、シンデルは長編小説『生まれ (Gebürtig)』において、強制収容所跡地で行われるホロコースト映画の撮影風景を描き、カメラの回っていないところで四人役の役者が転ぶのを SS 役の役者が助ける場面を作り出す。彼はこの奇妙な情景を通じて、単なる記憶の伝承ではなく、「本物でないもの」が呼び覚ます違和感を通じて、現在と過去が対話し、新たな現実としての過去の「本物」が回帰することを願う。シンデル同様、第二世代の作家たちは何らかの一単なる自伝ではない—「虚構」を必要とし、その中で現在と過去を邂逅させているといえる。このような特殊な表現技法は、過ぎ去らないホロコーストの過去が現在の文学に与える影響の表れとして看過しえない現象であり、ドイツ語圏の精神史を考えるうえで重要と考えられる。ドイツ語圏で増加しつつある<第二世代>研究を日本でも活発なものとするために、本研究を礎に、さらに考察を深めてゆきたい。

### 高校教育における社会教育施設の活用に関する実証的研究

An empirical research on practical use of social educational facilities in upper secondary education

林 幸克

HAYASHI Yukiyoshi

#### 1. 研究概略

2016年度は、社会教育施設の中でも図書館に焦点をあてて研究を実施した。図書館と学校の連携の実態を明らかにすることを目的に、2016年6月から2016年9月にかけて郵送法による質問紙調査を行った。調査対象は、『日本の図書館』に掲載されている公共図書館3,249施設である。そのうち18施設は転居先不明等で未開封のまま帰着し、2,267施設から寄せられた回答を分析対象とした(回収率70.2%)。主な調査項目は、次のとおりである(各調査項目について、2015年度実績で回答を求めた)。

1. アウトリーチ・プログラムについて
  - ・「読み聞かせ」等(6項目)で連携した小学校・中学校・高等学校
2. 主催事業について
  - ・「お話し会」等(4項目)の主催事業に参加した小学校・中学校・高等学校

- ・小学生・中学生・高校生対象の主催事業の有無
- ・小学校・中学校・高等学校への主催事業の広報の有無
- ・主催事業の企画・運営への小学生・中学生・高校生の関わりの有無

3. 高等学校の利用状況(27項目)について

4. 高校生のボランティア活動(11項目)について

#### II. 主な結果・考察

本稿では、「3. 高等学校の利用状況について」を取り上げ、質問紙調査の結果を報告する。学習活動(27項目)で図書館を利用することに関して、(1)学校からの事前相談、(2)学校の利用実績、(3)図書館からの支援実績、(4)学校から図書館への事後の成果報告、この4点がどのような状況であるのかを確認した。

- (1) 学校からの事前相談:「インターンシップ」36.3%が最も多く、以下、「ボランティア活動」8.5%、「遠足・社会見学」6.0%、「郷土に関する学習」3.6%、「国語に関する学習」2.9%、「修学旅行(事前学習)」2.5%と続いた。
- (2) 学校の利用実績:「インターンシップ」34.4%が最も多く、以下、「ボランティア活動」10.5%、「遠足・社会見学」6.1%、「郷土に関する学習」4.2%、「国語に関する学習」3.5%、「修学旅行(事前学習)」3.2%と続いた。
- (3) 図書館からの支援実績:「インターンシップ」32.8%が最も多く、以下、「ボランティア活動」9.1%、「遠足・社会見学」5.3%、「郷土に関する学習」3.9%、「国語に関する学習」3.3%、「修学旅行(事前学習)」2.9%と続いた。
- (4) 学校から図書館への事後の成果報告:「インターンシップ」28.6%が最も多く、以下、「遠足・社会見学」3.6%、「ボランティア活動」3.5%、「文化祭(事前学習)」0.6%と続いた。

これらの結果から、全般的な傾向を概観すると、「インターンシップ」や「ボランティア活動」、「遠足・社会見学」、「修学旅行」といった教科外の学習活動において連携が進んでいることがわかった。また、教科に関する学習活動では、郷土や国語に関する内容での利用が比較的多いことが明らかになった。

次に、(1)～(4)の4項目の結果を比較すると、(1)学校からの事前相談と(2)学校の利用実績、(3)図書館からの支援実績は同程度の状況であるが、(4)学校から図書館への事後の成果報告はそれと比べるとやや低調であった。具体的に「インターンシップ」に着目すると、(1)学校からの事前相談(36.3%)と(2)学校の利用実績

(34.4%), (3) 図書館からの支援実績 (32.8%) は 35% 前後であるのに対して, (4) 学校から図書館への事後の成果報告 (28.6%) は 5 ポイント以上下がり, 30% に満たないことが示された。このことから, 連携に関する図書館の認識として, 学校は図書館を利用するに際して, 事前に相談した上で利用するものの, その利用すべてに対して支援しているわけではない, また, 成果報告を受けることは利用・相談・支援の実情と比べると低調であると捉えている, そのように解釈することができる。

## 多民族都市レスターのイングリッシュたち

English people in the Multi-Ethnic City of Leicester

佐藤 清隆

SATO Kiyotaka

本研究の目的は, 2015 年度の実施報告書でも述べたように, 「イギリスにおける多民族・多宗教統合と《共生》の問題」を歴史的に考察しようとする研究プロジェクトの一環として, これまで調査を進めてきている多民族都市レスターを事例研究の対象として取り上げ, 「受け入れ社会」の人々と考えられがちなイングリッシュの歴史や文化を, 彼らの内部の多様性や移民 (ホワイト系・ブラック系・南アジア系など) との関係にも注意を払いながら, 第二次世界大戦以後の多民族・多宗教化のプロセスのなかで明らかにしようとするものである。

本研究では, イングリッシュとのインタビューに力点をおいて調査を進めてきたため, 昨年度の報告書では, インタビュイー約 30 人のプロフィールを 5 項目に分けて紹介した。今回は, その後の研究・調査を踏まえ, 彼らインタビュイーについて, 今後, 研究を進めていく上で考慮に入れておくべき点をいくつか指摘し, 今年度の報告に代えたい。

一つ目は, 「移動」, 「移民」, 「受け入れ社会」, 「遭遇」などと関連する問題である。先に述べたインタビュイーの職業は, 昨年度の報告書でも述べたように, イギリス国教会牧師 (ビショップや大聖堂・教区・病院などの牧師), 教師 (大学, 中・高等学校), 博物館・文書館・図書館の職員, 市議会議員, 市職員, 他の事務職員, 新聞記者 (編集長も含む), ソーシャル・ワーカーなどであったが, とくにそのうち牧師と教師の割合が高かつ

た。彼らは出生地がレスターである場合は少なく, 職業柄, 転勤 (「移動」) することも少なくなかった。その転勤は, ある社会を出て, 別の「受け入れ社会」へ入り, そこで「よそ者」として暮らしながら, 新たな人間関係をつくっていくことを意味する。例えば, D さんは, 最初は教師としてナイジェリアへ 2 年間, その後はイギリス国教会の牧師として, 炭鉱や織物工業で知られたランカシャーのリー (Leigh) で 4 年間とノーフォークの州都ノリッジで 15 年間働く。その後, レスター郊外の小都市オードビィ (Oadby) で働くのである。海外からの経済的移民や難民とは異なるが, 彼もまた「移動」を通して, 新たな人との出会いや暮らしを経験したのである。彼はナイジェリアでの経験をこう語るのである。自分は, そこへ赴任する以前はイギリスは勝者なのだから世界の残りの人々を教えられる地位にあると信じていたが, そこで暮らし始めてみると, 人種差別主義が人の心に根深く存在し, 自分のなかにもそれがあることを気づかされた, と。また, リーでは, 炭鉱や織物工場などの訪問を通して, 徐々に工業都市の人々の暮らしに馴染んでいった自分を語るのである。今後も, こうした彼らの経験やそれに根差した情動なども丁寧に拾っていく必要がある。

二つ目は, レスターでも 1970 年代後半から多文化主義政策が始まるが, 彼らのなかには, 地元の教会, 学校, 市役所などで, その政策を実際に担ってきた人たちが多いという点である。例えば, S さんは, 1980 年から 85 年まで KR 中学校の教頭として, その後は RM 学校の校長として働くが, その頃は非ホワイト系移民 (特に南アジア系) が急増してきた時期と重なっていたのである。彼は 1985 年に RM 学校に移るが, 彼によると, その頃すでに, この学校の生徒は, 南アジア系が約 80% で, ホワイト系は約 20% であったという。南アジア系の多くは, 東アフリカ (ケニアやウガンダなど) から渡英してきたが, そのルーツはインドのグジャラート地方にあった。宗教でも, キリスト教徒はごく僅かで, そのほとんどはヒンドゥー, その他ムスリム, シク, バハイ, 仏教徒, ジャイナ教徒などもいた。そして, この学校では, 英語は「第 2 言語」と呼ばれていたのである。そこは, 1965 年から 1995 年にかけて, 「ホワイト中心の社会」から「インド・グジャラート中心の社会」へと大きく変容を遂げていったインド人街のベルグレイヴ地区にある中学校の一つであった。彼は, 多文化主義政策の下, 校長としてこの地区の住民たちとも交わりながら, カリキュラム改革を進め, 生徒が平等な教育機会が持てるよう努力していった話を語るのである。

インタビューの多くは、レスターの多文化主義政策を地元の教会・学校・市役所・博物館・図書館などの現場でどのように進め、またその過程でどのような問題に遭遇したのかなどをどのように語るのであろうか。しかし、注意すべき点は、彼らの語りからは、これらの政策の対象となった信者や生徒や利用者などの体験の声を聴くことはきわめて難しいという点である。そのためには、もっと別な調査が必要であろう。

最後は、インタビューの多くはたとえ出自が貧しい場合でも、高等学校、教員養成学校、大学などを卒業して就職したある種の教養人だという点である。彼らも「イングリッシュ」であるが、その一部であって、これらの事例を一般化するにはもっと慎重でなければならないであろう。二つ目の問題とも関連するが、今後、労働者階級など、より貧しい人たちの語りにも、耳を傾けていく必要がある。

このように、この間の研究・調査の過程で、いくつか重要な問題点も見えてきているが、こうした点も考慮に入れつつ、今後も研究を進めていくことにしたい。

### 論文・レポートの評価に関する基礎研究： グローバル評価指標の策定を目指して

A pilot study of the evaluation of the academic writing: constructing a global standard of the evaluation framework

小森 和子

KOMORI Kazuko

#### 1. 本研究の目的

本研究の目的は、第二言語学習者に対するアカデミックライティングの指導がどのように行われているか、どのような評価指標が提案されているか、剽窃を防ぐ取り組みはどうか等について実態を調査すること、さらに、第二言語学習者が、本人の意図していないところで剽窃や盗用が起る場合、どのような点で剽窃や盗用が疑われるのか、その言語的特徴は何かを明らかにすることである。

筆者がこのような研究を行おうと考えた背景には、昨今、学術論文における剽窃や盗用に関する議論や対策が活発になってきた一方で、何が剽窃や盗用の主たる要因であるのか、剽窃や盗用を未然に防ぐためにどのような教育的介入が可能かについては、まだ議論が

十分に行われていないことにある。筆者は、長年、留学生を対象とした日本語教育に携わってきたが、日本語能力の不足により、本人が意図しないところで剽窃や盗用を疑われる現象が起きていると感じている。さらに、剽窃や盗用が生じるのは、引用の仕方を学んでいないからだと言われることがある。しかし、実際には、最近では、多くの教育機関で「レポートの書き方」、「文章表現」等の授業が開講され、初年次教育や基礎ゼミなどでもある程度の指導が行われている。

筆者のこれまでの経験則では、意図せず起る剽窃は、間接引用で起っている場合が少なくない。学生の場合、論文などで専門的な事象に言及しようとしても、当該の事柄について十分な専門的知識を持っていない。そのため、間接引用しようと思っても、学生がそれを自分のことばでどのように表現したらいいのか、専門的知識やそれに関わるメタ知識を有していない。その結果、本人の意図しないところで、剽窃と疑われる現象が発生してしまうのではないかと考えている。

#### 2. 昨年度の研究実績

昨年度は、課題1「海外の大学では、当該国の言語が母語でない留学生等に対して、剽窃や盗用を防ぐためにどのようなアカデミックライティング教育や言語教育を施しているのか」、および課題2「日本語学習者が間接引用する場合、引用する内容に関する世界知識（内容に関する知識）の有無が、盗用や剽窃の回避に貢献するのか」、の二つの課題について、それぞれ、オーストラリアのクイーンズランド大学では教員を対象に聞き取り調査を行い、中国江蘇省の常州市にある常州工学院では、71名の日本語学習者を対象に、実験を行った。詳細については、2015年度の実績報告を参照されたい。

#### 3. 本年度の研究実績

上記に示した昨年度のデータ収集に基づき、本年度は分析と論文執筆を行った。まず、課題1については、クイーンズランド大学で行った聞き取り調査については、Dr. Susan Giblin先生の剽窃の認定基準と、剽窃を回避するために言い換え練習（paraphrasing）の方法について、整理した。また、全学部門のCritical Thinking Projectという部署に勤務するPeter Ellerton先生からご教示いただいたアカデミックライティング指導のためのカリキュラム、使用教材、授業方法などについて、聞き取った内容を整理した。

課題2については、日本語学習者の世界知識の有無と日本語習熟度の二つの要因を統制して行った実験結

果を入力、分析し、論文化した。世界知識の有無というのは、講読する文章のトピックに関する知識の有無を指し、具体的には、日本語学習者ならよく知っている日本語能力試験に関する文章と、中国ではほとんど知られていない成人識別 IC カード（通称、Taspo）に関する文章を対象とした。また、日本語習熟度の要因とは、日本語能力の高低を指し、具体的には、日本語能力を測る簡易テストである SPOT（筑波大学の開発による）により、弁別した。そして、統制した要因に対する従属変数としては、要約文の作成とした。要約文の作成と剽窃は一見すると無関係に見えるかもしれない。しかし、要約文は、原文の内容を理解した上で、その内容を短くまとめるという認知活動であり、これは、間接引用にきわめて近似した課題である。また、言語学習の過程でも要約文の作成は行われるため、調査協力者にも一定程度馴染みのある課題である。要約文は手書きで収集したため、71 名の手書きの要約文を電子化した。その後、剽窃チェックソフトのコピペルナー V4 を用いて、原文と調査対象者一人一人の要約文の一致率を求めた。コピペルナー V4 は、「金沢工業大学知的財産科学研究所長の杉光一成教授がしくみを考案し、株式会社アंकが開発した、コピペ判定支援ソフト」（<http://www.ank.co.jp/works/products/>

copypelna/Client/) であり、「レポート、論文、著作物および報告書などの文書ファイルを、インターネット上の文章や他の文書ファイルと比較し、不正なコピー・アンド・ペーストが行われていないかどうかを簡単な操作で解析することができ」（同上）るツールとして市販されているソフトである。そして、調査対象者にとって世界知識のある日本語能力試験に関する文章と、世界知識がない Taspo に関する文章とで、原文との一致の程度がどのように異なるのか、また、日本語習熟度の違いによって、どのような違いが見られるのかを計量的に分析した。分析の結果、表1、表2の通りとなった。

つまり、原文に関する知識がない Taspo の方が、知識のある JLPT よりも、全体的に原文との一致率が高かった。ただし、原文との一致率は、日本語習熟度とは無関係であり、個人差の要因の方が高いことが示された。なお、その他の詳細の分析については、研究成果論文にて報告の予定である。

本研究によって、剽窃の背景には、必ずしも言語力の不足だけが関わるわけではなく、執筆する論文の内容に関する知識が不足していることの方が関わることを示唆された。ただし、今回の調査対象者は、中国語を母語とする日本語学習者のみであったため、今後は、調査対象を広げ、さらなる分析を行っていきたい。

表1 JLPT 要約文の原文との一致率

	M	SD	Min	Max	N
下位郡	15.76	14.62	0.00	52.50	16
中位郡	25.32	14.62	0.00	52.90	16
上位郡	14.24	10.17	0.00	35.20	12
全体	18.82	14.16	0.00	52.90	44

表2 Taspo 要約文の原文との一致率

	M	SD	Min	Max	N
下位郡	28.57	17.37	7.00	60.00	16
中位郡	33.77	23.77	0.00	75.00	16
上位郡	21.38	17.12	0.00	57.00	12
全体	28.50	20.05	0.00	75.00	44

## 青少年の自己破壊的行動のメカニズムと 援助方法に関する研究

Intervention for adolescents who engage in self-destructive behavior

濱田 祥子

HAMADA Shoko

### 【問題と目的】

自傷行為を行う青少年への援助は、学校現場で関心を寄せられているテーマの一つである。本研究においては、自傷行為者が自身の問題に対しての援助の必要性の認識について、また、自傷行為者がどのような援助資源に援助を求めやすいかについて検討を行った。

### 【方法】

調査対象者：中学2年生 1,865名

調査方法：質問紙調査

調査内容：

- (1) 自傷行為の経験：自身を刃物で傷つける行為、自身を叩く行為、それぞれの経験を尋ね、「はい」もしくは「いいえ」を選択するよう、求めた。
- (2) 最近6か月間に援助を求める必要を感じたかどうかについて「感じなかった」「必要だと感じた」「援助を求めた」のいずれかを選択するよう求めた。
- (3) 実際に援助を求める際には、家族以外の誰に求めるかについて「親戚」「教師」「保健室の先生（養護教諭）」「医者」「スクールカウンセラー」「その他」から当てはまるもの全てを選択するよう求めた。

### 【結果】

「切る行為」「叩く行為」のいずれかを行ったことがある者は全体の29.7%であった。「切る行為」「叩く行為」のいずれかを行ったことがある者を「自傷行為有り群」、行ったことがない者を「自傷行為無し群」とした。

最近6か月の援助の必要性について自傷行為有り群と自傷行為無し群のそれぞれの度数分布を表1に示す。自傷行為を行ったことがある者のうち、援助の必要性を感じたことがない者は66.7%、援助を求めることを考えたことがあるが、援助を求めたことがない者は20.8%であった。実際に援助を求めたことがある者は自傷行為有り群のうち、12.6%であった。

次に、最近6か月の間に援助が必要になった際に援助を求めた先（家族以外）についての回答を分析した結果、「親戚」を選択した者は自傷行為有り群のうち15.7%、「教師」を選択した者は19.4%、「保健室の先生（養護教諭）」を選択した者は6.2%、「医者」を選択した者は3.3%、「スクールカウンセラー」を選択した者は3.7%、「その他」を選択した者は11.6%であった。

### 【考察】

自傷行為者のうち、最近6か月の間に援助の必要性を感じたことがない者は66.7%であった。また、援助を求めることを考えながらも、援助を求めなかった者は20.8%であり、自傷行為者のうち、援助を求めない者が87.5%いることが明らかになった。これは、自傷行為者が自ら援助を求めにくい傾向にあることを示すものであると考えられる。イギリスにおける調査において、自傷行為を行う青少年は周囲の大人に対して援助を求めにくいことが示されている（Hawton, Rodham, Evans, 2006）。本調査の対象となった青少年においても、同様の傾向がある可能性が示された。

自傷行為者の中で、援助を求めた先として、最も多く挙げられていたのは教師であるという結果が得られた。一方、学校現場の専門的援助者であるスクールカウンセラーに援助を求める者は自傷行為有り群のうち3.7%であることが示された。この結果は、学校において日常的に顔を合わせ、かかわる機会の多い教員が自傷行為者の援助資源として選ばれる傾向があることを示すものであるといえる。

本調査においては実際に援助を求めた先について尋ねた。今後は、自傷行為者のどういった特性（対人認知等）が援助を求めにくくさせているのか、また、ど

表1. 自傷の有無と援助の必要性のクロス表

			自傷有無 度数 (%)		合計
		度数 (%)	自傷行為無し	自傷行為有り	
援助の必要性	感じたことがない	度数 (%)	918 (77.5)	334 (66.7)	1252
	考えたことがある	度数 (%)	168 (14.2)	104 (20.8)	272
	求めたことがある	度数 (%)	99 (8.4)	63 (12.6)	162
合計		度数 (%)	1185 (100.0)	501 (100.0)	1686

のような援助資源が自傷行為者にとって援助を求めやすいのかという観点から調査を行い、自傷行為者の援助要請行動の実態について明らかにする必要がある。同時に、学校現場における援助資源について、具体的にはスクールカウンセラーがどのような活動をする、自傷行為者にとって援助を求めやすいと認識されるのかについて明らかにする必要がある。

### 【引用文献】

Hawton, K., Rodham, K., Evans, E. (2006) *By Their Own Young Hand: Deliberate Self-harm and Suicidal Ideas in Adolescents*. Jessica Kingsley Publisher, London.  
(松本俊彦・河西千秋監訳, K・ホートン, K・ロドハム, E・エヴァンズ著『自傷と自殺 思春期における予防と介入の手引き』金剛出版, 2008)

## スペイン小説における〈弱い男〉と〈強い女〉の誕生:19世紀末スペインを生きる男女小説家の生／性の投影

Nacimiento de "hombre débil" y "mujer fuerte" en la novela española: reflejo de dos novelistas masculino y femenino que vivieron la España finisecular

大楠 栄三

OGUSU Eizo

本研究の要点は、19世紀末スペインを代表する男女の小説家——ベニート・ペレス＝ガルドス (Benito Pérez Galdós: 1843-1920) とエミリア・パルド＝バサン (Emilia Pardo Bazán: 1851-1921) ——の織りなした生と性が、彼らの作品にどのように反映されているのか。彼らは自分たちの「現実」を「虚構」とされる小説テキストにいかに取り込んだかを考察することによって、当時のリアリティ感、何をリアルと感じるのかという感性を探ることにある。

本年度は、二人の作家に衝撃を与えた、いや二人どころか、当時のスペイン中の人びとが全容を知ろうと躍起になった事件「フエンカル通り殺人」"El crimen de la calle de Fuencarral" を起点に研究を進めた。

### ★「フエンカル通り殺人」事件の概要

1888年7月2日の未明、マドリッド市内、フエンカ

ラル通り109番のマンション3階から叫び声が聞こえ、窓から煙が出ているとの通報があった。駆けつけた警吏が発見したのは、刺殺され、オイルで焼け焦げにされた裕福な未亡人の死体と、麻酔をかけられた飼い犬、そして台所から気を失った召使い (Higinia Balaguer) だった。

まず、働きはじめて6日という28才の召使いが主人殺害の容疑をかけられ、逮捕される。しかし新聞各紙は、独自の取材をもとに、犠牲者の息子 (José Varela) に目を向けるようになる。というのも、日頃から所行が好ましくなく、以前にも金銭をせびろうとして母親に暴行を働いた前歴があったからだ。ところが息子バレラは、マドリッド市内のモデロ刑務所 (Cárcel Modelo) にコート窃盗の罪で収監されていたことが判明する。ただマスコミは、バレラが好きなように刑務所から外出し、カフェや闘牛場で実際に彼を見かけたと述べる多くの証人を見つけ出す。

結果、刑務所の所長 (José Millán Astray) に、金持ちの息子バレラに自由に外出することを許していたという嫌疑がかかる。さらに不思議なことに、容疑者の召使いイヒニア (Higinia) は、犠牲者の家に仕えるほんの一週間前まで、所長の家で働いていたことが明らかにされる。その上、前科のあるガリシア人のミリヤン (Millán) を、スペインでも有数の刑務所の所長に抜擢した人物として、同じくガリシア人の前法務大臣で、現在の最高裁長官モンテロ (Montero Ríos) の名が上がるにいたり、政府高官をも巻き込んだ大事件に発展する。

だが、未亡人が保管していたはずの大金や宝石がどこにいったか分からず、召使いイヒニアの犯行を裏付ける物的証拠も一切見つからない。なぜ容疑者は犯行現場に居残っていたのか、その理由も解明されないまま、イヒニアの自白をもとに、その女友達が共犯者として逮捕される。しかし、マスコミは独自に捜査を進め、数々の新証言を紙面で公表、被害者の息子バレラがもっとも疑わしいという結論に導いていく。そして、スペインの裁判史上初めて、新聞の編集長たちが共同で出資し、召使いの弁護を買って出ることになる。事件の主犯は誰なのか、誰がそれを隠蔽しようとしているのか、裁判の行方に政治的判断は関わっていないのか……イヒニアは公判が進むと、自白を二転三転させる。他方、新聞各紙は取材を進め、新たな情報を公表しつづける。マドリッド市民だけでなく、スペイン中が裁判の成り行きに釘付けになり、新聞各紙は売り上げ部数を軒並み増やしていった。

## ★二人の作家への衝撃

ベレス＝ガルドス——アルゼンチンの新聞 (La Prensa) に1883年末から定期的に時事ニュースを寄稿していた——も例外でなく、開かれた公判すべてを傍聴し、1888年7月19日から1889年5月30日(5月29日に判決が下される)まで6回にわたってアルゼンチンへ、マスコミの動き、大衆の意見、裁判の模様を書き送っている。

同じく、パルド＝バサンも並々ならぬ関心を示し、最後、召使いイヒニアの公開処刑(1890年7月19日、スペインで最後の公開処刑となる)に立ち会い、受けた印象を新聞紙 (El Imparcial) 上に寄稿する(7月20日)。そして91年には、『土台』*La piedra angular*を著し、死刑執行人の苦悩を通して死刑制度論争に一石を投じることになる。

他方、ガルドスは1889年、「謎」に満ちた小説を二冊——『謎』*La incógnita*と『現実』*Realidad*——上梓する。ともに、マドリードの社交界の華と目されている夫婦、裕福なトマス・オロスコと妻アグステーナが主要な登場人物で、時系列的には、前作の『謎』の中途から、次作『現実』が重なるように筋が展開する連作となっている。前作の途中、二人の親友フェデリコが空き地に死体で発見される。そして、この事件の話題で、マドリードの社交界は持ちきりとなる：自殺なのか、他殺なのか、フェデリコとアグステーナは関係があったのか……新聞紙上も含め、「フエンカラル通り殺人事件」さながらのさまざまな憶測が乱れ飛ぶ。前作ではすべてが「謎」のまま終わり、次作で真相が明かされることになるのだが、謎なのは内容だけでない。一方は書簡体、もう一方は(戯曲めいた)対話体が、語りの形式として採用されているのだ。

## ★パルド＝バサンの読み

前作『謎』は、1888年11月から89年2月に執筆されており、まさにガルドスが「フエンカラル通り殺人事件」の公判を傍聴していた時期と機を一にしている。その恋人の新作『謎』を書店で見かけ購入したパルド＝バサンは、89年10月12日、ガルドスへの恋文の中に短い感想を書き添えている——「推測どおり、もう『謎』を読み終えました。おかしなことです。あなたは小説を書くとき、会話において慎重で政府支持のブルジョア風かと思えば、慎重さに欠けるニヒリストになったりする。あなたの本はバレラとミリャン、さらに言えばモンテロへの有罪宣告そのものじゃないですか。もし今、本の粗探しでもされたら……ところで、相手に不実で欺いてばかりだからこそかえって愛される、

あのご婦人はまさに私の生き写し。なんてこと！断言できますが、自分自身これほどまでとは気づきませんでした」。

## ★研究の成果

すなわち、パルド＝バサンは、恋人ガルドスの小説『謎』を読み、現実にかかわる二つの言説を読み取っている。一つは、二人が生きていた(「フエンカラル通り殺人事件」をめぐる報道が過熱し、誰もの関心事となっていた)社会的言説と、二人だけで密かに育んでいた愛の私的言説である。もちろん『謎』はフィクションであり、「フエンカラル通り殺人事件」やその容疑者たちに言及されることも、パルド＝バサンに関する記述も一切見受けられない。にもかかわらず、読者パルド＝バサンは、どこから、どのようにして社会的言説と私的言説の両方を『謎』の中に見出すに至ったのか。現在、この問いに対する答えを、小説テキストの解釈から導き出すことに専念している。

この成果をまとめ、第184回「東京スペイン語文学研究会」(東京大学駒場、2017年5月20日開催)で発表し、出席者と意見交換する。そして、より細部を詰めた上で、スペインで開催される第11回「ガルドス国際学会」(ラス・パルマス、2017年6月19～23日)で発表する予定(申込み受理済)である。最後に、研究会と国際学会での研究者たちからの指摘を盛り込んだ形で文章化、ガルドス学会誌か大学教養論集に投稿の上、研究成果論文として提出することを考えている。

## サミュエル・ベケットにおける脳と視覚芸術

The Brain and Visual Arts in Samuel Beckett

井上 善幸

INOUE Yoshiyuki

2016年度も実り多い研究を継続することができた。

まず最初に報告すべきことは、2016年4月下旬にベルギーのアントワープ大学で開催されたサミュエル・ベケット協会主催による国際会議への出席である。会議のテーマは「ベケットとモダニズム」であり、キーノート・スピーカーとして、ジェイムズ・ノウルソンおよびジョン・プリング両レディング大学名誉教授、さらにペンシルベニア大学のジャン＝ミシェル・ラバテ教授の三人が招かれていた。四日間の日程で開催され、

世界のベケット研究者が一堂に会し、ベケットとモダニズムについて多角的な視点から発表が行われた。

井上は「ベケットとボルヘス再考」と題して、ベケットが mind をどのように形象化しているのかをボルヘスと比較しつつ、記憶術ならびに普遍言語の文脈で論じた。発表には、パラレル・セッションであるにもかかわらず、ノウルソンおよびピリング両教授をはじめ、スタンリー・ゴンタースキー教授、さらには今回の主催校であるアントワープ大学のヴァン・ヒュレ教授などの出席があり、大変名誉なことであった。

ボルヘスについては、『伝奇集』の中の「記憶の人、フネス」を中心に扱い、数に対する作家の関心を記憶術との関連で論じた。とりわけ、ライムンドゥス・ルスの記憶術、さらにはライブニッツの普遍言語との関連でまず論じ、さらにそれをフリッツ・マウトナーの言語批判との関連で論じた。これらをも、ボルヘスとベケットとの類縁性が推測できるのだが、両者の記憶に対する姿勢は真逆である。ボルヘスは記憶を保持する方向へ向かい、ベケットは記憶の忘却へとヴェクトルが向けられている。

ベケットにおいても、例えば『人べらし役』において、ルスの記憶術を想起させる要素が見られる。すなわち、アリーナと呼ばれる床の中心の回りを二重の円環を描いて人体が移動する様子や、円筒内の壁に立て掛けられた梯子を登り降りする様などは、フランセス・イエイツの『記憶術』におけるルスの記憶術を想起させる。ところが、細部をみると両者には違いも見られる。すなわち、ベケットにおける梯子には欠けが見られ、二重の円運動には、ルスとは異なり、いかなる文字も現れることはない。言い換えれば、ベケットにおいて人体が列をなして円筒内を循環することはあっても、それらが文字を様々に組み合わせるといった結合術は見られない。発表では、この違いこそ、ベケットにおけるマウトナー的な言語批判の賜物であることを論じた。フリッツ・マウトナーの言語批判は、梯子の段を破壊する形として現れるからだ。

最後に、普遍言語との関連におけるライブニッツの重要性を、ベケットが30年代に記した読書ノートから引用する形で論じた。すなわち、W・ウィンデルバンドの『西洋哲学史』の中のライブニッツに関する説明において、ウィンデルバンドは普遍記号 *characteristica universalis* に関して説明を加えており、それが数学的な計算につながる可能性を指摘しているが、井上は、ベケットがこの箇所を自身の読書ノートに引用していることを示し、ベケットにおいて記憶術、さらには普遍言語の思想が明確に流れ込んでいたことを指摘した。

質疑応答では、普遍言語およびベケットについて長年研究を重ねてこられたノウルソン教授から、自分の研究が一つに結びついたような気がした、といった発言を頂き、ひじょうに感激した。

2016年11月には『サミュエル・ベケットと批評の遠近法』を刊行することができた。これは日本のベケット研究者ばかりでなく、世界の著名なベケット研究者や哲学者の論文と批評をも収めており、約五年間に及ぶ編集・翻訳作業の成果である。井上はその中で「頭蓋のくぼみ」と題して論文を執筆し、デカルトの脳に対する解剖学的な眼差しを論じ、つづいてスウィフト的な眼差しとして、ベケットにおける数の重要性について論じた。最後に、『人べらし役』の円筒を心的記憶装置として、それをフロイトとユングとの関連で論じた。とりわけユングの重要性を『人べらし役』に見いだしている点はユニークであると考えている。

最後に、ベケットと視覚芸術との関連について触れておきたい。

ベケットは『マーフィー』を執筆するにあたり、'Lightening Calculation' という草稿を残しており、ここでは Quigley という主人公が 'The Pathetic Fallacy from Avercamp to Campendonk' という書物を執筆していることになっている。Avercamp とは17世紀に活躍したオランダの画家で、スケートをして遊ぶ人物などを配した冬景色を描いた作品で有名である。しかもそこに描かれる人物は、ベケットの little people にも似て、小さな人々である。Campendonk というのは、20世紀のドイツ生まれの画家で、30年代にナチスが政権を取ると、退廃芸術の名でその作品の一部が廃棄された芸術家である。また冒頭の Pathetic Fallacy は「感傷的虚偽」といった意味で、本来感情などを持たない自然に対して人間的感情を付与して表現しようとする詩人などの態度を指し、この表現はジョン・ラスキンが『近代画家論』の中で用いたものである。さらにこの語句はベケットが30年代にセザンヌを評して、いかにこの画家が擬人化を脱しようとしていたかに触れ、それを deanthropomorphisation と書簡の中で表現していることとも符合する。ベケットはこのような思想をたずさえて、後に人間性の神話からその作品を解き放ち、これまでだれも見なかったことのないような文学世界を創造してゆくのである。そこに描かれるものは、人間的な形象から逸脱した、Pathetic Fallacy を暴くような、原子とも原生動物ともとれるような小さな body であって、その運動を示すことにより、人間の精神、あるいは意識の働きを little people の振る舞いとして描くことになるのである。このような剥き出しのままに存在

を提示する態度は、まさにベケットが擁護したブラン・ヴァン・ヴェルデの作品世界に通底するものであり、そこには安定した眼と対象物との関係はなく、その両者の関係そのものを懐疑にさらすような問題提起的な作品が誕生することになるのである。

### パララックス・ビューが超える倫理の葛藤： 現代アイルランド文化における「借用」を中心に

Parallax Views Solve Ethical Conflicts: Appropriations  
in Contemporary Irish Culture

鹿岩 直子

TORAIWA Naoko

2016年度の前半は7月末にアイルランド共和国コーク大学で開催されたアイルランド文学研究学会での発表に向けて、本研究課題に関する論文作成に努めた。

学会の総合テーマはChangeで、「文学はアイルランドを変化させるうえで、どのように関わってきたのか、文学創作活動はどのように社会の変化を反映してきたのか」という文学・芸術活動と現実世界の関わりに特に着目したものであった。このテーマは、本研究課題の問題設定—文学作品が提示する様々な視差的視線を積極的に意識することによって、他者の見方があることを認識し、さまざまな見方が共存する世界を目指すことの倫理性を探る—と通じるところが大きいものであった。アイルランド共和国が英国から独立する最大の切っ掛けとなった1916年のイースター蜂起から100年記念に当たった2016年の学会では、文学と政治、政治を動かす文学の力が多面的に検証され、学会参加の各国の研究者とも意見交換できた。

本研究者は、20世紀後半の約30年にわたって紛争にさらされた後、現在次第に明確な‘change’、「変化」を経験しつつある北アイルランドの詩人Sinéad Morrisseyの*Parallax*（「視差」）という詩集を考察対象とした。「視差」への着目は本研究開始の昨年に続くものであるが、今年度は特にMorrisseyが方法として用いる「借用」をDeleuzeの「アッサンブラージュ」という観念装置と関連づけて論じた。Deleuzeは「文学はアッサンブラージュ」であり「芸術は反復を目指す」と論じた。Deleuzeの反復はBがAと同じになるように「真似る」(imitate)のではなく、異なったリズムや形で実現される差異を伴ってAに内在している主題の

ようなものを置換していく行為である。繰り返すたびに、異なった状況、異なったアッサンブラージュが形成されていくことになる。文学を含めたあらゆる芸術活動の目的を「反復」と見ることで、Deleuzeは、新しい作品生成のたびに、それまでの秩序とは異なった秩序が出来上がっていき、新たな視野を啓く契機となることを強調した。

本研究者の学会発表論文は、Morrisseyの「反復」とその「反復」が露わにする‘change’を中心に、具体的にいくつかの作品分析を行ったが、とりわけ‘V is for Veteran’では、意識主体が、それを取り囲む世界と一体（アッサンブラージュを形成する）になっていく状況が、詩の語り手及び語り手が語るエピソードの両方で形成されていく。それは、一つのボディ（肉体、作品）が他者と関わっていく過程で、暴力的に破壊し合う関係にも、逆にさらに強力なボディを形成することにもなりうる、と論じて、自己と他者のアッサンブラージュに倫理的な方向を示唆したとも言えるDeleuzeとリンクするものとして考察した。

8月はイングランドのサセックス大学を中心に、特に視覚表象の取材に勤めた。本研究の「借用」関係への注目には、文字表象と視覚表象の間の「借用」関係も要点となっている。本研究者が主に分析対象とする現代アイルランド文学が言及する視覚表象の確認と収集に努めたほか、イングランドの視覚作家やキュレーターとも会って、アイルランドを含む現代イギリス諸島における視覚芸術の動向を探った。また、本研究とも、「他者」の視点を考慮する、という点で深く関わっている移民文化の状況の把握にも努めた。「移民問題」については、9月に滞在したベルリンでも取材した。

9月10月は、当研究者が会長を務める学会に、本課題を念頭に置きつつ関わった。アイルランドからゲスト二人を招聘したが、一人は映像作家Allan Gelesenanで、彼のW. B. Yeatsの詩と映像制作の関係は、本研究の「借用」と連動しており、本研究をさらに発展させていく手掛かりとなった。またGelesenanの第一次世界大戦についての映像作品は、ドキュメンタリーとはいえ、ある意味で「創作」をしていく「作品」と歴史的事実の関係を考察していく手掛かりとなった。もう一人のゲストはアイルランド共和国ゴルウェイ大学教授のPatrick Lonergan教授であったが、デジタルヒューマニティーズという研究方法、資料収集についての彼の講演は、現実社会と芸術作品をリンクさせて考察する本研究課題に示唆的であった。

2016年の秋以降は本研究課題のまとめの論文作成を行った。

## 下総国佐倉藩「分限帳」からみる家臣の経歴

A Study of Sakura-Han retainers' careers through an analysis of its "Bugen-cho(List of Personnel)"

野尻 泰弘

NOJIRI Yasuhiro

### 1. 研究の前提

地域の歴史を丁寧に明らかにする地域史研究は、現代を生きる私たちにとって重要なものである。その土地に居住した人々の生活に対する絶え間ない努力は、いわゆる歴史的に著名な「偉人」とは異なり、華やかさはないものの、住民同士の連帯のあり方や土地の利用の方法など、今もなお学ぶべきところは多い。ところが、昨今では、「地域おこし」として、観光資源になる「偉人」やトピックがもてはやされる傾向が強いように感じる。そういったもののすべてが悪いわけではないが、「売れるもの」だけが注目されるのは、日々を誠実に暮らす人々を軽んじることにもつながるだろう。また、地域によっては、歴史史料を扱える専門職員が乏しい所や、多忙のため史料整理に関われない所もある。このような現状に鑑み、本研究のような地域史を含みこんだ藩研究では、研究の成果をもって地域と連携したいと考えている。

さて、本研究が対象とする佐倉藩は、本学の木村礎教授が共同研究を進めたり、佐倉藩堀田家文書がマイクロフィルム化され一般販売されたにもかかわらず、大きな進展がみられない。その理由の一つは、昨年の実施報告書でも述べたが、武家の基礎的史料の整備の遅れにあると考えられる。そこで、昨年度に引き続き、佐倉藩士の履歴を集積した「分限帳」の全文翻刻を進めている。

### 2. 研究の進捗状況

研究の前提となる「分限帳」(全4冊)の翻刻作業について概要を述べる。なお、「分限帳」の書誌情報などは昨年の実施報告書に記したので、ここでは繰り返さない。4冊の「分限帳」(「上ノ上」、「上ノ下」、「下ノ上」、「下ノ下」)のうち、「下ノ上」を除く、3冊は翻刻を終了した。ただし、研究会形式による複数名での校正を経た精度の高い翻刻は「上ノ上」「上ノ下」のみであり、「下ノ下」は複数名による校正を経ておらず、まだ下書き段階の翻刻にとどまっている。翻刻途中の「下ノ

上」には、藩士約500名分の履歴が記されている。このうち約450名分については、翻刻と複数名による校正が終了した。今後の作業としては、「下ノ上」の残った分の翻刻、「下ノ下」翻刻分の校正がある。そして、すべての翻刻と校正が出来上がった段階で全体を校正し、その上で索引を作ることになる。以上、研究の前提となる「分限帳」の全体翻刻はいまだ未完成であるが、史料集のプロトタイプは概ね出来たといえる。ただし、全体の校正を終えていないので、4冊の「分限帳」を用いての研究は難しい。

このような現状を踏まえ、研究では、精度の高い校正を経た「上ノ上」(藩士数は延べ416名、うち履歴あり282名)、「上ノ下」(藩士数延べ368名、うち履歴あり173名)の2冊を使用し、佐倉藩家臣の経歴について考察を行っている。武士の経歴を詳細に分析すると様々な論点を引き出すことができる。たとえば、昇進や家格の上昇などから、身分制を基礎とする近世社会における、支配機構の形成・維持・運営が明らかになる。また、大名の家統制を考える場合にも武士の経歴の検討は有効である。そこでここでは、「分限帳」にみられる武家の刑罰について分析を試みている。

「上ノ上」「上ノ下」に記された家臣は、藩の上中級家臣である。「上ノ上」には役職でいうと家老から祐筆が記され、「上ノ下」には小納戸元方から坊主大頭が記されている。彼らのなかには処罰を受けている者がある。その処罰を概観すると、「蟄居」「閉門」「逼塞」「慎」「遠慮」「召上」「察当」「差扣」「叱・呵」が主なものである。このうち、「蟄居」「閉門」「逼塞」「慎」「遠慮」「差扣」は自邸で謹慎・反省する罰であり、一定期間自由な動きが制限されるものである。「察当」は違法行為を咎めることであり、「叱・呵」は叱責を受けることである。「召上」は、所有物や役職を取り上げられることだが、多くは禄高の一部を取り上げる意で用いられている。処罰を受けた理由は「有故」と書かれることが多く、明確に記されることはあまりない。処罰について考察の一部を述べると、「逼塞」「遠慮」「差扣」といった自宅謹慎の罰が多く、佐倉藩家臣団で何らかの不手際が生じた場合、このような罰を与えられることが一般的だったといえる。また、中小姓から中小姓格への降格のように、格式の低下がある。身分制に基づく秩序を重視する近世社会において、格式の低下は問題であったと思われる。このほかの事例についても、翻刻史料をもとに具体的な数値を示し実証する。

近年では、佐倉藩士の史料に関して『佐倉市飯野町熊谷家文書目録・調査報告』(藤方博之編、二〇一六年)が発行された。このような研究成果と本研究は有機的

に連関する部分が多い。相互補完的に研究を進展させていきたい。

## 縄文時代における貝製腕輪の研究

Shell Bracelets of the Jomon Period

阿部 芳郎

ABE Yoshiro

本研究では、縄文時代最古の身体装飾品の1つである貝を素材とした腕輪の在り方から縄文時代社会の特質の解明を試みた。最終年度の今年度は遺跡出土貝輪の観察と計測を主体として、これに素材貝の産状調査と素材貝自体のもつ特徴について初年度に続き補足的な観察を加えた。

### (1) 貝輪着装貝輪の分析

まず、人骨に着装された状態で発見された資料を用いて貝輪のサイズ（内周長）の分析をおこなった。分析対象は多数の貝輪着装で知られる福岡県山鹿貝塚の女性人骨2体である。これらは両腕に約20点の貝輪を着装しており、さらに大珠や簪、耳飾などを装着する特異な人物である。またこれらは成人の個体差や左右の腕の太さなどに貝輪のサイズが相関しているか否かを判定するには良好なサンプルといえる。これらの着装貝輪の全点の内周長を計測し、相互に比較すると、個体間で貝輪内周長に違いがあることが明らかにできた。さらに貝輪のサイズ（外周）が腕単位にきわめて良好なまとまりをもつことがわかり、貝輪は当初から着装者のサイズを明確に意図して製作されたことを窺わせるものであった。山鹿貝塚は人骨の貝輪着装数の増加する後期前葉のものであり、着装数の増加には社会的な意義の変質が予測されるとともに、個人単位での製作が認められたことは興味深い。

### (2) 貝輪収納事例の分析～古作貝塚の土器内収納貝輪の分析～

遺跡出土貝輪の分析としては、古くから貝輪貯蔵土器として著名な千葉県船橋市古作貝塚の貝輪37点を実測した。古作貝塚の貝輪は収納土器の型式学的特徴から後期前葉の堀之内式期と判定できるため、時期の明確な資料として重要である。加えてこれらの貝輪の貝種はオオツタノハ・ベンケイガイ・アカガイであり、

この時期の貝輪の特徴を示している点も重要である。特に数的主体を占めるベンケイガイとアカガイでは穿孔と研磨の技術に差異が認められ、貝種の特性を反映したものと考えることができた。

一方、孔の大きさ（内周長）については着装年齢と相関関係にあることが既に申請者の分析により明らかにされているため、その数値を用いて着装年齢の推定を試みたところ、オオツタノハは貝の形態が長楕円形を示すため、判別はできないが、オオツタノハを除いた2種では、子供用の貝輪と成人用の貝輪の2者の存在が明らかにできた。

さらに成人用貝輪の中にはサイズに複数のピークが認められることも明らかにできた。この事実はすでに指摘した山鹿貝塚の2体の人骨の貝輪の内周長の在り方から見た場合、興味深い解釈を可能とする。すなわち山鹿貝塚の内周長の近似度を参考とすると、古作貝輪には複数の成人の着装分が含まれていることが指摘できる。

したがって、収蔵数の上では多数に上る古作貝輪は、結果として複数の成人と子供によって着装されたものであって、山鹿貝塚の人骨に見るような他を圧倒して突出した着装数を持つ人物の存在を示唆するものではない。古作貝輪については、貝輪の生産地からの運搬の形態を示すと考える意見や、集落内での共同管理とする考えがすでに提出されているが、今回の分析は後者の可能性を支持する結果となる。

### (3) 貝輪素材貝の産状と観察

これまで東日本各地での海浜部においてベンケイガイとサトウガイを採取し、その産状について検討してきた。遺跡出土貝輪と打ち上げ貝を比較して指摘できるのは、現生の打ち上げ貝の中には、殻が厚手のものと薄手のものの2者が存在することである。その比率は海岸によって多少の際はあるものの、2者が存在しない海岸はなかった。出土貝輪の殻の厚さを測定してみると、大半は厚手の殻を素材として利用していることが指摘できる。

一般に貝輪の孔を打ち欠きにより拡張するのは通有の技術であるため、厚手の貝は成形に相当の困難が伴うことは明白である。これらの製作時における利便性を優先して考えた場合、縄文時代の貝輪は明らかに異なる特質を内在させているといえる。殻の厚さが成品としての貝輪にどのように関係するか、ということはいまだに解明できない難問であるが、1つの可能性として貝輪着装数の増加による貝輪の細型化が関係するかもしれない。厚手の貝は細型化しても扁平な断面形

態をもたず、丸味を帯びた形態を示すからである。いずれにしても、これらの課題は製品としての貝輪の形態にかかわると推察できるが、その検証は将来の課題として明記しておきたい。

## 排外的ナショナリズムの形成と社会的影響 —富国強兵・尊王攘夷—

The formation of the exclusive nationalism, and The social influence hukokukyouhei sonnoujyoui

須田 努

SUDA Tsutomu

2016年度は、当初の計画通りに、必要文献収集と分析、史料調査と史料解析とを実行した。また、研究テーマを深めるため、海外の研究者とのカンファレンスを行った。

### (1) 文献収集と分析

#### ①村田清風の天保改革関係の文献収集と分析

軍事的側面を重視し文献を収集した。山口県内の自治体史、村田清風関係史料集等が中心となった。村田清風が長州藩の天保改革を実行する中で、軍制改革を行い「神器陣」という新たな戦術を採用した、その経緯や、幕府（老中水野忠邦）による対外政策との関係を示す文献収集し、長州藩軍制改革の原初的あり方を理解した。さらに、天保期の政治史に関する先行研究の整理も行った。

#### ②吉田松陰関係の文献収集と分析嘉永期を中心に

吉田松陰は排外的ナショナリズム（尊王攘夷運動）の「火付け役」とされるが、そこに到るまでの彼の思想と行動を理解する必要がある。そこで、嘉永期（ペリー来航以前）における兵学者として吉田松陰の思想と行動を分析するための基礎作業を始めた。吉田松陰に関しては、史料集が刊行されており、これを利用してデータベースを作成しはじめた。完成にはあと1年かかる。途中の成果として、松陰が実行した長州藩沿岸地域の海防調査の意味につき解析した。また、彼の平戸・長崎留学の意味を探った。さらに、松陰の師である佐久間象山関係史料を収集分析し、松陰が影響を受けた会沢正志斎の思想を解析した。

#### ③吉田松陰関係の文献収集と分析、浦賀奉行関係史料の収集・分析安政期を中心に

2度のペリー来航（癸丑・甲寅の変）を契機に、パトリオティズムから排外的ナショナリズムがどのような形で形成されていったのかを、吉田松陰を中心に考察した。②同様に、データベースを作成している。また、松陰が批判をした幕府の対応を理解するために、浦賀奉行関係史料を収集した。

#### ④海防・洋式兵学関係文献、とくに江戸湾関係文献資料の分析

天保から嘉永期を中止にペリー来航以前における洋式兵学の展開に関して、高島秋帆・佐久間象山を中心に史料収集、分析を行った。また、補助的に高野長英・鈴木春山の史料も収集した。当時の知識人・兵学者はアヘン戦争に大きな関心を持ち危機感を抱いていたが、それを排外的ナショナリズム形成以前の状況として位置づけるための史料収集を行った。さらに、洋学・兵学関係の先行研究を網羅的に分析した。

#### ⑤排外的ナショナリズム形成の起点となった会沢正志斎『新論』の分析

文政7年（1824）の大津浜事件関係史料を収集、さらに、会沢正志斎『新論』を解析した。

### (2) 史料調査・整理・解析

#### ①排外的ナショナリズムと在地社会との関係安政から万延期

ペリー来航後において、排外的ナショナリズム（後期水戸学）が在地社会に浸透する状況を理解するため、茨城県北地域（常陸大子以北）での史料調査を実行した。天狗党関係の史料も収集した。現在、史料の整理、解析中である。

★以上の文献史料収集・分析、史料調査・解析により、研究の方向性は見えてきた。

### (3) 海外の研究者とのカンファレンス

#### ①ゲーテ大学 ミハエル・キンスキー教授との意見交換

日本近世文化史の専門家であり、18世紀の経世論を研究しているキンスキー教授から、ヨーロッパにおける日本近世史研究の様相を御教授いただいた。須田からは、現在の日本における19世紀研究の様相と、思想史研究の現状を報告した。

②ハイデルベルク大学 ウルフガンク・ザイフェルト教授との意見交換

日本近代・現代思想史を専門とするザイフェルト教授には、富国強兵の近代主義を批判した丸山真男・竹内好について、ドイツ・ヨーロッパでの評価に関して報告を受け、意見を交換した。丸山は日本における近代天皇制とナショナリズムの関係を問い、竹内は近代日本のアジア侵略の深淵を問題にしており、この二人を研究しているザイフェルト教授の報告は、本研究テーマを深める上で大いに参考になった。

③成均館大学校 宮嶋博史教授・裴允燮教授との意見交換

日本型儒学の問題に関して議論を行い、またアジア地域の近世化の共通性、さらに儒教的近代の可能性につき、議論を行った。

以上の学問交流は、来年度の研究進展におおいに寄与するといえる。

### ディアスポラの民の信仰 —サンテリアのイファの思想と実践

Religion of the People of Diaspora: Thought and Practice of Ifa of Santeria

越川 芳明

KOSHIKAWA Yoshiaki

2016年度の研究目標としては、「イファの歴史的、文化的な背景を解明するために、サンテリアの実際の儀式のフィールドワークと、イファの聖典の読解や翻訳を行なう」というものである。

2016年8/8(月)～9/1(金)に、ハバナ市とアルテミサ市で行なった、儀式のフィールドワークは以下の通りである。

8/9(火) ピエドラ教授(ハバナ大)と、マタンサスのアフロ文化について意見交換・打ち合わせを行なう。ハバナ市レイナ通りの教授の自宅。8/10(水) マリアナオ地区の司祭の自宅で、司祭になるための「イファ」儀式の初日(朝9時から夜10時まで)を調査。のちに、ベダド地区の信者の家で、真夜中の「エボ」の儀式を調査。8/11(木) サンテリア儀式の調査。「オソボ」占いの実態を調査。ハバナ市エスコバル通りの司祭ガブリエル氏の自宅で。8/12(金) マリアナオ地

区で、司祭になるための「イファ」儀式の三日目「イタ」(午前9時から午後10時まで)を調査。8/13(土) サンテリア儀式の調査。「オソボ」占いと「エボ」の調査。ハバナ市の司祭ガブリエル氏の自宅で。8/14(日) サンテリア儀式の調査。「エヨ・ア・エレグア」という儀式。ハバナ市の司祭ガブリエル氏の自宅で。8/15(月) マリアナオ地区パロマソロの司祭の自宅にて、「エボ」儀式の調査。8/16(火) 生後2カ月の赤ん坊の「サント」を知る儀式の調査。ハバナ市の司祭ガブリエル氏の自宅で。8/17(水) ハバナ旧市街の信者の自宅で、「オソボ」占いの調査。8/18(木) 不妊で悩む夫婦に「エボ」儀式の調査。ハバナ市の司祭ガブリエル氏の自宅で。8/19(金) セントロ地区の信者の家で、「パラルド・ア・カサ」儀式の調査。のちに、マリアナオ地区で、イヤオになるための儀式「アセールサント」を調査。8/20(土) 司祭になるための「イファ」の儀式(準備)の調査。森でフティアをエレグアとオグンに捧げる儀式。のちに、オルーラに二羽の雌鳥を捧げる儀式を調査。ハバナ市の司祭ガブリエル氏の自宅で。8/21(日) ハバナ市から60キロほど行ったアルテミサ市の信者の自宅で、二人の入門者に対する儀式「プランテ」を調査(朝7時～夜12時)。8/22(月) ババラオの「イファ」記念日の調査。ハバナ市の司祭ガブリエル氏の自宅で。8/23(火) オルティス財団研究所にて、サンテリアの資料収集。8/24(水) オルティス財団研究所にて、サンテリアの資料収集。「イファ」の儀式の初日を調査。マリアナオ地区パロマソロの司祭の自宅にて。8/25(木) オルティス財団研究所にて、サンテリアの資料収集。のちに、「イファ」の儀式の二日目を調査。マリアナオ地区パロマソロの司祭の自宅にて。8/26(金) オルティス財団研究所にて、サンテリアの資料収集。のちに「イファ」の儀式の三日目(イタ)を調査。早朝の太陽にレチュエを捧げる儀式「ナンガレオ」から始まり、さまざまな秘儀を夜10時まで調査する。マリアナオ地区パロマソロの司祭の自宅にて。8/27(土) オルティス財団研究所にて、サンテリアの資料収集。のちに、マリアナオ地区ブエナビスタの信者の家で、エコレ占いの調査。8/28(日) ハバナ市のピエドラ教授(ハバナ大)の自宅で、インターネット雑誌「キューバ・ナウ」のインタビューを受ける。どうしてキューバのアフロ文化に興味を持ち、日本人として初めてサンテリアの司祭になったのか、その経緯について1時間半ほど質疑応答。のちに、「イファ」の儀式の五日目を調査。マリアナオ地区パロマソロの司祭の自宅にて。8/29(月) ハバナ大学文学部部の図書館で、サンテリアの資料収集。のちに、「イファ」の6日目の儀式「コミダ・オロ

フィン」を調査。マリアナオ地区パロマソロの司祭の自宅にて。8/30（火）ハバナ大学文芸学部の図書館で、サンテリアの資料収集。のちに、「イファ」の7日目の儀式「イヨジェ」を調査。マリアナオ地区パロマソロの司祭の自宅にて。8/31（水）ハバナ大学文芸学部の図書館で、サンテリアの資料収集。のちに、セロ地区の信者の家で、エル・コブレのカビルド・デ・シマロンの歌の確認をアントマルチ氏とおこなう。

また、春休みにハバナ市に短期滞在中(3月17日～25日)に行なったのは、主に、入門の儀式「マノ・デ・オルーラ」と、「オソボ」占いの調査である。

一方、日本においては、サンテリアの聖典オドゥン・デ・イファの読解と翻訳を行ない、成果の一部を3月5日(日)、東京の「ボデギータ」にて、「オリチャの世界」と題して、サンテリアのイファ・ワークショップで公表した。

## 2017年度 計画書

2017年度も、昨年度と同様に、サンテリアのイファの歴史的、文化的な背景を解明するために、二本立てで研究を行ないたい。すなわち、イファの儀式、例えば、「オソボ」占い、お祓いの儀式「エボ」、入門の儀式「マノ・デ・オルーラ」などをはじめとするフィールドワークと、イファの聖典の読解と翻訳の続きを推し進めることである。

フィールドワークに関しては、現地の司祭や研究者との意見交換が必要である。サンテリアでは、教会に当たる建物はなく、司祭の自宅の一角で儀式や占いをやっていることが多いので、そちらに出向いて協力を仰ぐことになる。具体的には、ハバナの司祭たちであり、アンヘル・ガルシア氏、ホセ・マヌエル氏、マヌエル・コペル氏などを予定している。

ヨルバ語とスペイン語を使うイファの特徴ゆえに、翻訳者の調達や翻訳者とのコミュニケーションが重要になる。彼らの都合により、調査の日程や時間の変更も考慮しなければならないだろう。

また、日本において、イファの聖典を翻訳したものを活字化しておきたい。

## グローバルな文化産業の「界」 —ファッション産業における日本人デザイナー の事例研究

The Field of Global Cultural Industry:

A Study of Japanese Designers in the Fashion Industry

藤田 結子

FUJITA Yuiko

本研究は、グローバル化が進む文化産業について、社会的アプローチから理論的考察を行うことを目的とする。考察のため、ファッション産業と日本の若手デザイナーを事例に選定し、調査を実施する。ファッション産業は、社会学者ピエール・ブルデューの「界」(仏語で champ, 英語で field) という概念で表すことができる。ブルデューによれば、「界」とは、同じ目的をもち競い合っている人々や組織の関係の構造である。ファッション界や、文学界、学界などそれぞれの「界」では、優勢の側と劣勢の側があり、保守や転覆をめぐる争いがあり、「支配者」と「新規参入者」が存在するという。本研究は、この「界」の概念を用いて、グローバル化が進むファッション産業の構造とそこで行われるミクロな行為を考察する。

今日、日本や海外のファッション界では、LVMH（モエヘネシールイヴイトン）など欧米コングロマリットの支配がいつそう強まっている。その一方で、東京では毎年、若手デザイナーがファッション産業に参入している。東京で成功を収めた若手デザイナーの多くは、パリでの活動をめざすようになる。しかし、「非西洋」の「新規参入者」や「新米」デザイナーが、ファッション「界」で共有されている西洋中心の価値を転覆させ、「支配者」の持つ経済・文化資本の価値を下落させることが以前よりも困難になっている。

そこで次の研究の問いを設定し、考察を行う。(1) 欧米企業の支配が強まるなか、どのように日本の若手デザイナーたちは競争し、東京や海外のファッション「界」で地位を上げるのだろうか。(2) 東京や海外のファッション「界」で地位を上げるには、どのようなゲートキーパーに評価されることが必要となるのだろうか。(3) 「新米」のデザイナーたちは、どのようにして競争に勝ち抜くための「経済資本」や「社会関係資本」(ネットワーク)を増やしていくのだろうか。

以上の問いを考察するために、ファッション産業

を事例にフィールド調査を行い、グローバル化が進む文化産業の「界」の構造を明らかにしようと試みる。2016年度は、次のように、文献研究、フィールド調査、学会報告、論文の執筆を中心に行った。

#### 調査の目的と結果

文献研究では、文化生産や文化産業に関する先行研究を整理・検討し、最新の理論的動向をとらえた。第2に、グローバル化と人種・国民・文化的アイデンティティに関する先行研究を整理・検討し、今日の各国の状況と日本のケースを比較検討した。

インタビュー調査では東京を主な調査地とした。調査では、東京の若手デザイナーを中心に、ファッション産業に関わる個人や経験や意識、組織の活動、関係やネットワークを理解することを目的とした。(1)ファッション界における個人と組織の行為や関係(2)東京とパリ間の移動やネットワーク(3)ファッション界における権力と競争、という点に焦点をあて調査を実施した。

調査の結果、次のことが示唆された。まず、東京におけるファッションウィーク(東京コレクション)は、パリのファッションウィーク(パリコレクション)とは異なり、ジェンダーの面では男性中心(デザイナーと団体)、人種・民族の面では日本人中心で同質的である。また、海外から来るバイヤーやメディアが少なく、グローバルな界で経済資本・象徴資本を獲得するために不可欠なゲートキーパー機能が弱い。さらに、ショーに登場するモデルにはアジア系に比べて白人が多く、「西洋」を中心とするグローバルな界の価値がローカルな場においても再生産されている。若手デザイナーにとって、グローバルな界で「経済資本」(利益)と「象徴資本」(ブランドイメージ)を獲得するための場として十分に機能していないことが明らかである。

そこで、若手デザイナーたちは、海外の市場を求めて国際移動する。国内市場が縮小する中、若手デザイナーたちは、世界中から多数のバイヤーが来るパリやニューヨーク、さらにアジアの都市で開催されるファッションウィークに参加して、海外に卸先を探そうと試みる。そうして経済資本の獲得を試みる。また、象徴資本に関しても、以前よりもそのパワーは弱まっているものの、いまだにパリが中心的な場となっており、若い世代のデザイナーたちも、有力な文化媒介者が集まるパリやニューヨークに渡るといった慣習を引き続き実践していた。

以上の調査結果を、2016年7月に東京で開催されたカルチュラルスタディーズ学会大会で「グローバル時

代におけるファッション産業の行方」としてパネル発表を行った。また、2016年10月に台湾で開催された国際学会 International Conference on Design History and Design Studies で、「The Tokyo Fashion Week in the Global Field of Fashion」としてパネル発表を行った。

2017年度は、引き続き調査を行い、その結果を、日本語・英語による本と査読付きの論文として発表することをめざしたい。

### オーストリア・イタリア国境地域における越境的地域連携とそのガバナンス

The cross-border regional cooperation and its regional governance in the Austria - Italy border region

飯嶋 曜子

IIJIMA Yoko

近年、先進諸国では、地域の持続的発展を可能とする地域ガバナンスの新たなあり方に注目が集まっているが、その際の視点として、「連携」と「ネットワーク」が挙げられる。従来、統治の対象とされてきた地域の構成主体が、連携しネットワークングすることによって新たな統治のあり方を模索している。それだけではなく、これらの新たな統治主体が自治体の枠を超えて連携し、新たな地域スケールにおいて新たなガバナンスを創造している。

こうした動きがダイナミックに展開されているのがEUの国境地域である。国境地域では、障壁としての国境機能が低下し地域間競争が激化した結果、自ら地域を発展させるためにさまざまな地域的な主体が連携し、新たな連携空間を創造してきている。本研究では、この新たな連携空間の創造を「新たな地域ガバナンスの構築」として把握し、そこでのガバナンスの構造と形成のメカニズムを実証的に解明することを目的とする。

EU研究においては、近年、EUの新しい統治形態をマルチレベル・ガバナンスとして捉え、そこでの多層性を「EU-国家-地域」の三層構造の枠組みから把握する研究が蓄積されてきた。それらの研究では、地域、とりわけ州や県などのリージョナルレベルの地方自治体の役割に関心が集まった。しかし、地域を地方自治体としてのみ捉え、さらに「EU-国家-地域」間の

パワーバランスに焦点をあてるという既往研究は、地域の統治に関わる行為主体の多元化、すなわち地域の新たな統治のあり方をめぐる議論を十分に視野に入れていない。さらにこれらの研究は、「地域」概念の再考を余儀なくされる動きが、既存の自治体の枠とは異なる空間スケールで生じているという現実を目を向けていない。

EU各国の国境地域で進展している越境的な地域連携の動きは、既往研究が等閑視してきたこうした問題が表象されている顕著な事例である。この動きに対し、EUは地域政策を通じて連携事業を制度化し促進している。それらのなかには、新しい政治的・経済的・社会的な実体を有する「実質地域」を形成しつつあるものも登場してきている。

本研究では、国境地域の越境的協力に関する先行研究にみられるような、連携制度の概説や事業の紹介という次元を乗り越え、越境的連携が行われる空間の社会的変容にまで考察を広げていくことを射程にいれている。連携をガバナンスという側面から捉え直すことによって、ネットワークの行為主体に着目し、その関係性を丁寧に読み取っていく。この作業を通じて、ガバナンスの特性やその創造のプロセスを実証的に分析していく。そして、そうした連携空間におけるガバナンスの持つ意味を地理学的観点から考察する。すなわち、越境的な地域連携を、新たな地域ガバナンスを有する新しい政治・経済・社会的地域の形成として把握する。

調査対象事例として、オーストリア（北チロル）・イタリア（南チロル）の国境地域であるチロル・ヴィップタール地域を選定した。同地域は、かつてはオーストリア・ハプスブルク帝国内に位置するひとつのまとまりある地域であった。第一次世界大戦後、オーストリアとイタリアに帰属が別れ、北チロルと東チロルはオーストリア領に、南チロルはイタリア領になった。第二次世界大戦後は南チロルのドイツ語系住民の自治権拡大をめぐるテロが頻発したが、1970年代前半に南チロル問題の解決のための合意がなされ、トレンティーノ＝アルト・アディジェ自治州の自治権が強まった。その後、オーストリアは1995年に欧州連合（EU）に加盟し、1996年にはユーロリージョン「チロル＝南チロル＝トレンティーノ」が設立され、越境的な地域連携が強化されてきている。

チロルでは、谷筋ごとに生活圏が分断されるという地理的条件から、中世以来、谷共同体とよばれるガバナンスのスケールが機能してきた。ヴィップタールは、上記の歴史をもつ広義の「チロル」において、国境を

越えて谷が縦貫している数少ない地域である。ヴィップタールを事例とすることによって、地理的・歴史的に過去に繋がりのあった地域が、国境線によって分断された後、現在のヨーロッパの統合の流れのなかで再び新たな連携空間を形成しつつある動きをより明確にとらえることができると思われる。

2016年度は、同地域の越境的な地域連携の制度、事業内容、問題点などの概略を把握することを目的として、現地調査を実施した。その結果と今後の課題は以下の通りである。

- ① 越境的な地域連携に関係する各主体（連携事務局、市・県・州の担当部署等）にヒアリング調査を行い、関連する資料や統計、地図等を収集した。各主体の性質と機能の全体像を整理したうえで、特に、それらのなかでキーパーソンに当たる主体を把握し、来年度の調査の足掛かりを得た。これらの結果を分析したうえで、次年度の具体的な調査対象事業を選定することが課題となる。
- ② 各自治体の統計局、大学図書館・研究室、公文書館等を訪問し、越境的な連携事業に関する基礎的なデータや情報、地図、文献等を収集した。今後は、収集したデータや資料の分析、統計資料の地図化により、同地域の地域経済・社会構造の分析を行う。
- ③ インスブルック大学の研究者との意見交換・議論を通じて、研究の問題点と課題を検討した。その結果、次年度調査の際の協力を確保したとともに、他の現地研究者、特にイタリア側研究機関（EURAC等）の研究者とのネットワークの構築が今後の課題となった。

## 英語学習者のプロファイリングを利用した 自律学習支援に関する研究

Enhancing autonomous learning through a learner profiling approach

廣森 友人

HIROMORI Tomohito

### 1. はじめに

学習者の自律(autonomy)は教育の「最終的」「究極的」な目的であり、自律学習 (autonomous learning) は「効果的」「理想的」な学習の同義として捉えられることも多い。自律学習とその研究の重要性は国内外で広く認

識され、近年では日本の英語教育においても自律(学習)といった用語はしっかり浸透した。

例えば、国内における自律学習に関連した理論/実証的研究(例:青木・中田, 2011; 大学英語教育学会(JACET)学習ストラテジー研究会, 2006; 廣森, 2013; 河合, 2000; 津田, 2013)が増えており、英語教育とその関連分野の情報を提供する専門誌『英語教育』(大修館書店)でも自律学習の特集(2008年2月号)が組まれたり、英語教育のキーワードとして「自律的学習者」(2010年10月増刊号)が取り上げられたりしている。さらに、現行の学習指導要領では、「学力の3要素」として、(1)基礎的・基本的な知識・技能、(2)知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、(3)主体的に学習に取り組む態度、を挙げている。この3点目についても、「自律」の概念に通じるものを感じ取ることができる。

では、このような関心の高まりが見られる自律(学習)という概念に対して、私たちは具体的なイメージを共有できているだろうか。例えば、「自律した学習者」といった言葉を聞いて、どのような学習者像を思い描くだろう。自律等のように目に見えないものや形のないものには唯一絶対の定義が存在するわけではない。しかし、自律した学習者を目指す、あるいは育てるといった場合には、そもそも自律(学習)とは何かといった理解が不可欠なはずである。

本研究では、自律学習の先導的研究者であるBensonの定義(Benson, 2011)を参考とし、自律学習が包含する概念を3つの観点(動機づけ, 学習方略, 学習内容)から統合的に捉え、自律的に学習に取り組み成果を上げる学習者をいくつかのパターンにプロファイリングすることを試みる。具体的に、2016年度は自律学習が包含する概念を3つの観点(Control over (1) learning management, (2) cognitive processing, (3) learning

content)から統合的に捉え、自律的に学習に取り組み成果を上げる学習者にはさまざまなカタチがあることを明らかにする。そのような目標を達成するため、自律学習の3観点の操作化に基づいた英語学習における「自律性診断基準尺度」の暫定版を作成し、その妥当性の検証を行う。

## 2. 調査1の内容と結果

調査1では、英語学習における「自律性診断基準尺度」の暫定版を作成した。尺度の内容は、learning management(計12項目)、cognitive processing(計16項目)、learning content(計8項目)から成り、すべて7件法(1まったく当てはまらない~7非常によく当てはまる)とした。調査の対象となったのは、関東近郊の高等学校で英語を学ぶ高校1,2年生(計118名)であった。分析の結果、最終的には表1に見られるように、4項目を削除した尺度が得られた。

## 3. 調査2の内容と結果

調査2では、上記で作成した尺度の妥当性(基準関連妥当性)を検証した。具体的には、自律性の程度が高ければ高いほど、授業外で自主的に学習する傾向が高くなり、結果として学力(本研究の場合、英語力)も向上すると仮説を立てた。そこで、尺度によって得られる自律性の指標と自主的な学習時間、英語力の間には正の相関が見られるかどうかを確認した。調査の対象となったのは、調査1に参加した学習者と同様であった。分析の結果、図1, 2に見られるように、予想した通りの結果が得られた。

表1:「自律性診断基準尺度」における平均、標準偏差、 $\alpha$ 係数

	Mean	SD	$\alpha$ 係数
learning management (計10項目)	4.04	1.09	.89
例1: 学習開始時には、まず目標を設定する。			
例2: 用いた学習方法は適切だったか評価する。			
cognitive processing (計16項目)	4.07	0.86	.87
例1: 取り組んでいる課題と関係のないことは忘れるようにする。			
例2: 自分なら出来るはずだと言い聞かせながら勉強している。			
learning content (計6項目)	4.01	1.33	.93
例1: 自分に合った学習内容(例: 問題集, 参考書)で勉強している。			
例2: どんなことを勉強したいか、はっきりとした意見を持っている。			

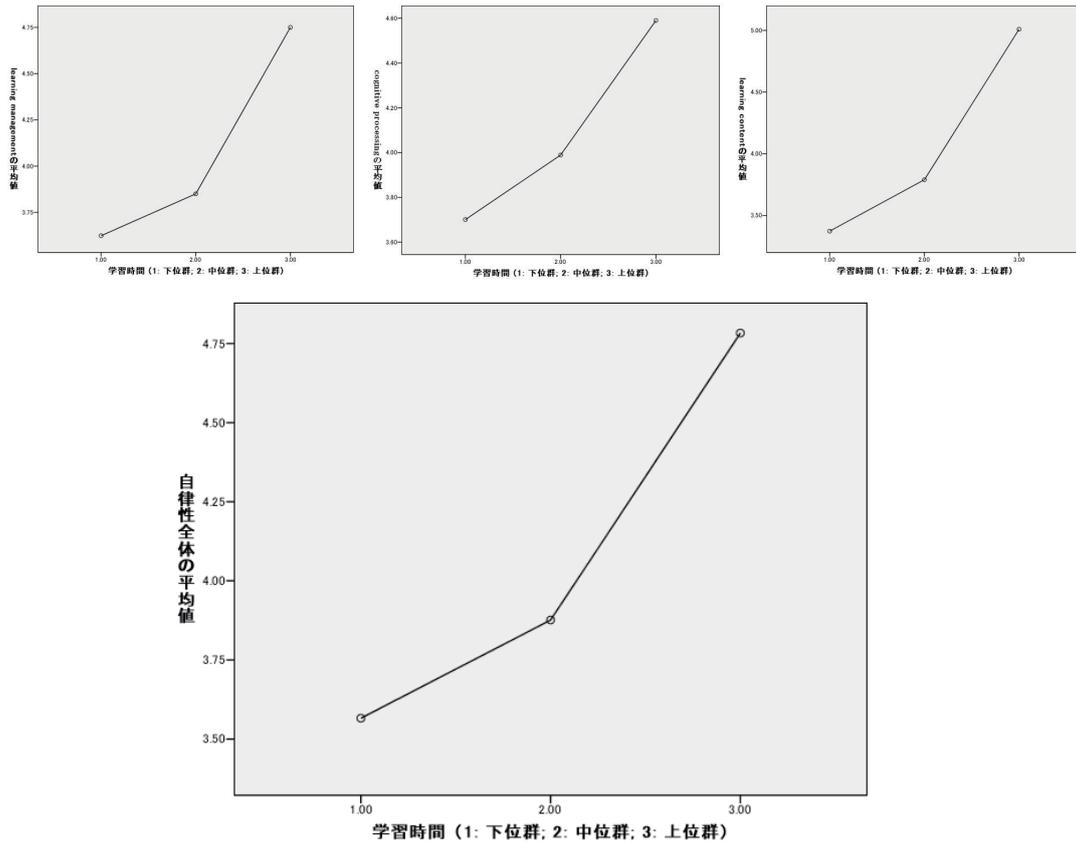


図1: 自主的な学習時間と自律性の各構成要素間の関係

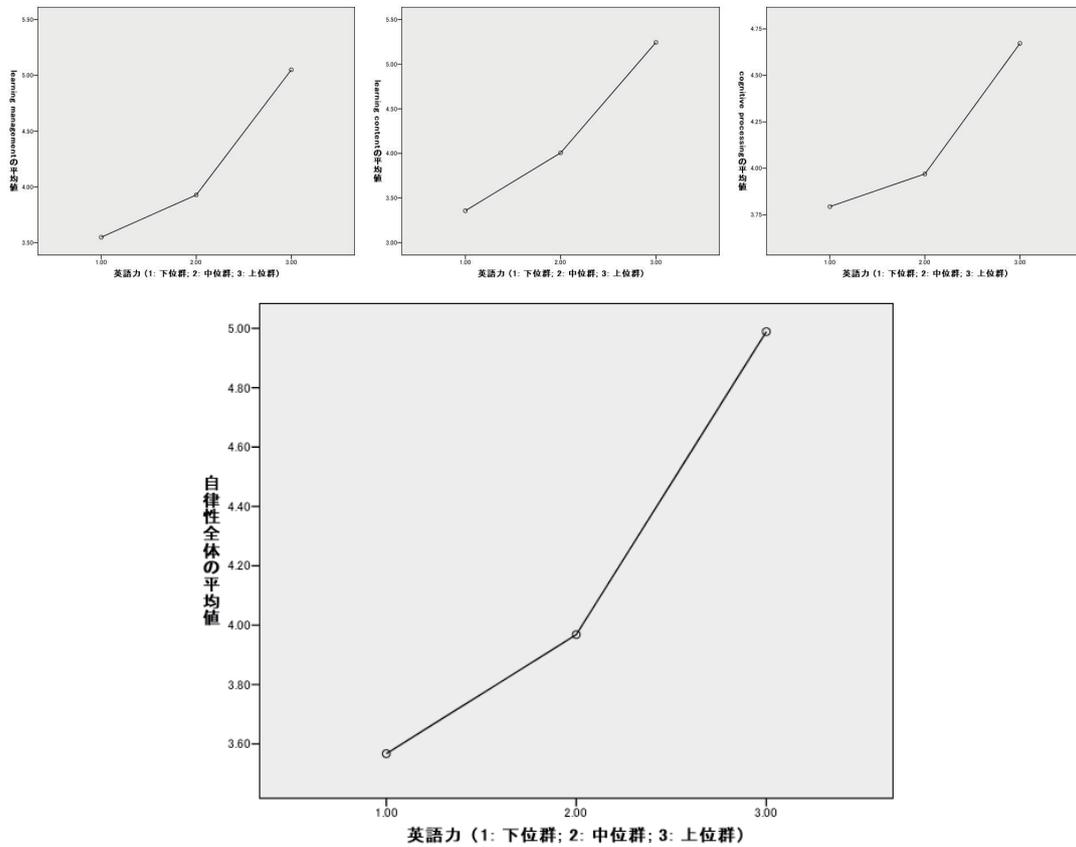


図2: 英語力と自律性の各構成要素間の関係

#### 4. まとめと今後の課題

自律的に学習に取り組み成果を上げる学習者をいくつかの観点から統合的に捉えることは、学習者の特性に基づいた新たな学習支援のあり方について提案できる可能性を意味する。次年度(2017年度)は、実際に教育介入を伴う調査等を通じて、そのことを実証的に検討していく。

#### 5. 引用文献

- 青木直子・中田賀之(編)(2011).『学習者オートノミー: 日本語教育と外国語教育の未来のために』東京: ひつじ書房.
- Benson, P. (2011). Teaching and researching autonomy in language learning (2nd ed.). Harlow: Longman.
- 廣森友人(2013).「自律学習の処方箋: 自律した学習者を育てる視点」『中部地区英語教育学会紀要』第42号, 289-296頁.
- JACET 学習ストラテジー研究会(2006).『英語教師のための「学習ストラテジー」ハンドブック』東京: 大修館書店.
- 河合靖(2000).「外国語自律学習と学習者論」『北海道大学言語文化部紀要』第38号, 55-83頁.
- 津田ひろみ(2013).『学習者の自律をめざす協働学習: 中学校英語授業における実践と分析』東京: ひつじ書房.

### 『古事記』中巻の注釈と研究

A Study and Notes in KOJIKI vol.2

居駒 永幸

IKOMA Nagayuki

本研究は、『古事記』中巻の歌と散文について注釈をしていくために、現地調査を実施し、民俗学的方法に基づく研究を目的とする。つまり、文献資料による注釈だけでなく、民俗学的知見を取り入れた語釈や文脈理解を目指すというものである。文献に閉じられた従来の研究方法では、古事記の文脈や表現の解釈に限界があることは明らかである。そこで、歌と散文のあいだの表現空間について、民俗学的成果をも取り込みながら、本文を読み解く作業を進めていくということである。

前半の2016年度は、『古事記』中巻の歌と散文、特

に神武記の久米歌とその散文を中心として地名・神社・行事について現地調査を奈良県や沖縄県などで実施した。古事記の歌はすべて散文、すなわち神話や天皇説話とともにある。つまり、ある出来事や人物の行動・事績を伝える歌として機能するのである。筆者はかつて古代の歌のそのようなあり方に注目し、「歴史叙述としての歌」というとらえ方をしたことがある。歌の叙事が歴史叙述の役割を担うのである。

このような歌の機能に気づいたのは、沖縄本島や宮古島の神歌の存在からであった。筆者が30年間にわたって調査を続けてきた宮古島狩俣の神歌は、ほとんどが村の神の事績に関わる叙事歌である。それらは祖神祭などの村の祭祀において神に扮する神女によってうたわれる。村の神や歴史は神歌によって伝えられたのである。叙事歌としての神歌の存在は、日本古代の歌のあり方を考える上できわめて示唆的である。というより、叙事の歌は歌の原初の姿として古代の歌に共通するといってよい。本研究ではこのような考え方のもとに、古事記の歌の注釈に神歌に関する民俗的知見を取り入れている。

本研究の前半は神武記の久米歌と散文を中心として注釈作業を実施した。久米歌は古事記の歌番号では9から14番の6首に当る。日本書紀は8首で、古事記にない歌を2首加えている。久米歌の地名は奈良県の宇陀・忍坂・磯城のほか、どういうわけか伊勢の海が出てくる。現地調査は奈良県にいまも残っている地名を中心に行ったのだが、宇陀地方には神武天皇東征伝承地とする言い伝えがかなり残されていることが判明した。それが神社の由来や祭礼行事にもなっている。

神武天皇の大和平定は記・紀という歴史書とともに在地伝承としても残されているのである。例えば、日本書紀の来目歌の散文叙述に、宇陀の血原が出てくる。おそらく茅の原の意味であろうが、血原となっているのは土着の人である兄狛を斬ったときの血に由来すると伝えている。いわゆる地名起源説話である。現地調査をしてみると、宇陀市には血原橋という地名が残されており、登場人物に由来する宇賀志という地名も現在使われている。地名に由来する在地伝承も確認することができる。それらは現在に生きる神武天皇伝承といえる。

このような現地の地名・神社・行事から得られた民俗的知見を久米歌と散文の注釈に取り入れると同時に、『古事記』中巻の最初に位置する神武記の構造についても考察した。それは若御毛沼命・神倭伊波礼毘古命・天つ神御子・神倭伊波礼毘古天皇という名称の変遷に伴う構造である。つまり、『古事記』上巻の神々から中

巻の天皇へと転換するのがその構造なのである。

これは神話から歴史へという歴史観に対応する歌と散文の構造ととらえることできる。そのような神話と歴史の伝承は、宮古島狩俣の神歌に原初的な形でみられる。狩俣の神歌でもっとも長大なニーラグには神々から英雄、そして役人の時代という歴史観が認められる。神武天皇は神々から天皇の時代へという結節点に当るが、戦いに明け暮れる英雄的な存在なのである。それはニーラグにも共通する構造といえる。このような沖縄の神歌から得られる民俗的知見により、古事記の歌と散文の注釈に新たな視点を加えることができるのである。

神武記の研究成果は、次の2017年度の研究課題、具体的には景行記の倭建命の歌と散文に継承される。景行記においても現地調査に基づく民俗学的知見を歌と散文の注釈に生かしていくという方法は変わらない。

なお、以上に述べた研究成果の一部は、「神武記の久米歌と散文——天つ神御子説話の方法とその注釈——」(『明治大学経営学部人文科学論集』63、2017年3月)として報告した。

### 火山体の巨大崩壊の発生方位には規則性を認めうるか：大規模斜面変動の発生場とその地理的条件

How a volcanic sector collapse can leave a gaping hole in a volcanic edifice? : special attention to the direction of sector collapse with relations to the geographical and geological settings

吉田 英嗣

YOSHIDA Hidetsugu

本研究の目的は、火山体で頻発する巨大な山体崩壊(およそ $> 10 \text{ m}^3$ の量的規模)を対象とし、将来起こりうる巨大規模自然災害への備えという観点から、その発生場の地理的条件を仔細に検討し、自然災害科学上の基礎知見とすることである。本研究ではとくに、日本における巨大山体崩壊の発生方位に、何らかの規則性がみいだされるのか否か、あるとすればどのような規定要因(素因)を想定すればよいのか、について地理情報システムを援用した定量的検討により明らかにしたい。2016年度は、日本における諸事例を研究対象とした既往の成果をまとめ、それらを評価するとともに、

今後の研究の方向性を示す文献調査に主眼をおいた。その結果の概要は次の通りである。なお、詳細については日本地形学連合の機関紙『地形』にYoshida(2018)として公表してある。

火山体における巨大崩壊の発生方位に関する基本的考え方は、広域応力場と関連づけられたものであり、このことに初めて明確に言及したのは日本の火山地形学者である守屋以智雄であった。守屋(1980)は、「裂目火口の伸長方向と馬蹄形カルデラの向き」として、磐梯火山、渡島駒ヶ岳火山、鳥海火山の3例を挙げ、裂目火口や寄生火山(側火山)のなす直線状配列と馬蹄形カルデラの向きが直交することを指摘した。そして1980年のセントヘレンズ火山の山体崩壊発生以降、守屋による示唆を検証すべく定量的な調査がなされた。Siebert(1984)、Ui et al.(1986)などでは、火山体における巨大崩壊とそれに伴って発生する岩屑なだれの諸性質が多様な観点から論じられた。Siebert(1984)においては、巨大山体崩壊の発生方位も議論の対象となり、そこでは守屋(1980)の考えが引用されつつ、日本における30事例のうち多数事例で山体崩壊の方位が岩脈群や側火山列の伸張方向と直交することが示された。岩脈群や側火山列の伸張方向は広域応力場に規定されているという考え方が主流であったことから、上記は、崩壊が最大水平主応力軸の方向と直交する方向に発生する、ということの意味すると解された。ただし、30事例の個別的情報は示されず、どの火山におけるどの崩壊のデータなのか、どのような方法により角度が計測されたのかは論文の記述からは判然としなかった。Ui et al.(1986)は、守屋(1980)やSiebert(1984)の示唆が適切なものであるかを検証するために、日本の39事例について、馬蹄形カルデラの向きと最大水平主応力軸の向きとの関係を検討している。ここでは新たな見解として、山体崩壊方位は最大水平主応力軸の方向と直交する傾向はない、ということが明示された。

横山・中垣(2003)は、日本の事例を対象に、Siebert(1984)やUi et al.(1986)ではなされていなかった詳細な記述に基づく検討をおこなった。対象事例について、崩壊方位と最大水平主応力軸の方位との差が鋭角であらわされ、 $10^\circ$ 毎の9階級からなるヒストグラムが作成された。その結果、最大水平主応力軸の方向に直交するものと、平行になるものとの両者がともに多く認められ、 $30^\circ - 60^\circ$ のものは極端に少ないことが示された。つまり、巨大山体崩壊の発生方位は広域応力場と密接な関係にある、というのが彼らの出した結論である。崩壊方位が最大水平主応力軸の方向に直交するものについては、守屋(1980)やSiebert(1984)の見

解が成立するとしている。そして、最大水平主応力軸の方向と直交する傾向だけでなく、それと平行な向きに崩壊する事例が多いことも明らかとなった点については、起伏の大きな隆起山地上の火山体においては局所的引張場が発生することや、九州の引張テクトニクス場では中間主応力（ここでは最大水平主応力）と最小主応力の差応力が小さい場合に火山活動による応力開放が両者を転換させること、がその理由とされた。このように、崩壊のメカニズムにも迫る新たな考えが提示されたことは議論を深化させるために有意義といえる。ただし、横山・中垣（2003）が対象とする事例数は22に過ぎなかった。

なお、日本国外におけるほぼ同じ問題意識に基づく研究には、Lagmay et al. (2000) や Lagmay and Valdivia (2006) などがある。これらは、火山体の不安定化には様々な要因が関わる中で広域応力場の与える影響を論ずる、という点で守屋（1980）や Siebert（1984）の示唆に触れ、その本論では、火山体直下に存在する横ずれ断層の影響下で生じうる巨大山体崩壊の発生方位について、アナログモデルを導入して考察したものである。

以上、主に日本の事例を研究対象とした研究動向を踏まえると、とくに広域応力場との関係に着眼したとき、巨大山体崩壊の発生方位に規則性があるのか否かについては、より多くの事例に基づく検討の必要性がなお残されていることが明らかとなった。このことを踏まえ2017年度には、日本における80以上の事例を対象とした検証をおこなう予定である。

#### [ 文献 ]

- Lagmay and Valdivia (2006) J. Volcanol. Geotherm. Res., 158, 139-150.  
 Lagmay et al. (2000) Bull. Volcanol., 62, 331-346.  
 守屋 (1980) 西村嘉助先生退官記念地理学論文集, 214-219.  
 Siebert (1984) J. Volcanol. Geotherm. Res., 22, 163-197.  
 Ui et al. (1986) J. Volcanol. Geotherm. Res., 29, 231-243.  
 横山・中垣 (2003) 日本地すべり学会誌, 40, 39-45.  
 Yoshida (2018) Transactions, JGU, 39, 1-14.

### “水虫”の国際比較からみる日本の社会的文化的思想的特質の考察

The Chrysanthemum and the Foot: Civilization, Cleanliness and Shame in Modern Japan

眞嶋 亜有

MAJIMA Ayu

本研究は、水虫（足白癬）の国際比較からみる日本の社会と文化と思想に関する研究である。水虫とは世界のどこにでも存在するが、水虫に対する人々の捉え方、認識、その社会的インパクト、そして市販薬のマーケットの特徴は、国ごとに大きな異なりをみせている。

特に日本における水虫は、単なる皮膚病ではなく、近現代日本の歩んできた歴史的系譜のみならず、日本人の恥意識と清潔概念という、これまで長年問われ続けて来た日本人の精神構造の特質をあらわした歴史的社会的文化的思想的産物としての側面を持っている。

したがって本研究は、日本の水虫には、明治以降の衣食住の急速な西洋化と湿潤な気候との関係、戦後の高度経済成長期におけるサラリーマンの台頭と家庭における父の不在と母子癒着、それに伴う中高年男性への排他的意識とジェンダーの諸問題、そして日本人の精神構造の根幹をなすとされる恥意識と清潔概念が密接にかかわっているとの仮説に基づき、本年は戦後日本の家族やジェンダーとの関係に焦点をあて考察した。

まず、現代日本で水虫（足白癬）は一般的に中高年男性の罹る皮膚病として認識される傾向にあるが、それは高度経済成長期以降に形成されたものである。敗戦国として壊滅の状態と化した日本が短期間で米国を凌ぎうる経済大国と化した背景には、米国の対日経済政策も多分にあったが、長時間勤務体制下におかれたサラリーマンの台頭とも不可分にあった。

満員電車で押し込められ都心部へと通勤するサラリーマンは、当時の仏国女性首相に、片道二時間かけて「ウサギ小屋」から通勤する「黄色い蟻」と揶揄されたが、1987年、レナウンはまさにその光景をテレビコマーシャルに用い、湿潤な風土のなか、満員電車で長時間勤務を強いられることで水虫に悩むサラリーマンをターゲットとした抗菌靴下「通勤快足」を発売し、発売から2年で45億円の売り上げを達成した。この頃から各製薬会社も中高年男性を対象にした水虫薬のテレビコマーシャルを次々と展開していった。

他方、米国における水虫はアスリートや運動する人間の罹る皮膚病との国民的認識があり、それは米国における水虫の成立史と関わっていることは拙論（2010年）で明らかにした通りであるが、今もなお米国の水虫薬のテレビコマーシャルに登場するのは若年層の男性アスリートが多く、日本でスポーツ選手は水虫薬の宣伝広告に起用されはしない。要するに、戦後日本において水虫が中高年男性の皮膚病としての国民的認識が形成されたのは、高度経済成長期から経済大国と化していく過程において台頭したサラリーマンと企業文化によるものであり、水虫は短期間で驚異的な経済成長を遂げた日本の変遷の産物でもあった。

次に、中高年男性の皮膚病としての水虫の成立から浮き彫りになったことは、水虫のイメージと重層化された形で露呈した、中高年男性のスティグマ化ともいえる中高年男性に対する排他的意識と、その要因としての母子癒着であった。

戦後日本を支えた家族モデルとして定着した核家族と性別役割分業（サラリーマンと専業主婦）は家庭における父の不在とそれによる母子癒着を意味した。

家事と育児と子供の教育を専業主婦である妻に任せられた夫の存在は、(給与が銀行振込となって以降)「ATM」と揶揄される存在とも化した。性別役割分業自体は日本に限ったことではないが、米国で重視されてきた夫婦としての関係性が日本で成立せず、そこに疑問を抱くことすらなかったのも、サラリーマンの長時間勤務や接待、単身赴任などが日本の企業文化として見なされ、半ば当然のものとして受け入れられていたことから見てとれよう。

かくして成立した性別役割分業によって、日本の専業主婦は母親であることがアイデンティティとなり、それはすなわち子への執着と依存を意味した。日本社会における母子癒着は、近年漸く、高度経済成長期に幼少期を過ごした世代によってその苦悩が訴えられ始め、社会問題として顕在化し始めたものの、いまだ論争が繰り返される母性神話と良妻賢母の思想によっていまだ母子癒着は正当化され、潜在化され続けている面も強い。

このような社会背景との関係から明らかになったことは、日本における水虫のスティグマ化には、家庭における父の不在と母子癒着によって生じた、父（ないしは夫）に対する排他的意識が重層化されてきたことである。そして、中高年男性に対する排他的意識は母子に共有されるだけでなく、専業主婦を担い手とした消費文化等を通じて再生産され、社会的風潮と化してきたことにある。その一例に中高年男性の加齢臭対

策として昨今消臭機能に特化した洗濯洗剤のシェア拡大にも見られるように、日本では生活消費の主たる担い手が専業主婦であることで、中高年男性への排他的意識が社会的風潮と化していった。

事実、このような中高年男性のスティグマ化ともいえる傾向は、欧米のみならずアジア諸国にも見られなかった。中高年男性に対する排他的意識は、言うまでもなく日本のジェンダーの諸問題とも表裏一体にある。その点で、戦後日本における水虫をめぐる国民的認識の成立は、短期間で驚異的な高度経済成長を遂げてきた戦後日本が直面せざるを得なかったあらゆる負荷と不可分にあった。そして何よりも、日本における水虫のスティグマ化は、世界的にも奇跡とさえ言われた高度経済成長が日本の家族とジェンダーに及ぼした歪みの根深さだけではなく、それが今もなお続いていることを物語る、戦後日本の痕跡なのであった。

## 一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法に関する調査研究

Study on training method of elite sport climbing athletes

水村 信二

MIZUMURA Shinji

### 【緒言】

#### 1) スポーツクライミングについて

スポーツクライミングとは、フリークライミング（岩や壁を登る際、登る行為の助けとなる道具を使わないスタイルのクライミング）から冒険性や危険性を極力排除し、整備された環境でおこなわれるクライミングジャンルである。一般に、生涯スポーツとしてのスポーツクライミングは、整備された自然の岩場もしくは人工的に作られた壁（クライミングウォール）で行われる。スポーツクライミングでは、クライミング専用シューズやチョークバッグ（手の滑り止め用の粉を入れたバッグ）などの用具のほか、着地用マットやロープなど安全確保のための用具を使用する。本研究では、クライミングウォールを使用して行われるスポーツクライミングのうち、競技としてのスポーツクライミング（以下、スポーツクライミング競技）を調査対象とした。

#### 2) スポーツクライミング競技について

国際スポーツクライミング連盟 (International Federation of Sport Climbing, 以下、IFSC) が定める国際ルールに基づいて開催されるスポーツクライミング競技は、「ボルダリング」、「リード」及び「スピード」の3種目から構成される。スポーツクライミング競技は、オリンピックのスローガンとなっている“Citius, Altius, Fortius”すなわち「より速く、より高く、より強く」の全ての要素を備えた垂直移動型の他に例を見ない独特のスポーツ競技である。スピードは「より速く」、リードは「より高く」、そしてボルダリングは「より強く」にそれぞれ対応した種目と言えよう。2016年8月、国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee, 以下 IOC) 臨時総会にて、スポーツクライミング競技が2020年開催の夏季オリンピック東京大会の追加種目として正式に決定した。今後、オリンピック・パラリンピックへの正式種目化が期待されるスポーツの一つとして、国内外でスポーツクライミングは注目されている。

### 3) 一流スポーツクライミング選手のトレーニングについて

IFSCは現在、ボルダリング、リード、スピードの3種目にて、世界選手権、大陸別選手権、ワールドカップなどの国際競技大会を開催している。しかしながら、2020年オリンピック東京大会においては、前述3種目を同一選手が競技し、その総合成績でメダルを争う”3種目複合”方式 (オリンピック・フォーマット) が採用された。このことから、今後は3種目複合によるスポーツクライミング競技が重要視され、それに合わせたトレーニング方法の開発が急務となっている。なお、日本はこれまでスピードの強化を一切行ってこなかったことから、今後はスピード専門選手の育成・強化および3種目複合選手の育成・強化をするためのトレーニング方法を開発する必要性がでてきた。

#### 【目的】

本研究は、クライミング強豪国で採用されているスポーツクライミング3種目それぞれのトレーニング方法について現地調査し、その内容を3種目複合競技に取り組む選手のためのトレーニング方法確立のための基礎資料を得ようとするものである。

#### 【方法】

2016年度においては、以下の国際競技大会会場に赴き、出場選手のウォーミングアップ方法を中心に観察した。また、選手やコーチにウォーミング方法につい

て聞き取り調査も実施した。

#### 1) 調査対象大会

調査対象となった大会は以下の5つの国際大会であった。

- a) FSC 主催 ワールドカップ 加須大会 (ボルダリング)
- b) IFSC 主催 ワールドカップ 重慶大会 (ボルダリング、スピード)
- c) IFSC 主催 ワールドカップ ナビムンバイ大会 (ボルダリング)
- d) アジア連盟主催 アジア選手権 都均大会 (ボルダリング、リード、スピード)
- e) IFSC 主催 世界選手権 バリ大会 (ボルダリング、リード、スピード)
- f) 世界大学スポーツ連盟主催 世界大学スポーツクライミング選手権 上海大会 (ボルダリング、リード、スピード)

#### 2) 調査方法

上記5大会において、出場選手が実施しているウォーミングアップ方法について観察した。ボルダリング種目やリード種目においては、準決勝および決勝の際、選手と観客・外部者間で情報を遮断のため隔離される。この際、ビデオカメラなどの撮影が出来ないため、記録を残すことは出来なかった。

#### 【結果】

ボルダリング、リード、スピードの種目別に調査結果を簡便に記す。

##### 1) ボルダリングについて

多くの一流ボルダリング選手に共通したウォーミングアップ構成は、1) 動的・静的ストレッチングの実施、2) 低難度のボルダリング課題の実施、そして、3) 中・高難度のボルダリング課題の実施の3部構成であった。動的・静的ストレッチングおよび低難度ボルダリング課題は、個々人で行われていた。一方、高難度ボルダリング課題では、選手同士によるセッション方式での実施や、コーチの指示による実施、個人での実施の3パターンに大別された。コーチに指示による中・高難度ボルダリング課題の実施は、女子選手において多かった。

##### 2) リードについて

ボルダリング同様、リード選手のウォーミングアップは、動的・静的ストレッチングから始まるが、次いで、クライミングウォールでの横移動が中心となる。リー

ド選手による、複数選手でのセッション形式によるクライミング課題の実施は、ボルダリング程高くなく、より個人で実施する傾向が見受けられた。日本選手と外国選手におけるウォーミングアップ方法の違いは大きなものではなかった。リードにおいても、日本選手と外国選手におけるウォーミングアップ方法には大きな違いは見られなかった。

### 3) スピードについて

スピード出場選手のウォーミングアップは、ボルダリングおよびリード出場選手とは大きく異なるものであった。その内容は、陸上競技選手のウォーミングアップと類似性の高いものであった。具体的には、1) 動的ストレッチング、2) ランニング、縄跳びなどでの体温(筋温)上昇運動、3) すばやい動きを伴うドリル、4) クライミングウォールなどを用いた懸垂などの上半身の大筋群を用いた筋出力、5) クライミングウォールでのスタート練習などであった。日本選手は、中国での2大会にスピードに出場した。スピードの練習環境に乏しい日本ではこの種目への取り組みが遅れているためか、スピードに出場した日本選手は、ボルダリングの選手はボルダリングの、そしてリード選手はリードのウォーミングアップをほぼそのまま実施していた。

### 【まとめ】

本研究では、一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法について調査することを目的として、本年度は国際大会に出場した一流クライミング競技選手のウォーミングアップ方法を中心に調査を実施した。その結果、ボルダリング、リード、およびスピードにおけるウォーミングアップ方法の概要が明らかとなった。今後は、より詳細な調査を実施し、競技成績別、国・地域別、種目別におけるウォーミングアップの特徴などについて明らかにしていく予定である。

## 4. 個人研究第2種実施報告

### ジョン・ミュアにおける科学と文学の融合 ～『アラスカの旅』を中心として～

John Muir on the Fusion of Science and Literature:  
A Study of "Travels in Alaska"

柴崎 文一

SHIBASAKI Fumikazu

本年度は、『アラスカの旅』とその周辺資料を参考としながら、「科学と文学の融合」に関するミュアの試みを読み解くべく考察を進めたが、その過程で、ミュアをアラスカ探検へと向かわしめる契機になったとされる、ヨセミテでの「日曜学校大会」Sunday-School Conventionの詳細を伝える記録を発見した。

ウルフ Linnie Marsh Wolfe は、1879年の6月7日からヨセミテで行われた「日曜学校大会」で、シェルドン・ジャクソン Sheldon Jackson が行ったアラスカに関する講演に接したことが、ミュアにアラスカへの探検旅行を思い立たせた契機であるとしている。しかしこれまでのミュア研究において、この「日曜学校大会」の詳細は、十分に明らかにされてはこなかった。

ヨセミテで開催された「日曜学校大会」は、ショトーカー運動 Chautauqua Movement の一環として行われたものである。ショトーカー運動は、ジョン・ビンセント John Vincent 牧師 (1832 - 1920) の提唱によって始まった成人教育運動であり、初めての集会在ニューヨーク州のショトーカーで開催されたことから、この名称で呼ばれることになった。この運動は19世紀末のアメリカで、極めて多くの人々から愛され、セオドア・ルーズベルト大統領 Theodore Roosevelt (1858 - 1919) は、この運動を称して、「アメリカで最もアメリカ的なものだ」と言ったと伝えられている。ショトーカー運動では、毎年夏に、講演会や音楽会で構成される大規模な「日曜学校大会」が開催されていた。ヨセミテでの大会も、こうした背景から、2年の準備期間を経て開催されたものであった。

この時の記録を見ると、参加者の多くは東部の関係者だったことが分かる。5月27日にシカゴで350人の

参加者が集合し、9両編成の特別列車が仕立てられて、一行はカリフォルニアに向けて出発している。途中、世話人として車両ごとに代表者が選ばれ、その中にはシャルダン・ジャクソンの名前も見られる。一行はソルトレイクを経て、6月4日の午後サクラメントに到着し、その後、幾つかのグループに分かれて馬車に乗り、6月6日にヨセミテ溪谷に到着している。途中、マリポサでは、ジャイアント・セコイアの森などを見物している。

6月7日の晩は、ヨセミテに建てられたばかりのチャペルで、盛大に「前夜祭」が催され、翌6月8日から15日まで連日、多彩な講師陣による「日曜学校大会」が開催されたのだった。

6月8日の日曜日、安息日の礼拝と説教が行われた後、ジャクソンは「アステカ人」Aztecsと題する講演を行っている。彼は翌9日にも、「アラスカ」Alaskaと題して講演を行っており、この講演ではアラスカでの伝道活動が語られたとされている。ジャクソンによる講演は、記録から見る限り、この2回だけである。彼の講演について現在分かることは、以上のことのみで、講演の具体的な内容については知る手がかりがない。

ミュアの講演も、ハイキングやキャンプファイヤーの時になされた臨時のものを除くと、9日と10日に2回行われている。9日の講演は、「ヨセミテの地質学的記録」The Geological Records of Yosemiteと題して行われ、ミュアは独特のユーモアを交えて、ヨセミテ溪谷が、当時広く流布していたジョサイア・ホイットニー Josiah Dwight Whitney (1819 - 1896) の説く「落盤」subsidenceによるものではなく、過去の氷河の活動によって形成されたものであることを説いたと記されている。サンフランシスコのデイリー・イブニング・ブリテン紙 Daily Evening Bulletin は、6月13日付の記事で当日の様子を報じ、「彼の講演は熱狂的に好評を博した」と伝えている。また「日曜学校」の報告書でも、ミュアの話は、「きわめて魅力的な講演だった」と記されている。

ミュアは翌日の10日にも、「山岳彫刻」Mountain Sculptureと題して講演を行っている。ブリテン紙はこの時の様子を6月14日付の記事で、「岩々の証言を愛情豊かに再現するミュアの講演は、サハラ砂漠の聴衆たちを魅了したことだろう。彼の詳細な研究成果

によって構成された最上の舞台は、人々に無限の喜びを与えているかのように感じた」と報じている。

大会3日目の6月11日は、グレイシャーポイント Glacier Point へのハイキングにあてられた。ハイキングには200人以上が参加し、正午 high noon には、「巨樹」Big Trees と題したミュアアの野外講演が行われた。ミュアアはさらにその晩、ヨセミテの森の中で、参加者のために盛大なキャンプファイヤーの集いを催し、「セコイアの分布」The Distribution of the Sequoia についても語っている。人々は、ヨセミテ溪谷の荘厳な森の中で、豪快なキャンプファイヤーの光に照らし出されたヨセミテ滝と、ミュアアの「語り」にもてなされ、ヨセミテの夜を満喫した、と報告書は記している。

ヨセミテでの大会は、15日の日曜日まで開催され、15日に閉会した後、一行は、サンフランシスコの南200マイルに位置するモンテレー Monterey に移動している。ここで6月27日から7月4日まで、西海岸での2回目の大会が開催されて、この年の「日曜学校大会」は終了している。

なおブリティン紙は6月13日付の記事で、この一行に同行していたジョゼフ・クック Joseph Cook (1838 - 1901) が、当初はホイットニーの「落盤説」を強く支持していたが、ミュアアによる一連の講演を聞いて、ミュアアの氷河説に「転向した」と報じている。クックは、ボストンを中心に講演活動をしていた思想家で、当時は全米でよく知られていた人物だったところから、ブリティン紙はその様子を特に伝えたものと思われる。

以上、今回新たに発見した資料に基づき、ヨセミテでの「日曜学校大会」の概要を記したが、典拠の詳細と、こうして明らかになった事実関係が、アラスカへの探検旅行に関するミュアアの動機を考える上でもつ意味については、本年度提出予定の成果論文において論じることとしたい。

## 古英語訳ベダ『英国国民教会史』の 翻訳スタイル

The Translation Style of the Old English *Bede*

石黒 太郎

ISHIGURO Taro

8世紀前半のベダによる『英国国民教会史』は当時の英国だけでなく、ヨーロッパで広く影響力をもった

著作である。そのラテン語原典を古英語に翻訳した作品は、同時代のほかの古英語訳作品とともに、かつてはウェセックスのアルフレッド大王が翻訳したものと考えられていた時代もあった。20世紀半ばからは Whitelock や Bately などの研究により、古英語訳ベダがアルフレッドの訳したものではないことが広く認識されるようになったものの、アルフレッド大王に関連のある者が翻訳したとする可能性も完全に排除されていない。その一方で Rowley など、古英語訳ベダはアルフレッドとは無関係であるという見解も出てきている。

本研究は、同時代の古英語訳作品と比較することによって古英語訳ベダの翻訳スタイルを見つけ出すのが目的である。本年度はベダのラテン語原典と古英語訳を精読しながら他作品と比較しうる用例を集める一方で、古英語訳ベダに関する文献資料を渉猟した。比較対象として調査ができたのは古英語訳オロシウスのみであった。ここでは集めた用例のなかで興味深い事例を2件、紹介して実施報告としたい。

ベダのラテン語原典、第1巻の前半にはオロシウスの文章を切り貼りして作った部分がある。ベダはローマ帝政期の歴史を記述するにあたって、オロシウスの綴った字句をそのまま利用しているのだ。その後、ベダとオロシウス、それぞれの原典を900年前後のほぼ同時期に別々の人物が古英語に翻訳したので、同一のラテン語文を古英語に直した2つの文章が存在することとなった。そのなかではローマ帝政期の出来事を表すのに「～帝が即位したとき」という表現が現れる。それをベダ、オロシウスの古英語訳でそれぞれどのように訳しているかを比較すると、特徴的な語彙選択が浮かび上がってくる。

ベダがオロシウスから借用した箇所「即位した」の表現は3箇所に見られる。オロシウスが (1) *regnum adeptus est* (7.6.1)、(2) *regnum . . . suscepit* (7.15.1)、(3) *adeptus imperium* (7.17.1) と表現したところを、(1)は割愛しているものの、(2)と(3)の表現をベダはそのまま借用している (1.4; 1.5)。この3箇所について、どのように古英語に訳しているか古英語訳オロシウス、古英語訳ベダの順で列挙すると次のようになる：(1) *feng . . . to Romana onwalde*、(古英語訳ベダに該当箇所無し)、(2) *feng . . . to Romana onwalde, onfeng Romwara rice*、(3) *feng . . . to Romana onwalde, rice onfeng*。古英語訳オロシウスでは接頭辞のない *fon* を使った *fon to Romana onwalde* という熟語を用いているのに対し、古英語訳ベダは接頭辞のある *onfon* に前置詞を伴わずに目的語をとった *onfon (Romwara)*

rice を用いている。

古英語訳オロシウスで帝政期ローマを記述する第6巻について「～帝が即位した」という表現を調査すると、feng to rice は5例にとどまる。それに対して feng to Romana onwalde は圧倒的に多く28例あり、その類型である feng to (þæm) onwalde を加えると30例になる。接頭辞のついた onfon が「～帝が即位した」をあらわす表現で使われていないとはいえ、古英語訳オロシウスがまったく onfon を使っていないわけでもない。しかし第6巻だけでは過去形 onfeng/-fengon が3例、古英語訳オロシウス全体でも8例があるのみで、古英語訳オロシウスは接頭辞のない feng/fengon の方を圧倒的に多く選択している。そして帝位、帝権を示す名詞としては rice よりも onweald を好んで使っていることもわかる。いずれの名詞も前置詞 to とともに用いられているのが特徴的である。

その一方で古英語訳ベダの第1巻では、前述の2例を含め onfeng (Romwara) rice が4例、feng to rice が4例、ローマ皇帝の即位とアングロサクソン諸王の即位を表現している。fon と onfon の選択そのものを比較すると、第1巻で feng/fengon は6例のみであるのに対し、接頭辞のついた過去形は23例。古英語訳ベダは「即位する」の表現では onweald を用いず rice で帝権、王権を示している。onfon の場合は前置詞を伴わずに目的語をとるが、fon の場合は古英語訳オロシウスと同じように前置詞を伴った fon to rice という構文をとる。

以上はひとつの動詞句の語彙選択の違いを見たわけだが、同じ重複箇所には興味深い名詞の語彙選択の違いも見られる。ラテン語原典第7巻でコンスタンティヌス帝を説明する際にオロシウスは Constantinum filium ex concubina Helena と記し、その母 Helena を concubina 「側室」と呼んでいる (7.25.16)。ベダのラテン語原典もこの箇所をそのまま利用して自著に取り入れている。古英語のコーパスを調査すると複数存在するラテン語の行間注釈では concubina に対して ciefes があてられているのがわかる。この語は側室もしくは婚外交渉の相手を表す語である。古英語訳オロシウスは第6巻で concubina を ciefes という語で翻訳している (30.148.7)。行間注釈の実態からいえば、オロシウスの翻訳者はラテン語 concubina を忠実に訳出しているのである。だがベダの翻訳者はそのような意味合いの語を使わず、wif を用いている (1.8)。行間注釈で wif があてられているラテン語は既婚女性を表す mulier か、妻を表す uxor である。ベダの翻訳者が ciefes を用いず、wif を concubina の訳語としたこと

に、意識的な語彙選択を読み取ることができるのではないだろうか。

このように同じラテン語の表現を翻訳するにも、違った語句の選択に作品の特徴を見て取ることができる。これが単に訳者個人の文体の違いを示すものであるのか、または方言的差異を示すものであるのか、同時代の他の作品からもさまざまな用例を集め比較検討して見極めていきたいと考えている。

#### 《文献表》

- Arnaud-Lindet, Marie-Pierre, editor and translator. *Orose: Histoires (contre les païens)*. 2nd ed., Les Belles Lettres, 1990-91. 3 vols.
- Bately, Janet M. "The Nature of Old English Prose." *The Cambridge Companion to Old English Literature*, edited by Malcolm Godden and Michael Lapidge, Cambridge UP, 1991, pp. 71-87.
- Bately, Janet, editor. *The Old English Orosius*. OUP, 1980. EETS ss 6.
- Dictionary of Old English Web Corpus*. Compiled by Antonette diPaolo Healey with John Price Wilkin and Xin Xiang. Toronto, Dictionary of Old English Project, 2009.
- Miller, Thomas, editor and translator. *The Old English Version of Bede's Ecclesiastical History of the English People*. OUP, 1890-98. 2 vols. in 4 pts. EETS os 95, 96, 110, 111.
- Rowley, Sharon M. *The Old English Version of Bede's Historia Ecclesiastica*. D. S. Brewer, 2011. Anglo-Saxon Studies 16.
- Whitlock, Dorothy. "The Prose of Alfred's Reign." *Continuations and Beginnings: Studies in Old English Literature*, edited by Eric G. Stanley, Nelson, 1966, pp. 67-103.

## 附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準
2. 2016年度人文科学研究所各種募集要領
3. 2017年度人文科学研究所所員名簿
4. 人文科学研究所叢書一覽
5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覽

# 1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

## 明治大学研究企画推進本部規程(抜粋)

2015年3月18日制定

2014年度規程第28号

### (基盤研究部門)

第8条 本部に、基盤研究部門を置く。

2 基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究

所及び科学技術研究所(次条において「3研究所」という。)をもって構成する。

## 基盤研究部門にかかわる研究所要綱

2007年3月7日制定

2006年度例規第27号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、明治大学研究企画推進本部規程(2014年度規程第28号。以下「規程」という。)第10条の規定に基づき、研究・知財戦略機構会議の下に置かれる研究企画推進本部の基盤研究部門を構成する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所(以下「研究所」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 研究所は、明治大学(以下「本大学」という。)における研究の基盤を担い、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とする。

### (所員)

第3条 本大学の専任教授、専任准教授及び専任講師は、第1条に規定するいずれかの研究所の所員となる。

2 研究所は、必要に応じて、第9条に規定する運営委員会の議を経て、所員以外の者を次条に規定する事業に参加させることができる。

### (事業)

第4条 研究所は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究の助成
- (2) 研究の高度化推進支援
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 紀要、年報、叢書等の刊行
- (5) その他必要な事業

### (運営組織)

第5条 研究所の運営組織は、次のとおりとする。

### (1) 社会科学研究所

社会科学研究所長

社会科学研究所運営委員

16名

### (2) 人文科学研究所

人文科学研究所長

人文科学研究所運営委員

17名

### (3) 科学技術研究所

科学技術研究所長

科学技術研究所運営委員

17名

### (研究所長)

第6条 前条各号に規定する研究所長(以下「研究所長」という。)は、専任教授である所員のうちから、当該研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の推薦により、研究・知財戦略機構長の承認を経て理事会が任命する。

2 研究所長は、研究・知財戦略機構長の統督の下に、当該研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 研究所長は、必要に応じて所員総会を開催することができる。

### (運営委員)

第7条 第5条各号に規定する研究所運営委員(以下「運営委員」という。)は、当該研究所の運営委員選出に関する内規の定めるところにより、専任教授、専任准教授及び専任講師である所員のうちから選出し、研究・知財戦略機構長が委嘱する。

### (任期)

第8条 研究所長及び運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の研究所長及び運営委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 研究所長及び運営委員は、再任されることができる。

(運営委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、各研究所に運営委員会を置く。

(1) 第4条に規定する事業及びその事業計画に関する事項

(2) 研究所長候補者の推薦に関する事項

(3) その他各研究所の運営に関する事項

2 運営委員会は、研究所長及び運営委員をもって構成する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(基盤研究部門連絡会)

第10条 各研究所間の連絡及び調整を行うため、基盤研究部門連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会に関し必要な事項は、各研究所長の同意を得て、規程第9条に規定する基盤研究部門長が定める。

(申請)

第11条 第4条第1号に規定する研究を担当しようとする者は、所定の研究申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

(研究員)

第12条 前条の規定により、研究申請書を提出し、研究を認められた者（以下「研究員」という。）は、研究費の助成を受けることができる。

2 研究員は、当該年度の研究実施計画書を定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

3 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末日までに、研究所長に提出しなければならない。

4 研究員は、研究終了後、研究成果を研究所長に報告しなければならない。

5 研究員は、前2項に規定する義務を果たすまでは、新たに研究員になることができない。

(報告)

第13条 研究所長は、研究員の研究事項及び研究費について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第14条 研究所は、所員の研究成果を公表するため、

紀要、年報、叢書等を刊行する。

2 研究所は、別に定めるところにより、各運営委員会の承認を得て、所員以外の者の紀要への投稿を認めることができる。

(事業報告)

第15条 研究所長は、毎年度第4条に規定する事業について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(図書・資料・機器備品)

第16条 所員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(事務)

第17条 研究所にかかわる事務は、研究推進部が行う。

(経費)

第18条 研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

(1) 大学予算によって定められた経費

(2) その他の収入

(要綱の改廃)

第19条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、研究・知財戦略機構会議の議を経て定める。

附則（2006年度例規第27号）

(施行期日)

1 この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の研究所規程により研究所長、運営委員及び研究員となっている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1517号)

附則（2007年度例規第9号）

この要綱は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

(通達第1563号)（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附則（2009年度例規第9号）

この要綱は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号)（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附則（2009年度例規第33号）

この要綱は、2010年（平成22年）2月3日から施行する。

(通達第 1861 号) (注 紀要への投稿を所員以外の者にも認めることに伴う改正)

附 則 (2012 年度例規第 20 号)

この要綱は、2013 年 (平成 25 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2142 号) (注 総合数理学部の設置による委

員の追加に伴う改正)

附 則 (2014 年度例規第 10 号)

この要綱は、2015 年 (平成 27 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2314 号) (注 明治大学研究・知財戦略機構規程の改正に伴う改正)

## 明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・ 科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程

昭和 59 年 10 月 22 日 制定

昭和 59 年 規程 第 90 号

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、明治大学 (以下「本学」という。) が設置する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所 (以下「研究所」と総称する。) が、学術の発展に寄与するため、所員による研究の成果を学術研究叢書 (以下「叢書」という。) として出版することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (出版の可否)

第 2 条 叢書の出版については、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

### (出版契約)

第 3 条 叢書の出版に際しては、著作者及び出版社の間で出版契約 (再版契約を含む。) を行う。

2 契約に当たっては、研究所の叢書であること及びそれに伴う諸条件を契約書に明記し、当該研究所長を経て、理事長の承認を得なければならない。

### (企画・編集権)

第 4 条 叢書の出版に関する企画・編集権は、研究所が有する。

### (著作権)

第 5 条 叢書の著作権は、著作者に帰属する。

### (著作権使用料)

第 6 条 叢書の初版に係る著作権使用料は、本学に帰属する。

2 叢書の再版 (増刷を含む。以下同じ。) に係る著作権使用料は、著作者に帰属する。

### (資料費)

第 7 条 本学は、叢書の著作者に、所定の資料費を支払う。

### (経費の支弁)

第 8 条 叢書の出版に必要なときは、担当理事の許可を得て、叢書の著作権使用料収入の範囲内で、所要

の経費を支弁することができる。

### (事 務)

第 9 条 叢書の出版に関する事務は、研究推進部が行う。

### (その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、叢書の出版に関して必要な事項は、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

### 附 則

この規程は、昭和 59 年 10 月 22 日から施行する。

(通達第 449 号)

附 則 (1992 年規程第 13 号)

### (施行期日)

1 この規程は、1993 年 (平成 5 年) 4 月 1 日から施行する。

(叢書の再版に係る著作権使用料に関する規定の適用)

2 改正後の第 6 条第 2 項の規定は、この規程の施行日 (以下「施行日」という。) 前に出版契約が行われた叢書が施行日以後に再版される場合における当該再版に係る著作権使用料についても、適用があるものとする。

(通達第 709 号) (注 著作権使用料の取扱いを著作権法に基づいたものにするための当該条項の新設及び字句の改正)

附 則 (2007 年度規程第 21 号)

この規程は、2007 年 (平成 19 年) 9 月 10 日から施行する。

(通達第 1562 号) (注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009 年度規程第 7 号)

この規程は、2009 年 (平成 21 年) 6 月 10 日から施行し、改正後の規定は、同年 4 月 22 日から適用する。

(通達第 1807 号) (注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

## 人文科学研究所運営委員選出に関する内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱(2007年3月7日制定、2006年度例規第27号)第7条の規定に基づき、人文科学研究所運営委員(以下「運営委員」という。)の選出について、必要な事項を定めるものとする。

### (選出方法)

第2条 運営委員の選出は、選挙によるものと人文科学研究所長(以下、「所長」という。)指名によるものとする。

### (被選任資格者名簿)

第3条 運営委員会は、選挙年度の10月1日現在をもって、被選任資格者名簿を作成する。

2 以下の者は、被選任資格者となることができない。

- (1) 所長または運営委員に在任予定の者
- (2) 任期前あるいは任期中に退職を予定している者
- (3) 任期中に特別研究者または在外研究者を予定している者

### (選出区分)

第4条 運営委員の選出区分は、第5条第1号から第7号に定める区分とする。

### (選挙による選出区分および選出員数)

第5条 運営委員は、次の各号に掲げる選出区分に応じて、当該各号に掲げる人数を選出する。

- |                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1 日本文学および日芸学の分野                        | 2名 |
| 2 英米文学の分野                              | 3名 |
| 3 独文学、仏文学、中国文学、露文学、スペイン文学および演劇学の分野     | 3名 |
| 4 日本史学、アジア史学および西洋史学の分野                 | 1名 |
| 5 考古学および地理学の分野                         | 1名 |
| 6 教育学、哲学、倫理学、博物館学、図書館学、美術、心理学および社会学の分野 | 3名 |
| 7 保健体育学の分野                             | 1名 |

### (所長指名による選出区分および選出員数)

第6条 所長指名による運営委員の選出は、第5条第1号から第7号までの所員の中から所長が3名を指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

### (選挙による選出区分の選挙方法)

第7条 選挙は、単記無記名投票とし、第4条の規定に従い、得票数上位の者をもって当選者とする。この場合において、得票数が同数の場合は、年少者を当選者とする。

2 得票数が第2位の者を次点とする。得票数が同数

の場合は2番目の年少者を次点とする。

3 第4条第1号から第3号及び第6号までの運営委員については、前任者の任期に応じ、毎年度改選するものとする。

4 選挙の管理については、運営委員会がこれを行う。

### (欠員の補充)

第8条 欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て、当該選出区分のうちから前条第2項で定める次点の者を補充することができる。

### 附則

1. 本内規は、昭和36年5月25日から施行する。
2. 改正内規は、昭和59年9月30日から施行する。
3. 改正内規は、昭和61年12月15日から施行する。

### 附則

### (施行期日)

1 この内規は、1996年(平成8年)5月8日から施行する。

### (被選任資格者名簿の作成に関する特例)

2 この内規の施行後、最初に行われる改正後の第2条第1号から第3号までの運営委員を増員するための選挙に係る被選任資格者名簿の作成については、改正後の第4条中「選挙年度の10月1日」とあるのは、「1996年(平成8年)4月1日」とする。

### (委員の任期に関する特例)

3 この内規の施行後、前項の規定により最初に選出される運営委員の任期については、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず1998年(平成10年)3月31日までとする。

### 附則

### (施行期日)

1 この内規は、2004年(平成16年)1月21日から施行する。

### (委員の任期に関する特例)

2 この内規の施行後、改正後の第5条の規定により最初に増員される人文科学研究所運営委員の任期は、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず2006年(平成18年)3月31日までとする。

### 附則

### (施行期日)

1 この内規は、2007年4月1日から施行する。

(研究所規程の廃止、基盤研究部門に関わる研究所要綱の制定による変更)

### 附則

(施行期日)

- 1 この内規は、2013年11月12日から施行する。  
(選出員数の変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2014年10月21日から施行する。  
(被選任資格者の資格、得票数同数の場合の選出方法、

次点の決定及び欠員の補充の変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2017年7月21日から施行する。  
(選出区分、所長指名による選出区分および選出員数の表記変更)

## 人文科学研究所各種小委員会内規

人文科学研究所の充実をはかり、各種事業の推進を円滑にするため、次のとおりに小委員会を設ける。

小委員会は、運営委員若干名により構成し、運営委員会の諮問を受けて審議し、運営委員会に答申するものとする。なお、小委員会には、運営委員会の議を経て、所員若干名を加えることができる。

### 1. 将来計画委員会

運営委員全員を将来計画委員とし、研究所の改善に関する長期計画を、立案・審議する。

### 2. 出版刊行委員会

研究所の機関誌およびその他の刊行物につき、次の事項を審議し、刊行する。

- (1) 紀要の刊行
- (2) 年報の刊行
- (3) 叢書の刊行
- (4) 所報の発行
- (5) その他

### 3. 公開文化講座開催委員会

公開文化講座の開催につき、次の事項を審議する。

- (1) 総合テーマの選定
- (2) 開催日時および講師司会者の選定
- (3) 講演集の刊行
- (4) その他

### 4. 研究費申請審査委員会

各種研究費の申請に基づき審査する。なお、審査の方法については別に定めるものとする。

### 5. 制度検討委員会

研究所の諸規程および各種研究制度の改善につき、次の事項を審議する。

- (1) 研究所規程の検討
- (2) 内規の検討および案文の作成
- (3) 研究制度の検討
- (4) その他

附 則

1. この内規は、昭和57年12月1日から施行する。
2. 昭和60年5月改正内規は、昭和60年5月10日から施行する。  
(注 出版刊行委員会、将来計画委員会の新設、および叢書刊行委員会、所報発行委員会の解消)
3. この内規は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(注 小委員会構成員の変更、不要条項の削除、字句の修正と条数の異動)

4. この内規は、2017年(平成29年)7月21日から施行する。

(注 研究費申請審査委員会の新設、および選書委員会の解消)

## 人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱(以下「要綱」という。)第4条第1号に定める各種研究の助成のうち、人文科学研究所が実施する個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(研究種目)

第2条 個人研究とは、特定の研究課題について、人文科学研究所(以下「本研究所」という。)の所員が

単独で実施する研究をいう。

(2)個人研究は次の2種類とする。

- |     |    |             |
|-----|----|-------------|
| 第1種 | 2年 | 70万円以内(各年度) |
| 第2種 | 2年 | 20万円以内(各年度) |

2 共同研究とは、共通の課題について、2名以上の所員が共同して実施する研究をいう。

(2)共同研究の期間は、2年とし、助成額は各年度100万円以内とする。

3 総合研究とは、第1種は3専攻分野以上、4名以上

の所員,第2種は2専攻分野以上,3名以上の所員をもって一定期間研究し,研究所の業績として位置づけられ,かつ当該研究分野に新しい知見を加える研究をいう。

(2) 総合研究は次の2種類とする。

第1種 3年 300万円以内(各年度)

第2種 3年 200万円以内(各年度)

(3) 総合研究の研究員の構成が1専攻分野の所員によるものであっても,総合研究の趣旨に添う場合は,人文科学研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て認められることがある。

(4) 総合研究は,その研究内容に応じて,社会科学研究所および科学技術研究所の所員を研究員として参加させることができる。

(5) 総合研究の遂行上,本学に共同研究者を得がたい場合は,「要項」第3条第2項の定めにより所員以外の者を運営委員会の議を経て,研究担当者として認めることがある。

(6) 総合研究の課題は,所員の選定したもののほか,運営委員会が企画・設定したものとす。

(7) 総合研究には,研究代表者として所員1名を置かなければならない。研究代表者は,当該総合研究を総括する。

(8) 役職等のため,責任担当時間を軽減されている者は,研究代表者となることができない。

#### (募集)

第3条 研究所長は,運営委員会の議を経て,個人研究,共同研究及び総合研究を募集しなければならない。

#### (申請)

第4条 所員は,運営委員会が定めた募集要領により,個人研究,共同研究及び総合研究を申請しようとする場合は,所定の申請書により申請しなければならない。

2 所員は,個人研究,共同研究及び総合研究に重複して申請することはできない。

3 研究遂行のため,海外調査出張を行う場合は,予め申請書に記載しなければならない。

4 前項の海外調査出張の旅費等の取り扱いについては,別に定める。

5 長期在外研究に従事する者は,当該の在外研究期間中は,研究員となることができない。

#### (交替の禁止)

第5条 研究員(所員以外の研究員を含む)は,当該研究期間中交替することはできない。但し,運営委員会が特に交替を認めた場合は,この限りではない。

#### (審査)

第6条 申請された個人研究及び共同研究の審査は,

本研究所運営委員若干名の審査委員をもって組織する研究費申請審査委員会(以下「審査委員会」という)が,これを行う。

2 申請された総合研究の審査は,研究所長及び審査委員会が,これを行う。

3 当該研究に直接利害関係を有する審査委員は,その審査に加わることができない。

4 審査委員会は,研究代表者又は研究代表者が指名する者の出席を求め,研究の目的,実施計画等について聴取することができる。

#### (採否)

第7条 個人研究,共同研究及び総合研究については,運営委員会が審査委員会の審査結果を審議し,採否を決定する。

2 研究所長は,個人研究,共同研究及び総合研究を申請した所員に文書で採否を通知する。

#### (研究費の助成)

第8条 運営委員会は,個人研究,共同研究及び総合研究の採用を決定した課題について,別に定める助成基準により,助成額を決定する。

#### (研究実施状況の報告)

第9条 個人研究,共同研究及び総合研究を実施する研究員は,毎年度末に研究の実施状況を,個人研究は1,800字以上2,400字以内,共同研究及び総合研究は3,600字以上4,800字以内とし,研究所長に提出しなければならない。

2 個人研究,共同研究及び総合研究の実施状況は,年報に掲載する。

#### (研究成果概要)

第10条 研究員は,研究成果(紀要に掲載する論文及び叢書)提出の際に,1,000字程度の研究成果概要を研究所長に提出しなければならない。

#### (研究成果の公表)

第11条 研究成果の公表を書籍又は学術雑誌等で行なう場合は,必ず本研究費助成の研究成果であることを本文中に明記しなければならない。

2 研究成果の公表を口頭発表で行なう場合は,必ず本研究費助成の研究成果であることを発表時に表明しなければならない。

#### (研究成果の提出)

第12条 個人研究の研究成果は,研究終了年の9月末までに,第1種は36,000字以上48,000字以内,第2種は14,000字以上19,000字以内とし,研究所長に提出しなければならない。

2 共同研究の研究成果は,研究終了年の9月末までに,43,000字以上57,000字以内とし,研究所長に提出し

なければならない。

- 3 総合研究の研究成果は、研究期間終了後 2 年以内に、第 1 種は 216,000 字以上 288,000 字以内、第 2 種は 180,000 字以上 240,000 字以内とし、研究所長に提出し、3 年以内に本研究所の叢書として刊行しなければならない。
- 4 研究成果本文が欧文以外の場合、500 語前後の欧文概要を添付しなければならない。
- 5 研究成果の分量には、図、表、写真、レジュメ等を含めるものとする。

#### (研究成果の評価)

- 第 13 条 研究所長は研究員から提出された研究成果について評価を行わなければならない。
- 2 運営委員会が必要と認めた場合は、研究成果の評価について、当該研究分野の専門家の意見を聞くことができる。
- 3 研究所長は、研究員から提出された研究成果の評価を文書で研究員に通知する。
- 4 研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究成果の再提出を求めることができる。
- 5 研究成果の再提出を求められた研究員は、運営委員会が決定した期間の内に研究成果を研究所長に提出しなければならない。

#### (研究成果の発表)

- 第 14 条 研究員は、評価を受けて研究成果として認められた研究成果を発表しなければならない。
- 2 個人研究・共同研究の研究成果は、これを本研究所の紀要又は欧文紀要に掲載する。
- 3 総合研究の研究成果は、これを本研究所の叢書として刊行する。

#### (研究成果の活用)

- 第 15 条 研究員は、研究成果を講演会・シンポジウム

の開催、又は教育・研究に積極的に活用しなければならない。

#### (研究費の返還)

- 第 16 条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第 4 条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

#### (内規の改廃)

- 第 17 条 この内規の改廃は、運営委員会の議決によらなければならない。

#### (附 則)

- 1 この内規は、2003 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧内規により現に研究員となっている者の取扱いは従前による。

#### (附 則)

この内規は、2007 年 4 月 1 日より施行する。

(研究所規程の廃止、基盤研究部門にかかわる研究所要綱の制定)

#### (附 則)

- 1 この内規は、2013 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 14 条の規定は、2013 年度以降に採択された研究から適用する。

(代替論文の廃止に伴う改正)

#### (附 則)

(施行期日)

- 1 この内規は、2017 年 7 月 21 日から施行する。

(注：各種提出物の原稿枚数表記から文字数への変更)

(注：研究成果の重複の禁止についての追記)

(注：欧文概要提出についての追記)

(注：研究費返還についての追記)

## 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び研究成果提出一覧

2017年7月21日改正

研究種目	研究期間	助成額	研究組織	研究実施報告			研究成果提出		
				文字数	提出期限	掲載誌	文字数	提出期限	掲載誌
個人研究	第1種	70万円以内 (各年度)	単独	1,800字以上 2,400字以内	毎年度末	年報	36,000字以上 48,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	20万円以内 (各年度)	単独				14,000字以上 19,000字以内		
共同研究	第1種	100万円以内 (各年度)	2名以上	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	43,000字以上 57,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	300万円以内 (各年度)	3専攻分野以上 に渡り4名以上	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	216,000字以上 288,000字以内		
総合研究	第1種	200万円以内 (各年度)	2専攻分野以上 に渡り3名以上		毎年度末	年報	180,000字以上 240,000字以内	研究期間終了 後, 2年以内	3年以内に叢書 として刊行
	第2種	100万円～ 120万円	単独				18,000字以上 24,000字以内		
	第3種	70万円～ 100万円未満	単独				14,000字以上 19,000字以内		
特別研究	第1種	70万円未満	単独				11,000字以上 14,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種								
	第3種								

注(1) 図, 表, バック等も原稿枚数に含む。

(2) 特別研究第1種において, 6ヶ月以上の移住をとるものについては, 海外渡航, 野外調査等を必要とするものについては, 150万円を限度として助成することができる。

## 研究所客員研究所員に関する内規

- 1 明治大学研究所規程第3条第2項に定める客員研究所員についてはこの内規による。
- 2 研究所における総合研究の推進上必要あるときは、学外の研究者を客員研究所員として当該研究に参加させることができる。
- 3 資格条件は、学術・研究・教育機関において現に専任者として勤務している者およびこれに準ずる者で、各研究所運営委員会が審査し、その推薦にもとづいて学長が委嘱する。

### 付 則

1. 本内規は、昭和42年5月1日から施行する。
2. 昭和49年改正内規は昭和49年2月18日から施行する。(明治大学外国人研究者取り扱いに関する規程昭和49年1月12日施行にともない外国人に関する適用削除)
3. 昭和61年改正内規は昭和61年12月15日から施行する。
4. 2002年改正内規は2002年12月16日から施行する。(研究所規程改正)

## 明治大学特別研究者制度規程

昭和59年11月12日制定  
昭和59年規程第91号

### (目的・趣旨)

第1条 明治大学(以下「本大学」という。)は、専任教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、明治大学特別研究者(以下「特別研究者」という。)の制度を設ける。

### (特別研究者)

第2条 特別研究者は、授業その他の校務を免除され、一定期間研究に専念する。

### (資 格)

- 第3条 特別研究者になれる者は、専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者とする。
- 2 第2回目以降の資格については、この規程により特別研究者となった年度の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務した者とする。

### (研究期間)

- 第4条 研究期間は、1年以内とし、毎年度4月1日から開始する。
- 2 研究期間は、その長短にかかわらず、1回分として取り扱う。

### (割当数)

- 第5条 特別研究者の割当数は、別表のとおりとする。
- 2 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科においては、3研究科合わせでの割当数とし、これに係る調整は、専門職大学院長が行う。
- 3 別表中の調整分については、学長が学部長会の意見を聴いて調整し、割り当てる。

### (申 請)

第6条 特別研究者に応募しようとする者は、所属する学部長、法科大学院長又は専門職大学院研究科長(以下「所属長」という。)に所定の申請書を提出する。

### (決 定)

第7条 特別研究者は、当該教授会で候補者を選び、学部長会を経て、学長が理事会へ推薦する。

### (研究成果の報告)

第8条 特別研究者は、研究期間終了後、速やかに所定の研究報告書を、所属長を経て、学長に提出しなければならない。

### (研究期間終了後の勤務)

第8条の2 特別研究者となった者は、研究期間終了後、最低3年間、本大学の専任教員として勤務しなければならない。

### (事務所管)

第9条 特別研究者に関する事務は、研究推進部が行う。

### 附 則

- 1 この規程は、昭和59年11月12日から施行する。
- 2 明治大学特別研究員暫定取り扱い要領(例規第69号)は、廃止する。
- 3 この規程施行前に明治大学特別研究員暫定取り扱い要領で特別研究員となった者(昭和60年度特別研究員を含む。)は、この規程による特別研究者とみなす。
- 4 昭和59年11月12日改正前の研究所規程第7条の国内研究員又は同規程第8条の特別研究員となった者

は、この規程による特別研究者として、1回取り扱われたものとみなす。

(通達第451号)

附則(昭和62年規程第1号)

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

(通達第560号)(注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正)

附則(昭和63年規程第7号)

この規程は、昭和63年11月28日から施行する。

(通達第608号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(昭和63年規程第12号)

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

(通達第617号)(注 理工学部設置に伴う別表の工学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める)

附則(1991年規程第7号)

(施行期日)

1 この規程は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(割当数に関する経過措置)

2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定による学部・短期大学の割当数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第678号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(1995年度規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、1995年(平成7年)7月18日から施行する。

(研究期間終了後の勤務に関する経過措置)

2 この規程による改正後の第8条の2の規定は、1998年度(平成10年度)以後の年度の特別研究者から適用し、1995年度(平成7年度)から1997年度(平成9年度)までの特別研究者については、なお従前の例による。

(割当数に関する経過措置)

3 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第811号)(注 特別研究者の研究終了後の勤務を義務付け、及び割当数を1998年度から2001年度までの4年間現行どおりとするための当該条項及び別表の改正)

附則(1999年度規程第11号)

(施行期日)

1 この規程は、1999年(平成11年)10月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第1020号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2004年度規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、2005年(平成17年)1月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1331号)(注 情報コミュニケーション学部、大学院ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附則(2008年度規程第33号)

(施行期日)

1 この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1737号)(注 国際日本学部及び専門職大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附則(2011年度規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、2011年(平成23年)10月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 2036 号) (注 別表の割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2012 年度規程第 19 号)

この規程は、2013 年 (平成 25 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2114 号) (注 総合数理学部の開設に伴う改正)

附 則 (2015 年度規程第 21 号)

(施行期日)

1 この規程は、2016 年 (平成 28 年) 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による

(通達第 2389 号) (注 別表の割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

別 表 学部・研究科の割当数

学部・研究科	年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	4 年間計
法 学 部		3	2	3	3	11
商 学 部		3	3	3	4	13
政 治 経 済 学 部		3	4	3	3	13
文 学 部		3	4	4	3	14
理 工 学 部		5	5	5	5	20
農 学 部		3	2	2	3	10
経 営 学 部		2	2	2	2	8
情報コミュニケーション学部		1	2	1	1	5
国 際 日 本 学 部		1	1	1	1	4
総 合 数 理 学 部		1	2	1	1	5
法科大学院法務研究科		2	1	1	1	5
ガバナンス研究科						
グローバル・ビジネス研究科		1	1	2	1	5
会計専門職研究科						
調 整 分		2	2	2	2	8
計		30	31	30	30	121

(注) 別表記載の割当数については、おおむね 4 年ごとに調整する。

### 特別研究者に対する研究費助成に関する基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、基盤研究部門にかかわる研究所要綱第 4 条第 1 号に基づき、特別研究者に対する研究費助成に関する必要事項を定めるものとする。

(助成基準)

第 2 条 特別研究者に対する助成は、次の基準による。

1. 特別研究 第 1 種

100 万円以上 120 万円までとする。

ただし、① 6 ヶ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用、② 海外渡航、③ 野外調査等を必要とするものについては、150 万円を限度として助成することができる。

2. 特別研究 第 2 種

70 万円以上 100 万円未満とする。

3. 特別研究 第 3 種

70 万円未満とする。

(申 請)

第 3 条 特別研究費の申請は、原則として、特別研究実施前年度の所定の期日までに所定の申請書を所属する研究所へ提出する。

(調 整)

第 4 条 特別研究の申請件数及び申請額が三研究所間で不均衡を生じた場合は、三研究所長が調整を図るものとする。

(決 定)

第 5 条 特別研究申請の採否および研究費交付額は、各研究所運営委員会が定める運用上の細則に基づき、審議決定する。

(基準の改廃)

第 6 条 この基準の改廃は、各研究所運営委員会の議を経なければならない。

附 則

この基準は、昭和 62 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、2009 年 (平成 21 年) 7 月 22 日から施行する。(注：海外渡航費の比率を研究費の 40 パーセントを上限とすることに伴う改正)

附 則

この基準は、2013 年 (平成 25 年) 5 月 1 日から施行する。(注：海外渡航費の上限を撤廃することに伴う改正)

## 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則

### (趣 旨)

1. この細則は、特別研究者が「特別研究者に対する研究費助成に関する基準」(以下「助成基準」という。)に基づき、人文科学研究所から研究費の助成を受ける場合についての必要事項を定める。

### (研究種目)

2. 特別研究者は、次の研究種目を申請することができる。
  - (1) 総合研究
  - (2) 共同研究
  - (3) 特別研究

### (申請の時期)

3. 総合研究および共同研究については、それぞれ所定の募集時期に申請するものとする。
  - (2) 特別研究については、各学部教授会において特別研究者候補者として決定された日から、助成基準に定める締切日(実施前年度の所定の期日)までの間に、所定の手続きにより申請しなければならない。

### (申請の制限)

4. 特別研究は、総合研究および共同研究と重複して申請することはできない。

### (特別研究の申請基準)

5. 特別研究の申請区分および申請金額は、次の基準による。
  - (1) 第1種 申請額 100万円～120万円  
海外出張、または大規模な野外調査等を必要とする特定の研究課題について研究を行う場合、150万円を限度として申請することができる。
  - (2) 第2種 申請額 70万円～100万円未満
  - (3) 第3種 申請額 70万円未満

### (特別研究の募集人員)

6. 特別研究の募集人員は次のとおりとする。
  - (1) 第1種 2～3名程度
  - (2) 第2種 1～2名程度
  - (3) 第3種 若干名

### (特別研究の採否)

7. 特別研究の申請に関する種目の調整、採否および交付額については、運営委員会が審議決定する。なお、必要に応じて申請者に研究計画の説明を求めることがある。

### (特別研究費による海外研究調査出張)

8. 特別研究費による海外出張については、第1種、

第2種、第3種のいずれも、これに充当することができる。海外出張の取り扱いについては、別に定める。

### (研究成果の提出)

9. 研究成果の提出については、研究期間終了年の9月末日までに提出するものとする。

(2) 研究成果の提出は、次のとおりとし、紀要に掲載する。

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 第1種 | 18,000字以上 24,000字以内 |
| 第2種 | 14,000字以上 19,000字以内 |
| 第3種 | 11,000字以上 14,000字以内 |

### (研究成果の返還)

10. 運営委員会は、研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第4条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

#### (附 則)

1. この細則は、昭和60年2月13日から施行する。
2. この細則は、毎年度特別研究者募集以前に、運営委員会において検討する。

#### (附 則)

1. この細則は、1991年(平成3年)4月1日から施行する。(所報第20号)

(注 第5条の「遠隔地への」を削除)

#### (附 則)

1. この細則は1992年(平成4年)4月1日から施行する。(注 研究成果の原稿枚数、提出期限および掲載誌の変更)

#### (附 則)

1. この細則は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(注 研究種目の改正により、重点共同研究を削除)

#### (附 則)

1. この細則は、2013年(平成25年)5月1日から施行する。

(注 研究所研究費の海外出張に関する内規の廃止により、海外主張に関わる条文を削除)

#### (附 則)

### (施行期日)

1. この細則は、2015年12月12日から施行する。2015年特別研究費の助成を受ける者から適用する。(注 研究費返還についての追記)

(附 則)

(施行期日)

1. この細則は、2017年7月21日から施行する。2018

年度特別研究費の助成を受ける者から適用する。(各種提出物の原稿枚数表記から文字数表記への変更、研究費返還についての追記)

## 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程

2006年3月30日制定

2005年度規程第29号

(趣 旨)

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究推進員及び研究支援者の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、科学研究費助成事業による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究に適用する。

(定 義)

第2条 この規程において「研究推進員」とは、一定の期間、研究スタッフとして本大学が認めた研究の遂行業務に従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 専門研究員
- (2) 博士研究員（ポスト・ドクター）（以下「博士研究員」という。）
- (3) グローバルCOE博士課程研究員
- (4) 研究員
- (5) 客員研究員

2 この規程において「研究支援者」とは、本大学の専任教員が研究代表者となる研究の遂行業務に一定の期間、研究スタッフの補助者として従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）（以下「RA」という。）
- (2) 研究技術員
- (3) 補助研究員

(研究推進員の資格)

第3条 専門研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

2 博士研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者（社会科学及び人文科学の分野にあっては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。）であって、当該研究にかか

わる一定の職務を分担して研究に従事するものとする。

3 グローバルCOE博士課程研究員となることができる者は、本大学大学院博士後期課程に在籍する者であって、グローバルCOEの研究に従事するものとする。

4 研究員となることができる者は、自然科学分野に係る修士の学位を取得し、かつ、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

5 客員研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該研究の参加において雇用契約を要しないものとする。

- (1) 博士の学位を取得している者又はこれと同等以上の研究業績を有する者
- (2) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学術振興会特別研究員」という。）等本大学が学外諸機関から受け入れる研究員

6 前項第2号のうち、学術振興会特別研究員として本大学の客員研究員となることができる者は、特別研究員PD、特別研究員SPD及び特別研究員RPDに限る。

(研究支援者の資格)

第4条 RAとなることができる者は、明治大学RA・TA及び教育補助講師採用規程に定める資格を有する者とする。

2 研究技術員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機器、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者とする。

3 補助研究員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の実施に必要な補助的業務に携わる者であって、当該業務を遂行する上で必要な能力を有するものとする。

(採用等手続)

第5条 研究代表者は、研究推進員又は研究支援者の

採用を希望するときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を当該研究を所管する部署を通じて研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出し、採用申請を行う。

- (1) 採用申請書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書
- (4) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、客員研究員の受入申請を行うときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を提出する。

- (1) 受入申請書
- (2) その他必要な書類

3 前2項の申請にかかわる採用等は、研究・知財戦略機構会議に付議し、その承認を得るものとする。

#### (雇用契約、採用期間等)

第6条 研究推進員（客員研究員を除く。）及び研究支援者は、学校法人明治大学（以下「法人」という。）と雇用契約を締結し、採用期間は、1年以内の範囲で契約に定めるものとする。

2 雇用契約は、年度ごとに行う。

3 雇用契約は、当該研究の終了までを限度として、更新をすることができる。ただし、当初の採用日から起算して、専門研究員、博士研究員、研究員、RA、研究技術員及び補助研究員にあってはそれぞれ5年を、グローバルCOE博士課程研究員にあっては3年を限度とする。

4 本大学の博士研究員、グローバルCOE博士課程研究員及びRAであった者は、前項の規定により雇用契約の更新をする場合を除き、当該雇用契約終了後、再度、同一の職に採用することができない。

5 本大学の専門研究員、研究員、研究技術員及び補助研究員で、当初の採用日から起算して5年が経過したことにより契約を終了した者は、当該契約終了日から6か月以上経過した場合に限り、他の研究を行うため、再度、同一の職に採用することができる。この場合における雇用契約は、第1項から第3項までの規定を準用する。

#### (受入期間)

第7条 客員研究員に係る受入期間は、当該研究の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。

#### (給与等)

第8条 研究推進員（客員研究員を除く。次項において同じ。）及び研究支援者の給与、通勤手当（以下「給与等」という。）及び勤務時間は、それぞれの雇用契約において定める。

2 研究推進員及び研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定する博士研究員のうち、学長が示す教員人事基本方針に基づき、学部長会及び理事会が承認した博士研究員並びに同項第3号に規定するグローバルCOE博士課程研究員については、法人が給与等を支給する。

4 前項に規定する博士研究員及びグローバルCOE博士課程研究員の給与等については、別に定める。

#### (身分の喪失)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、研究推進員又は研究支援者の身分を失うものとする。

- (1) 採用期間又は受入期間が満了したとき。
- (2) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (3) 客員研究員である者が当該研究の参加中止を申し出て、研究代表者がこれを了承したとき。
- (4) 当該研究が終了又は中止したとき。
- (5) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、又は不相当であると認められるとき。
- (6) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- (7) 本大学に重大な損害を与え、又は名誉を汚す行為のあったとき。

#### (所 属)

第10条 研究推進員及び研究支援者の所属は、研究・知財戦略機構とする。

#### (呼 称)

第11条 研究推進員及び研究支援者の呼称は、第2条に掲げる当該の名称に明治大学を付したものとする。ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。

#### (証明書の発行)

第12条 研究推進員及び研究支援者には、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

#### (本大学の施設の利用)

第13条 研究推進員及び研究支援者は、必要に応じて、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究推進員及び研究支援者は、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。

## (知的財産権)

第14条 研究推進員及び研究支援者との研究により生じた知的財産権については、明治大学発明等に関する規程に定める。

## (実施細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究推進員及び研究支援者の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

附 則 (2005年度規程第29号)

## (施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

## (要綱の廃止)

2 明治大学研究支援者に関する要綱(2003年度例規第7号)は、廃止する。

(通達第1448号)

附 則 (2008年度規程第34号)

この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(通達第1739号)(注 グローバルCOE博士課程研究員の新設に伴う改正)

附 則 (2013年度規程第22号)

この規程は、2014年(平成26年)3月20日から施行し、改正後の規定は、2013年(平成25年)4月1日から適用する。

(通達第2238号)(注 研究推進員及び研究支援者に係る採用期間の変更等に伴う改正)

附 則 (2016年度規程第8号)

この規程は、2016年(平成28年)10月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第1号及び第2号に規定する研究推進員の雇用契約、採用期間等の通算期間については、各名称変更前の資格に係る採用日から起算する。

(通達第2414号)(注 研究員の設置及び資格名称、採用資格等の変更に伴う改正)

## 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準

昭和59年1月19日

理 事 会 承 認

## (趣 旨)

1. この基準は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所が主催する公開講演会、公開講座及び国際シンポジウム等(以下「講演会等」という。)の講師、司会者及び通訳に対する謝礼金及び旅費の支給について、暫定的に定める。

## (謝礼金及び旅費の支給)

2. 謝礼金及び旅費は、直接本人に支給する。ただし、本学の専任教職員には、この基準による旅費を支給しない。

## (謝礼金及び旅費の種類)

3. 謝礼金及び旅費の種類は、次のとおりとする。

(1) 謝礼金は、講演料、司会者謝礼及び通訳謝礼の3種とする。

(2) 旅費は、交通費及び滞在費の2種とする。

## (支給額)

4. 謝礼金及び旅費の支給額は、次のとおりとする。

(1) 謝礼金

謝礼金は、通訳謝礼を除き、税込額とし、その額は、次のとおりとする。ただし、講演料及び通訳謝礼の支給額については、各研究所長が基準内でその都度決定する。

ア 講演料(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 70,000円以内

ただし講演会が半日を越えて行われる場合は、100,000円以内とする。

イ 司会者謝礼

(ア) 半日以内の場合 6,000円

(イ) 半日を越える場合 10,000円

ウ 通訳謝礼(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 50,000円以内

ただし、講演会等が半日を越えて行われる場合は、80,000円以内とする。

(2) 旅 費

旅費は次のとおりとする。

ア 交通費

(ア) 外国人講師 居住地から東京までの往復航空運賃(原則としてエコノミークラス)

(イ) 日本人講師 東京から101km以上の者について、学校法人明治大学専任教職員旅費規程に準ずる。

イ 滞在費

(ア) 外国人講師 1泊20,000円以内で5泊を限度とする。

(イ) 日本人講師 特に必要な場合に限り、15,000 円以内とする。

附 則  
この基準は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

## 人文科学研究所の査読に関する内規

### (査読制度の目的)

第 1 条 明治大学人文科学研究所が公表する研究成果（紀要に掲載する論文及び叢書）が人文科学の発展に寄与しうるよう、その質的な向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

### (査読の対象)

第 2 条 人文科学研究所が公表する研究成果は、査読の対象とする。

### (査読者)

第 3 条 人文科学研究所運営委員会（以下、運営委員会という。）は、査読対象論文と同一のもしくは近接する研究領域を専攻する所員から叢書論文の場合は 3 名、その他の論文の場合は 1 名ないし 2 名を選任し、査読を委嘱するものとする。ただし、所員から査読者が得られないときは、所員以外の研究者（学外者を含む）を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

### (査読基準)

第 4 条 査読者は提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

- A：適当である。
- B：一部修正のうえ再提出を要する。
- C：大幅に修正のうえ再提出を要する。
- D：不適當である。

2 BもしくはC判定の通知を受けた執筆者は、3 週間以内に修正を行うこととする。

3 日本語以外の原稿で、かつ、執筆者が当該言語を母国語としない場合は、当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることとする。査読者はその校閲の状況も判定要素とする。

### (査読結果の報告)

第 5 条 査読者は運営委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、DもしくはCまたはBと判定する場合は、運営委員会にその理由を付して報告する。

### (採 否)

第 6 条 運営委員会は査読者の報告を受けて審議を行い、採否を決定する。

2 人文科学研究所長は、運営委員会の議を経てのち、判定結果を速やかに執筆者に通知する。

3 BもしくはC判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は、運営委員会は修正内容を確認し判定を行う。

4 査読者の評価中、Dが一つでも含まれていれば不採用とする。

5 その他の場合は、運営委員会において適宜判断するものとする。

### (異議申立・再査読)

第 7 条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、運営委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

2 運営委員会は上の要求を適切と認めた場合、速やかに前回とは異なる査読者を選定し、再査読を実施する。

3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行われる。

### 附 則

1. 本内規の施行期日は 2007 年 4 月 1 日とし、同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用する。

2. この内規は 2017 年 7 月 21 日から施行する。（査読制度の目的及び査読の対象の表記変更）

## 人文科学研究所叢書応募要領

### 1. 目 的

叢書刊行の主旨は、学術的水準が高いにも関わらず、研究分野や研究歴等の関係で出版の機会を得にくい業績に対し、その機会を与えようとするものである。

### 2. 資 格

人文科学研究所の所員とする。

### 3. 原 稿

以下のいずれかに該当する原稿とする。

(1) 未発表の書き下ろし原稿

(2) 原稿の一部あるいは大部分が既発表の論文であっても、叢書の原稿として全体が体系的に再構成されたもの

4. 文字数  
180,000 字以上 240,000 字以内とする。
5. 提出原稿  
提出原稿は、完全清書原稿あるいはプリントアウト完全原稿とする。
6. 提出・受理  
提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定する。
7. 採否  
運営委員会により受理された原稿は、運営委員会
- が委嘱する 3 名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。
- 附 則
1. この要領は 2007 年 4 月 1 日より施行する。
  2. この要領は 2013 年 8 月 1 日より施行する。(原稿の条件の改正)
  3. この要領は 2017 年 7 月 21 日より施行する。(原稿枚数表記から文字数表記への変更)

### 人文科学研究所紀要応募要領

1. 資格  
人文科学研究所の所員とする。  
ただし、大学院博士後期課程の学生は、指導教授の推薦を得て応募することができる。
  2. 募集件数  
そのつど運営委員会が決定する。
  3. 枚数  
日本文の場合は 400 字詰原稿用紙 150 枚 (60,000 字)、欧文の場合は A 4 判用紙にダブルスペースで 50 枚 (1 行 66 字、1 ページ 28 行以内) を限度とする。  
ただし、図版・写真・表紙等は、原稿枚数に含む。
  4. 体裁  
「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。
  5. 凸版原図  
版下図は著者において作成する。
  6. 校正  
原則として 2 校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。
  7. アート紙の使用  
予算との勘案で自己負担とする場合がある。
  8. レジюме  
日本文の場合は、規定枚数とは別に、欧文レジюме (約 500 語) を付する。
  9. 採否  
運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する 1～2 名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。
  10. 抜刷  
50 部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。
- 附 則
1. この要領は、1991 年 (平成 3 年) 4 月 1 日から施行する。(所報 20 号)  
(応募資格の変更)
  2. この要領は、1992 年 (平成 4 年) 4 月 1 日から施行する。  
(欧文原稿の作成要領の新設、校正回数の変更、字句の修正、条数の移動)
  3. この要領は、1993 年 (平成 5 年) 4 月 1 日から施行する。  
(査読の新設)
  4. この要領は、2007 年 4 月 1 日から施行する。(査読者の人数の変更)

### 人文科学研究所紀要成果執筆要領

1. 原稿は、未発表のものに限定し、邦文または欧文とする。
2. 邦文の原稿は、原則として横書きとし、新かなづかい、当用漢字を用いることとする。ただし、特殊な用語、引用の場合はその限りではない。
3. 欧文の原稿は、A 4 判の用紙にダブル・スペースでタイプすることとする (1 行 66 字、1 ページ 28 行以内)。なお、欧文原稿の枚数は各研究 (個人研究、共同研究、特別研究) 毎に定められている邦文文字数の 1/6 前後とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿文字数に含むものとする。
4. 原稿が邦文の場合は、規程文字数とは別に、500 語前後の欧文レジюмеを付するものとする。
5. 原稿には、論文題目と著者名を記載した表紙をつ

- けることとし、邦文には欧文を併記するものとする。
6. 凸版の原図は、版下図を著者が作成するものとする。ただし、文字・数字および記号等は写植を依頼することができる。
  7. 図・表および写真は、B5判以内の大きさを原則とし、それぞれ縮小寸法を指定しなければならない。また挿入位置を朱書きで明記することとする。
  8. 数量の単位は、原則として国際単位系とし、術語の略・記号等は所属する学会の慣例に従うこととする。
  9. 注は、本文中に注番号を表示し、所属する学会の執筆要領に準じて本文の末尾に文献・注釈欄を設けるものとする。脚注はやむをえない注釈を除き原則として避けるものとする。

10. 校正は、原則として二校まで著者が行うものとする。校正時の論文・図版の改定は原則としてこれを認めない。
11. 運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行う。

#### 附 則

1. この要領は1992年4月1日から施行する。
2. この要領は1994年4月1日から施行する。(注字句の修正)
3. この要領は2007年4月1日から施行する。(査読者の人数の変更)
4. この要領は2017年7月21日から施行する。(原稿表記の追加及び原稿枚数表記から文字数表記への変更)

### 人文科学研究所欧文紀要 (The Journal of Humanities) 応募要領

#### 1. 資 格

人文科学研究所所員とする。

#### 2. 原 稿

外国語とし、未発表の原稿に限る。(なお、原稿提出前に使用言語を母国語とする人の校閲を受けることが望ましい。)

#### 3. 枚 数

A4判用紙にダブルスペースで50枚(1行66字、1ページ28行以内)を限度とする。ただし、注・文献書誌等すべて原稿枚数に含む。

#### 4. 体 裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。なお、5～8語のキーワードを文末に記載すること。

#### 5. 採 否

運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

#### 6. 抜 刷

50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

#### 7. その他

人文科学研究所紀要応募要領に準ずる。

#### 附 則

1. この要領は、1995年10月7日から施行する。
2. この要領は、2007年4月1日から施行する。(査読者の人数の変更)
3. この要領は、2017年7月21日から施行する。(原稿の表記の変更)

※研究所研究費については、「明治大学における公的研究費に関する使用マニュアル」をご参照ください。

研究費取り扱いについてのお問い合わせは下記へ	
研究知財事務室	03 (3296) 4135
研究知財事務室 和泉分室	03 (5300) 1451
中野教育研究支援事務室	03 (5343) 8052

※生田キャンパスの方は、研究知財事務室へお問合せください。

## 2. 2016年度募集人文科学研究所各種募集要項

### 2016年度人文科学研究所紀要原稿募集について(お知らせ)

人文科学研究所紀要の原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

※完成原稿はプリントアウト・電子ファイルを提出してください。(電子メール添付不可)

- 記
- 1 募集論文数 5編
  - 2 提出書類
    - (1) 人文科学研究所紀要論文申込書  
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
    - (2) 論文概要
      - ① 日本文 1,000字程度  
(400字詰原稿用紙2～3枚程度)
      - ② 欧文 500語程度  
※ネイティブスピーカーの校閲を受けてください。
    - (3) 完成原稿 40,000程度  
(400字詰原稿用紙100枚程度)

- 3 提出締切日  
2016年9月30日(金)午後4時まで
  - 4 提出先  
研究知財事務室 人文科学研究所担当  
(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)  
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp  
TEL(内)60-4135 FAX(内)60-4283
  - 5 受理及び採否  
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
- ※ご不明な点は、研究知財事務室(人文科学研究所担当)までお問合せください。

以上

### 2016年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について(お知らせ)

人文科学研究所欧文紀要 The Journal of Humanities の原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

※完成原稿はプリントアウト・電子ファイルを提出してください。(電子メール添付不可)

- 記
- 1 募集論文数 5編
  - 2 提出書類
    - (1) 人文科学研究所欧文紀要論文申込書  
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
    - (2) 論文概要  
(日本語による題名及び1,000字程度の概要)
    - (3) 完成原稿  
A4判用紙に1行おきで50枚以内  
1行66文字(MSワード全角30文字設定)  
1ページ28行以内

- 3 提出締切日  
2016年9月30日(金)午後4時まで
  - 4 提出先  
研究知財事務室 人文科学研究所担当  
(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)  
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp  
TEL(内)60-4135 FAX(内)60-4283
  - 5 受理及び採否  
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
- ※ご不明な点は、研究知財事務室(人文科学研究所担当)までお問合せください。

以上

## 2017年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）

このことについて、下記の要領で募集しますので、お知らせします。

### I. 研究種目・募集件数及び研究費額（予定）

#### 1. 総合研究

- (1) 募集件数 第1種または第2種 1件
- (2) 研究期間 2017年度～2019年度（3年間）
- (3) 研究費 第1種 300万円以内（単年度）  
第2種 200万円以内（単年度）

#### 2. 共同研究

- (1) 募集件数 1件
- (2) 研究期間 2017年度～2018年度（2年間）
- (3) 研究費 100万円以内（単年度）

#### 3. 個人研究

- (1) 募集件数 第1種及び第2種  
合計で5件程度
- (2) 研究期間 2017年度～2018年度（2年間）
- (3) 研究費 第1種 70万円以内（単年度）  
第2種 20万円以内（単年度）

### II. 申請書受付開始 2016年10月3日（月）

### III. 申請書提出期限 2016年10月31日（月） 午後4時まで

押印した原本を提出してください。

申請書は、下記のホームページからダウンロードしてください。

[http://www.meiji.ac.jp/jinbun/bosyu/sougou\\_kyoudou\\_kojin\\_tokubetsu.html](http://www.meiji.ac.jp/jinbun/bosyu/sougou_kyoudou_kojin_tokubetsu.html)

### IV. 採 否

運営委員会の審査を経て採否を決定し、結果は12月下旬頃通知する予定です。

### V. 申請書提出先

研究知財事務室 人文科学研究所担当  
駿河台キャンパス グローバルフロント6階  
TEL（内）駿河台60 - 4135

### ◎留意点

- (1) 応募にあたっては、申請書に添付の「人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規」に記されている、成果提出の条件等を必ず確認してください。
- (2) 研究費（総合、共同、個人、特別の各研究費）の重複申請はできません。

(3) 2015年度研究員の方は、研究成果の提出締切日が2016年9月30日（金）となっています。2015年度研究員の方からの応募は、研究成果を提出していることが条件となります。

(4) 長期在外研究に従事する所員は、在外研究期間中は研究員になることができません。人文科学研究所研究員となる予定の者が、長期在外研究員に決定した場合、採択は取り消されます。また、人文科学研究所研究員として研究を開始後に、長期在外研究員となることが判明した場合、採択された研究は中止され、執行した研究費がある場合は、全額返還が求められます。

(5) 研究期間途中で退職される予定の方は申請することができません。研究期間途中で退職された場合、又は研究グループから離脱した場合、執行した研究費は全額返還が求められます。

(6) 審査の一環として、応募者に対して運営委員会によるヒアリングを実施させて頂く場合もありますので、予めご承知おきください。

(7) 2016年度に研究最終年を迎える研究者が、2017年度の研究費を申請し採択された場合は、条件付きの採択となります。新たに交付される研究費の執行開始は、前の研究成果の査読結果が運営委員会において、承認された日以降となりますのでご留意ください。

(8) この募集は2017年度予算成立前の募集であり、当該予算は2017年2月中旬確定の予定です。研究所予算の削減や採択者数により、内規に記されている金額は大幅な減額を余儀なくされる可能性があることを予めご承知おきください。

(9) 人文科学研究所内規により、研究員は以下のとおり研究の実施状況の報告、研究成果の提出が必要となりますので、ご申請の前に必ずご確認ください。

## &lt;研究実施報告&gt;

研究種目		原稿枚数	提出期限	掲載誌
総合研究	第1種	10枚前後	毎年度末	年報
	第2種			
共同研究	—			
個人研究	第1種	5枚前後		
	第2種			

## &lt;研究成果提出&gt;

研究種目		原稿枚数	提出期限	掲載誌
総合研究	第1種	600枚前後	研究期間終了後, 2年以内	叢書
	第2種	500枚前後		
共同研究	—	120枚前後	研究終了年の 9月末日	紀要
個人研究	第1種	100枚前後		
	第2種	40枚前後		

以上

**2017年度人文科学研究所叢書の原稿募集について(お知らせ)**

2017年度人文科学研究所叢書の原稿を、下記の要領で募集します。

## 記

- 1 募集論文数 1編
- 2 提出書類

- (1) 人文科学研究所叢書論文申込書
- (2) 概要

3. 申請書類受付開始 2016年10月3日(月)

4. 申請書類提出期限

2016年10月31日(月)午後4時まで

5. 提出先

研究知財事務室

(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

6. 原稿について

- (1) 原稿枚数：400字詰原稿用紙500枚前後  
(200,000字程度)

- (2) 提出期限：2016年3月31日(木)午後5時

※ 詳細は、裏面の応募要領をご覧ください。

7. 原稿の受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定します。

8. 採 否

運営委員会により受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。

9. 問い合わせ先

研究知財事務室 人文科学研究所担当

駿河台キャンパス グローバルフロント6階

TEL (内) 4362 / FAX (内) 4283

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

以上

### 3 2017年度人文科学研究所所員名簿

#### 第一区分

「日本文学及び文芸学の分野 39名」

(各分野内は学部順。同学部内は氏名五十音順。)

(日本文学 30名)

(2017年10月現在)

法	学	部	神	田	正	行	文	学	部	杉	田	昌	彦
法	学	部	小	財	陽	平	文	学	部	竹	内	栄	美子
法	学	部	伊	藤		劍	文	学	部	牧	野	淳	司
法	学	部	田	島		優	文	学	部	宮	越		勉
商	学	部	石	出	靖	雄	文	学	部	山	崎	健	司
商	学	部	永	井	善	久	文	学	部	湯	浅	幸	代
商	学	部	中	村	成	里	農	学	部	松	下	浩	幸
商	学	部	西	山	春	文	経	営	学	居	駒	永	幸
政	治	経	池	田		功	経	営	学	戸	村	佳	代
政	治	経	植	田		麦	経	営	学	畑	中	基	紀
政	治	経	富	澤	成	實	情	報	コ	内	藤	まり	こ
政	治	経	嶋	田	直	哉	情	報	コ	細	野	は	る
文	学	部	生	方	智	子	国	際	日	田	中	牧	郎
文	学	部	小	野	正	弘	国	際	日	吉	田	悦	志
文	学	部	神	鷹	徳	治	国	際	日	渡		浩	一

(文芸学 9名)

政	治	経	ネ	ル	ソ	ン	文	学	部	佐	藤	義	雄
文	学	部	市	川	孝	一	文	学	部	柳	町	時	敏
文	学	部	伊	藤	氏	貴	国	際	日	蟹	瀬	誠	一
文	学	部	内	村	和	至	国	際	日	張			競
文	学	部	相	良		剛							

#### 第二区分

「英米文学の分野 55名」

(英米文学 55名)

法	学	部	金	山	秋	男	文	学	部	清	水	あ	つ
法	学	部	斎	藤	英	治	文	学	部	竹	内	理	矢
法	学	部	鈴	木	哲	也	文	学	部	塚	田	麻	里
法	学	部	辻	岡	宏	子	文	学	部	野	田		学
法	学	部	中	村	和	恵	文	学	部	ホ	ルト	ジ	ェ
法	学	部	西	垣		学	理	工	学	井	上	善	幸
法	学	部	実	村		文	理	工	学	大	矢		健
法	学	部	矢	ヶ	崎	淳	理	工	学	管		啓	次
商	学	部	石	黒	太	郎	理	工	学	波	戸	岡	景
商	学	部	泉		順	子	理	工	学	浜	口		稔
商	学	部	小	澤		央	理	工	学	山	本	洋	平
商	学	部	小	宮	彩	加	農	学	部	織	田	哲	司
商	学	部	今	野	史	昭	農	学	部	下	谷	和	幸
商	学	部	ジ	ェ	ム	ス	農	学	部	下	永	裕	基
商	学	部	杉	崎	信	吾	農	学	部	樋	渡	さ	ゆ
商	学	部	中	島		涉	農	学	部	井		洋	次
商	学	部	福	田		逸	経	営	学	宇	野		毅

政治経済学部	虎 岩 直 子	経営学部	織 世 万里江
政治経済学部	中 村 幸 一	経営学部	辻 昌 宏
政治経済学部	永 江 敦	経営学部	山 下 佳 江
政治経済学部	マーク, ケヴィンL.	情報コミュニケーション学部	ハウス, ジェームスC.
政治経済学部	森 本 陽 子	国際日本学部	大須賀 直 子
文学部	石 井 透	国際日本学部	尾 関 直 子
文学部	大 山 るみこ	国際日本学部	旦 敬 介
文学部	梶 原 照 子	国際日本学部	ルーゲン, ブライアン
文学部	久保田 俊 彦	総合数理学部	河 野 円
文学部	越 川 芳 明	総合数理学部	柴 崎 礼士郎
文学部	サトウ, ゲイルK		

第三区分

「独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の分野 62名」

(独文学 22名)

法学部	伊 藤 真 弓	文学部	櫻 井 泰
法学部	シェアマン, スザンネ	文学部	富 重 与志生
法学部	須 永 恆 雄	文学部	福 間 具 子
法商学部	田 島 正 行	文学部	マンデルツ, ミハエルM.
商学部	コヴァリク, ユタ	理工学部	菊 池 良 生
商学部	広 沢 絵里子	理工学部	松 澤 淳
商学部	渡 辺 徳 美	農学部	辻 朋 季
政治経済学部	田 村 久 男	経営学部	瀧 井 美保子
政治経済学部	永 川 聡	経営学部	竹 内 拓 史
文学部	井戸田 総一郎	情報コミュニケーション学部	関 口 裕 昭
文学部	岡 本 和 子	国際日本学部	瀬 川 裕 司

(仏文学 21名)

法学部	乾 昌 幸	文学部	杉 山 利恵子
法学部	岩 野 卓 司	文学部	田母神 顯二郎
法学部	渡 辺 響 子	文学部	根 本 美作子
商学部	小川, ジュヌヴィエヴF.	文学部	萩 原 芳 子
商学部	高 遠 弘 美	理工学部	清 岡 智比古
商学部	久 松 健 一	農学部	高 瀬 智 子
政治経済学部	飯 田 年 穂	経営学部	折 方 のぞみ
政治経済学部	瀬 倉 正 克	経営学部	川 竹 英 克
文学部	奥 香 織	情報コミュニケーション学部	高 馬 京 子
文学部	合 田 正 人	国際日本学部	鹿 島 茂
文学部	小 島 久 和		

(中国文学 10名)

法学部	加 藤 徹	文学部	垣 内 景 子
法学部	川 野 明 正	文学部	志 野 好 伸
商学部	福 本 勝 清	理工学部	清 水 則 夫
政治経済学部	本 間 次 彦	経営学部	福 満 正 博
政治経済学部	丸 川 哲 史	経営学部	守 屋 宏 則

## (スペイン文学 3名)

法 学 部	大 楠 栄 三	政 治 経 済 学 部	仮 屋 浩 子
政 治 経 済 学 部	内 田 兆 史		

## (演劇学 6名)

文 学 部	伊 藤 真 紀	文 学 部	神 山 彰
文 学 部	井 上 優	文 学 部	武 田 清
文 学 部	大 林 のり子	国 際 日 本 学 部	萩 原 健

## 第四区分

## 「日本史学, アジア史学及び西洋史学の分野 32名」

## (日本史学 9名)

商 学 部	清 水 克 行	文 学 部	野 尻 泰 弘
文 学 部	上 杉 和 彦	文 学 部	松 山 恵
文 学 部	落 合 弘 樹	文 学 部	山 田 朗
文 学 部	清 水 有 子	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	須 田 努
文 学 部	中 村 友 一		

## (アジア史学 9名)

商 学 部	鳥 居 高	文 学 部	高 田 幸 男
政 治 経 済 学 部	山 岸 智 子	文 学 部	寺 内 威 太 郎
政 治 経 済 学 部	羽 根 次 郎	文 学 部	高 村 武 幸
文 学 部	江 川 ひかり	理 工 学 部	林 ひふみ
文 学 部	櫻 井 智 美		

## (西洋史学 14名)

商 学 部	北 田 葉 子	文 学 部	佐 藤 清 隆
政 治 経 済 学 部	兼 子 歩	文 学 部	豊 川 浩 一
政 治 経 済 学 部	佐 原 徹 哉	文 学 部	林 義 勝
政 治 経 済 学 部	武 田 和 久	文 学 部	古 山 夕 城
政 治 経 済 学 部	廣 部 泉	文 学 部	水 野 博 子
政 治 経 済 学 部	前 田 更 子	経 営 学 部	薩 摩 秀 登
文 学 部	青 谷 秀 紀	国 際 日 本 学 部	溝 辺 泰 雄

## 第五区分

## 「考古学及び地理学の分野 17名」

## (考古学 6名)

商 学 部	井 関 睦 美	文 学 部	佐々木 憲 一
文 学 部	阿 部 芳 郎	文 学 部	藤 山 龍 造
文 学 部	石 川 日 出 志	文 学 部	若 狭 徹

## (地理学 11名)

商 学 部	中 川 秀 一	文 学 部	藤 田 直 晴
政 治 経 済 学 部	飯 嶋 曜 子	文 学 部	松 橋 公 治
政 治 経 済 学 部	石 山 徳 子	文 学 部	吉 田 英 嗣
文 学 部	梅 本 亨	経 営 学 部	中 澤 高 志
文 学 部	大 城 直 樹	国 際 日 本 学 部	佐 藤 郁
文 学 部	川 口 太 郎		

## 第六区分

「教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野 74名」

## (教育学 21名)

商 学 部	黒 崎 典 子	文 学 部	山 下 達 也
商 学 部	ルブレク, プライアング.	経 営 学 部	ワナ, パトリック イムズ
文 学 部	伊 藤 貴 昭	情 報 コミュニケーション学部	小 田 光 康
文 学 部	伊 藤 直 樹	国 際 日 本 学 部	アレク, キャサリン O.
文 学 部	小 林 繁 孝	国 際 日 本 学 部	小 林 明
文 学 部	齋 藤 孝	国 際 日 本 学 部	小 森 和 子
文 学 部	佐 藤 英 二	国 際 日 本 学 部	姫 野 伴 子
文 学 部	関 根 宏 朗	国 際 日 本 学 部	廣 森 友 人
文 学 部	高 野 和 子	国 際 日 本 学 部	横 田 雅 弘
文 学 部	林 幸 克	総 合 数 理 学 部	エルウッド, ジェームズ
文 学 部	平 川 景 子		

## (哲学 9名)

法 学 部	櫻 井 直 文	農 学 部	長 田 蔵 人
商 学 部	清 水 真 木	理 工 学 部	鞍 田 崇
政 治 経 済 学 部	柴 崎 文 一	国 際 日 本 学 部	美 濃 部 仁
文 学 部	池 田 喬	国 際 日 本 学 部	ワルド, ライアン
経 営 学 部	八 田 隆 司		

## (倫理学 1名)

法 学 部	山 泉 進
-------	-------

## (博物館学 2名)

文 学 部	矢 鳥 國 雄	文 学 部	吉 田 優
-------	---------	-------	-------

## (図書館学 3名)

文 学 部	青 柳 英 治	文 学 部	三 浦 太 郎
文 学 部	齋 藤 泰 則		

## (美術 5名)

商 学 部	瀧 口 美 香	国 際 日 本 学 部	宮 本 大 人
理 工 学 部	倉 石 信 乃	国 際 日 本 学 部	森 川 嘉 一 郎
情 報 コミュニケーション学部	波 照 間 永 子		

## (心理学 13名)

法 学 部	堀 田 秀 吾	文 学 部	濱 田 祥 子
商 学 部	佐々木 美加	文 学 部	諸 富 祥 彦
政 治 経 済 学 部	樋 口 収	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	岩 渕 輝
文 学 部	岡 安 孝 弘	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	根 橋 玲 子
文 学 部	加 藤 尚 子	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	蛭 川 立
文 学 部	高 瀬 由 嗣	国 際 日 本 学 部	マ ク ロ ク リ ン , デ イ ヴ
文 学 部	竹 松 志 乃		

## (社会学 20名)

商 学 部	藤 田 結 子	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	小 林 秀 行
政 治 経 済 学 部	碓 陽 子	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	竹 中 克 久
政 治 経 済 学 部	ジョニー・ジョージ	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	鈴 木 健
政 治 経 済 学 部	杉 本 隆 司	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	中 里 裕 美
文 学 部	大 畑 裕 嗣	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	南 後 由 和
文 学 部	寺 田 良 一	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	宮 本 真 也
文 学 部	内 藤 朝 雄	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	高 橋 華 生 子
文 学 部	平 山 満 紀	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	田 中 洋 美
文 学 部	昔 農 英 明	国 際 日 本 学 部	藤 本 由 香 里
情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	江 下 雅 之	国 際 日 本 学 部	眞 嶋 亜 有

## 第七区分

## 「保健体育学分野 21名」

## (保健体育学 21名)

法 学 部	釜 崎 太	文 学 部	宮 脇 梨 奈
法 学 部	多 田 聡	理 工 学 部	梶 原 道 明
法 学 部	土 方 圭	理 工 学 部	金 子 公 宏
商 学 部	川 口 啓 太	農 学 部	加 納 明 彦
商 学 部	桑 森 真 介	農 学 部	多 賀 恒 雄
政 治 経 済 学 部	岩 波 力	経 営 学 部	一 之 瀬 真 志
政 治 経 済 学 部	春 日 井 淳 夫	経 営 学 部	鈴 井 正 敏
政 治 経 済 学 部	後 藤 光 将	経 営 学 部	田 中 充 洋
政 治 経 済 学 部	高 峰 修	経 営 学 部	星 野 敏 男
文 学 部	田 中 伸 明	国 際 日 本 学 部	長 尾 進
文 学 部	水 村 信 二		

## 4 人文科学研究所叢書一覧

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
巫女と仏教史	萩原龍夫著	吉川弘文館	1983.06.01	
狩獵伝承研究・総括編	千葉徳爾著	風間書房	1986.03.25	
西ドイツ農村の構造変化	石井素介著	大明堂	1986.05.28	
ダン,エンブレム,マニエリスム	大熊榮著	白鳳社	1986.05.15	
東京の地域研究	江波戸昭著	大明社	1987.03.27	
中国古代の身分制—良と賤	堀敏一著	汲古書院	1987.08.01	
思いやりの動機と達成動機	岸本弘著	学文社	1987.11.10	
村落景観の史的研究	木村礎編著	八木書店	1987.12.07	
ブリュゲルの諺の世界	森洋子著	白鳳社	1992.01.20	
18世紀の独仏文化交流の諸相	河原忠彦著	白鳳社	1993.03.10	
心と発達	岸本弘著	学文社	1993.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の研究 I	大小塚初三郎著	東京堂出版	1993.07.31	☆
詩的ディスクール—比較詩学をめざして	安藤元雄編	白鳳社	1993.10.20	◎
アリストテレスにおける神と理性	角田幸彦著	東信堂	1994.03.31	
北欧神話・宇宙論の基礎構造	尾崎和彦著	白鳳社	1994.05.30	
日本における民衆と宗教	圭室文雄他著	雄山閣	1994.06.20	◎
ヨーロッパ演劇の変貌	山内登美雄編	白鳳社	1994.08.10	◎
ポーランド人と日露戦争	阪東宏著	青木書店	1995.03.25	
山形県川西町下小松古墳群(1)	大小塚初三郎編	東京堂出版	1995.03.31	◎
近世イギリスのやぶ医者— 一つのヨーロッパ流氓譚	岡崎康一編	象山社	1995.12.20	
民衆劇場—もう一つの大正デモクラシー	曾田秀彦著	象山社	1995.12.23	
心の発達と心の病	岸本弘著	学文社	1996.03.01	
関東中世水田の研究	高島緑雄著	日本経済評論社	1997.03.25	
東京の地域研究(続)	江波戸昭著	大明堂	1997.03.30	
演劇の視覚	山内登美雄著	白鳳社	1997.03.30	
詩と死と実存	大野順一著	角川書店	1998.01.25	
アリストテレス実体論研究	角田幸彦著	北樹出版	1998.03.30	
ドイツにおける大学教授の誕生	別府昭郎著	創文社	1998.03.31	
源氏物語の準拠と話型	日向一雅著	至文堂	1999.03.31	
明治社会教育思想史研究	北田耕也著	学文社	1999.03.31	
絵解きの東漸	林雅彦著	笠間書院	2000.03.20	
現代日本における先祖祭祀	孝本貢著	御茶の水書房	2001.03.25	
東京：巨大空間の諸相	藤田直晴編著	大明堂	2001.03.27	◎
戦時生活と隣組回覧板	江波戸昭著	中央公論事業出版	2001.12.15	
スウェーデン・ウプサラ学派の宗教哲学	尾崎和彦著	東海大学出版会	2002.03.31	
古代仏教説話の方法— 靈異記から験記へ	永藤靖著	三弥井書店	2003.03.12	
陸軍登戸研究所— 隠蔽された謀略秘密兵器開発	海野福寿朗編	青木書店	2003.03.19	◎
生と死の図像学 —アジアにおける生と死の コスモロジー	林雅彦編	至文堂	2003.03.31	◎
古代の歌と叙事文芸史	居駒永幸著	笠間書院	2003.03.31	
植民地主義と歴史学	永田雄三他著	刀水書房	2004.03.30	◎
ヨーロッパ生と死の図像学	馬場恵二他著	東洋書林	2004.03.31	◎
「ヌーヴォー・ロマン」と レアリストの幻想	小畑精和著	明石書店	2005.03.31	

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
リベラル・アーツと大学の「自由化」	越智道雄 編著	明石書店	2005.03.31	◎
近代演劇の来歴—歌舞伎の「一身二生」	神山彰 著	森話社	2006.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の歴史Ⅱ	大小塚初重 編 小林三郎	東京堂出版	2006.03.31	
近代への架橋—明治前期の文学と思想をめぐって	佐藤義雄 編 恒川隆男	蒼丘書林	2007.03.25	◎
ドイツ現代文学の軌跡—マルティン・ヴァルザーとその時代	遠山義孝 著	明石書店	2007.03.30	
大逆事件の言説空間	山泉進 編著	論創社	2007.03.31	◎
石川啄木—その散文と思想	池田功 著	世界思想社	2008.03.31	
Berlin und Tokyo - Theater und Hauptstadt	井戸田総一郎 著	IUDICIUM Verlag GmbH	2008.03.31	
「生と死」の東西文化史	林雅彦 編	方丈堂出版	2008.03.31	◎
近代の終焉 映像・凶像・音像から見た 20世紀先進諸国における時代精神の研究	山口泰司 編	文化書房博文社	2009.03.31	◎
前近代トルコの地方名士—カラオスマンオウル家の研究	永田雄三 著	刀水書房	2009.03.31	
障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題	小林繁 著	れんが書房新社	2010.03.31	
法コンテキストの言語理論	堀田秀吾 著	ひつじ書房	2010.03.31	
ジョルジュ・バタイユ—経験をめぐる思想の限界と新たな可能性	岩野卓司 著	水声社	2010.03.31	
周縁から見たアメリカ—1850年～1950年	林義勝 編	彩流社	2010.03.31	◎
<大学>再考—概念の受容と展開	別府昭郎 編	知泉書館	2011.03.31	◎
Aufführungsdiskurs im 18. Jahrhundert - Bühnenästhetik, Theaterkritik und Öffenlichkeit	富重与志生 編著 井戸田総一郎	IUDICIUM Verlag GmbH	2011.03.31	◎
現代韓国の市民社会論と社会運動	大畑裕嗣 著	成文堂	2011.03.31	
言語機械の普遍幻想	浜口稔 著	ひつじ書房	2011.03.31	
「哲学的人間学」への七つの視角	山口泰司 著	文化書房博文社	2012.03.10	
新劇とロシア演劇	武田清 著	而立書房	2012.03.31	
人類史と時間情報—「過去」の形成過程と先史考古学	阿部芳郎 編	雄山閣	2012.03.30	◎
教育委員会制度論—歴史的動態と<再生>の展望	三上昭彦 著	エイデル研究所	2013.03.29	
組織の理論社会学—コミュニケーション・社会・人間	竹中克久 著	文眞堂	2013.03.31	◎
古典にみる日本人の生と死	金山秋男 著 居駒永幸 原道生	笠間書院	2013.05.15	◎
労働の経済地理学	中澤高志 著	日本経済評論社	2014.02.18	
顔とその彼方—レヴィナス「全体性と無限」のプリズム	合田正人 編	知泉書館	2014.02.25	
江戸・東京の都市史—近代移行期の都市・建築・社会	松山恵 著	東京大学出版会	2014.03.31	
歌の原初へ—宮古島狩俣の神歌と神話	居駒永幸 著	おうふう	2014.04.10	
近代大学の揺籃—一八世紀ドイツ大学史研究	別府昭郎 編	知泉書館	2014.04.15	
他者のトポロジー—人文諸学と他者論の現在	岩野卓司 編	書肆心水	2014.12	
パリ移民映画—都市空間を読む—1970年代から現在	清岡智比古 著	白水社	2015.03.30	
漱石テクストを対象とした語り言語の研究—「三四郎」「道草」を中心に—	石出靖雄 著	明治書院	2016.01.30	
環境リスク社会の到来と環境運動—環境的公正に向けた回復構造—	寺田良一 著	晃洋書房	2016.03.10	
模倣と創造—哲学と文学のあいだで	大石直記 編	書肆心水	2017.03	◎
演出家ピスカートアの仕事—ドキュメンタリー演劇の源流	萩原健 著	森話社	2017.03.10	
十八世紀ロシアの「探検」と変容する空間認識—キリーロフのオレンブルク遠征とヤーロフ事件	豊川浩一 著	山川出版社	2016.12.20	
雲南の歴史と文化とその風土	氣賀澤保規 編	勉誠出版	2017.03.10	◎

◎は総合研究, ☆は重点共同研究の成果である

## 5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

No.	書名	講演年度	発行年月日	
1	精神・人生	1977・1978	1982.11.15	
2	ことば・まつり	1979・1980	1984.10.15	
3	文化・空間	1981・1982	1983.10.15	☆
4	遺言・冒険	1983・1984	1985.07.15	
5	笑い	1985	1986.05.15	
6	妖怪	1986	1987.09.15	
7	修羅	1987	1988.03.31	
8	悪	1988	1989.05.31	
9	異国	1989	1990.05.15	
10	曖昧	1990	1991.05.31	
11	日本にとっての朝鮮文化	1991	1992.05.31	
12	文化交流—日本と朝鮮	1992	1993.06.30	
13	<small>ウチナー</small> 沖繩から見た日本 <small>ヤマトウ</small>	1993	1994.06.30	☆
14	文化における「異」と「同」	1994	1995.06.30	☆
15	越境する感性	1995	1996.03.31	☆
16	神話と現代	1996	1997.03.31	☆
17	歴史のなかの民衆文化	1997	1998.03.31	☆
18	「生と死」の図像学	1998	1999.03.31	☆
19	「身体。スポーツ」へのまなざし	1999	2000.03.31	☆
20	江戸文化の明暗	2000	2001.03.31	☆
21	パリ・その周縁	2001	2002.03.31	☆
22	異文化体験としての大都市—ロンドンそして東京	2002	2003.03.31	
23	言語的な、余りに言語的な—現代社会とことば	2003	2004.03.31	
24	巡礼—その世界	2004	2005.03.31	
25	「生と死」の東西文化論	2005	2006.03.31	
26	人はなぜ旅に出るのか	2006	2007.03.31	
27	声なきことば・文字なきことば	2007	2008.03.31	
28	「映画」の歓び	2008	2009.03.31	
29	マンガ・アニメ・ゲーム・フィギュアの博物館学	2009	2010.03.31	
30	沖繩と「戦（いくさ）世（ゆ）」の記憶	2010	2011.03.31	
31	孤独と社会	2011	2012.07.31	
32	書物としての宇宙	2012	2014.05.31	
33	シェイクスピアと日本	2014	2015.03.31	

※全て風間書房から出版。2015年度分からは紀要に掲載

☆は日本図書館協会の選定図書

◎ 研究所長 豊川 浩一

◎ 運営委員 石黒 太郎  
 岩野 卓司  
 落合 弘樹  
 釜崎 太  
 小財 陽平  
 清水 真木  
 昔農 英明  
 瀧口 美香  
 田村 久男  
 中澤 高志  
 波戸岡 景太  
 藤山 龍造  
 前田 更子  
 眞嶋 亜有  
 松澤 淳  
 山崎 健司  
 山本 洋平

Director TOYOKAWA Koichi

Committee ISHIGURO Taro  
 IWANO Takuji  
 OCHIAI Hiroki  
 KAMASAKI Futoshi  
 KOZAI Youhei  
 SHIMIZU Maki  
 SEKINO HIDEAKI  
 TAKIGUCHI Mika  
 TAMURA Hisao  
 NAKAZAWA Takashi  
 HATOOKA Keita  
 FUJIYAMA Ryuzo  
 MAEDA Nobuko  
 MAJIMA Ayu  
 MATSUZAWA Jun  
 YAMAZAKI Kenji  
 YAMAMOTO Yohei

---

明治大学人文科学研究所年報 第58号

2017年10月31日発行

編集 明治大学人文科学研究所

発行人 豊川浩一

発行所 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学人文科学研究所

印刷所 アライ印刷株式会社

---